

千代田区エリアマネジメント活動
推進ガイドライン
【資料編】
素案（案）

目次

1	エリアマネジメント活動で活用する制度等	1
2	エリアマネジメント団体の成り立ち	122
3	検討経緯	123
4	委員名簿	124

1 エリアマネジメント活動で活用する制度等

(1) 活用場所を確保するための制度等

類別	制度名	参照ページ
道路	道路占用許可	本編
	道路使用許可	本編
	道路占用許可の特例	資料編
	ほこみち（歩行者利便増進道路）	資料編
	道路協力団体制度	資料編
公園	公園占用許可	本編
	公園使用許可	本編
	都市公園占用許可の特例	資料編
河川	河川敷地占用許可	本編
	河川敷地占用許可の特例	資料編
公開空間	東京都特定街区運用基準（有効空地の活用）	本編
	普通財産の活用	資料編
広場	千代田区立広場の設置及び管理に関する要綱	本編
公開空地	公開空地の一時占用	本編

(2) 活動内容によって必要となる手続き等

類別	制度名	参照ページ
飲食	食品営業許可	本編
防火	露店等開設届出	本編
	防火管理者選任届	本編
	消防活動に支障を及ぼすおそれのある行為の届出書	本編
	火災予防上必要な業務に関する計画届出	本編
広告	屋外広告物許可申請	本編
保険	各種保険等	本編
文化	ヘブンアーティスト事業	本編

(3) 活動を支援する制度等

類別	制度名	参照ページ
文化	文化事業助成	資料編
	東京歴史まちづくりファンド	資料編
	Living History 促進事業	資料編
環境	ヒートアイランド対策助成	資料編
商工	商工関係団体の事業補助	資料編
防犯	防犯設備（防犯カメラ等）の整備等に対する補助金	資料編
まちづくり	まちなかウォークアブル推進事業	資料編
	ウォークアブル推進税制	資料編
	都市再開発支援事業の活用	資料編
	交流・滞在空間の充実化に対する金融支援（まちなか公共空間等活用支援業務）	資料編
	水辺のにぎわい創出事業	資料編
	民間都市再生事業計画認定制度	資料編

(4) 地域の活動を取組む仲間や団体をつくるための制度等

類別	制度名	参照ページ
まちづくり	都市再生推進法人	資料編
	まちづくり会社の設立	資料編
	まちづくり団体の登録制度（東京のしゃれた街並みづくり推進条例）	資料編
	市町村都市再生協議会の組織	資料編
防犯	地域防犯パトロール団体活動助成	資料編

(5) 地域のルール・価値をつくるための制度

類別	制度名	参照ページ
まちづくり	都市再生整備計画の提案制度	資料編
	都市計画の決定等の提案	資料編
	都市再生（整備）歩行者経路協定	資料編
	低未利用土地利用促進協定	資料編
	官民連携まちなか再生推進事業	資料編
	一体型滞在快適性等向上事業（一体型ウォークアブル事業）	資料編
	地区計画制度	資料編
	建築協定制度	資料編
	都市利便増進協定	資料編
	区道通称名設定の申請	資料編
	都市安全確保促進事業の活用	資料編
公園	市民緑地認定制度	資料編
	公園施設の設置管理許可の特例制度	資料編
	公園施設設置管理協定制度	資料編
交通	都市再生駐車施設配置計画	資料編
	駐車場の地域ルール	資料編
	特定路外駐車場の届出制度	資料編
	路外駐車場出入口の設置制限	資料編
	附置義務駐車施設の集約化・出入口設置制限	資料編

景観	景観計画の作成等の提案	資料編
	街並み景観づくり制度	資料編
	景観まちづくり重要物件	資料編
	景観重要建造物・景観重要樹木	資料編
	東京都選定歴史的建造物の選定	資料編
	アダプトシステム	資料編
	かわまちづくり支援制度	資料編
文化	文化財の指定登録制度	資料編
	まちの記憶保存プレート	資料編

(6) 継続的に活動をしていくための制度等

類別	制度名	参照ページ
広告	屋外広告物を活用したエリアマネジメント支援事業	資料編
商工	クラウドファンディング	本編
	クラウドファンディング活用による資金調達支援	本編
まちづくり	街なみ環境整備事業	資料編
	共同型都市再構築業務	資料編
	グリーンアセット等整備支援業務	資料編
	まち再生出資業務	資料編
	まちづくりファンド支援事業	資料編
	千代田まちづくりサポート	資料編
	地域再生エリアマネジメント負担金制度	資料編
	都市環境維持・改善事業資金	資料編
都市再生推進法人に土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特例	資料編	

1 活動場所を確保するための制度等

道路占用許可の特例制度

概要

区市町村が策定した都市再生整備計画で「特例道路占用区域」に指定された道路上にオープンカフェや広告板等を設置できる制度です。

通常、道路占用は、道路法において、道路の敷地外に余地が無くやむを得ない場合（無余地性）で一定の基準に適合する場合作らなければ許可されませんが、一定の条件の下で、無余地性の基準を緩和するものです。



- 占用期間：5年以内（更新可能）
- 占用料：千代田区道路占用料等徴収条例で定められた額
- 都市再生整備計画は、都市再生推進法人が提案することができます。

対象施設

まちの賑わい創出や道路利用者等の利便の増進に資する以下の施設が対象となります。

施設	要件	例
広告塔、看板	良好な景観の形成または風致の維持に寄与するもの	地域の雰囲気にあわせた広告による地域のブランディング
食事施設、購買施設、その他これらに類する施設	道路の通行者または利用者の利便の増進に資するもの	オープンカフェや休憩場所の設置による賑わいや滞留空間の創出
自転車駐車器具	自転車を賃貸する事業の用に供するもの	シェアサイクルのポートの設置による交通利便性の向上

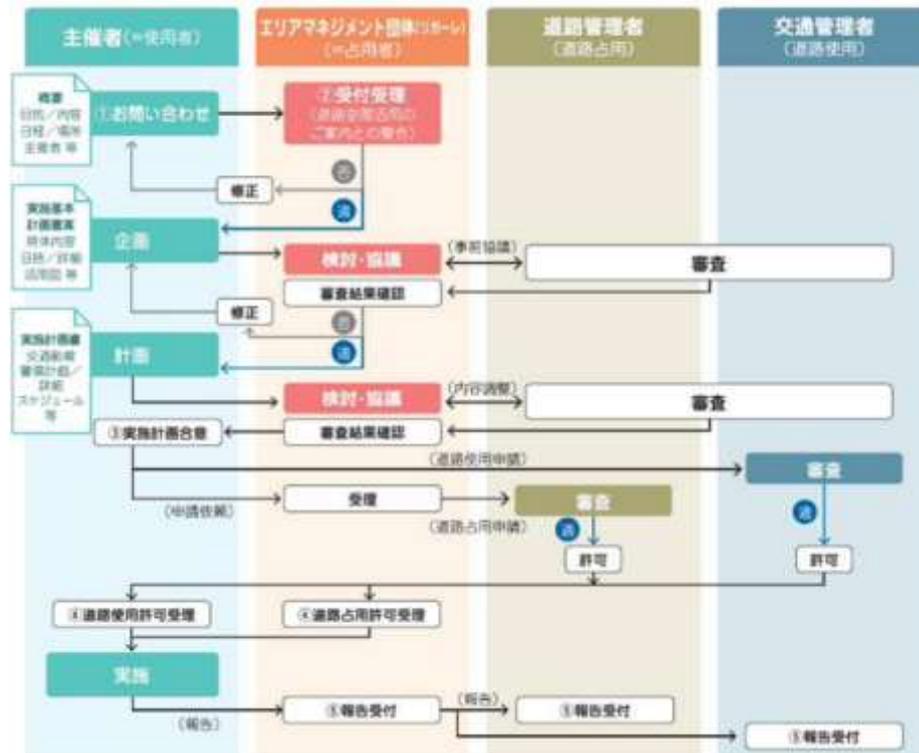
※施設の構造等詳細な要件等については、「官民連携まちづくりの進め方（平成29年9月/国土交通省）参照（右の二次元コードからアクセス可）

QR

留意事項等（担当課等へのアンケートに基づき、特に注意していただきたい内容等を掲載予定）

- 占有者は、道路交通環境の維持向上を図るための措置を講ずる必要があります。具体的には、以下のようなものが想定されます。
 - ・ 占有施設（ベンチ、オープンカフェ、サイクルポートなど）周辺の清掃
 - ・ 看板を植樹帯に設置する場合の当該植樹の剪定
 - ・ サイクルポートを設置する場合の周辺の放置自転車の整序
- 占有物件を用いて得られた収益については、用途の制限はありません。まちづくりのためのさまざまな活動、例えば、ベンチ・街灯等の設置・管理、まちづくり団体の運営経費等に充てることもできます。
- 特例が適用されるのは都市再生整備計画の計画期間内に限られます。
- 食事施設の設置の場合、別途食品営業許可（POO）が必要となります。

制度活用手続き



- 道路占用許可に際しては、道路占用許可申請書及び「当該施設の設置に伴い必要となる、道路交通環境の維持及び向上を図るための措置」を記載した書面（範囲、頻度、方法などを記載した実施計画）が必要となります。
- 道路占用許可に際しては、道路使用許可申請書、道路使用の場所または区間の付近の見取図、道路を使用して行う行為の内容が分かるものを記載した書面が必要となります。また、工作物を設ける場合は、その設計図及び仕様書が必要となります。

問合せ

内容	担当
道路占用許可の特例制度、都市再生整備計画に関すること	千代田区 環境まちづくり部 景観・都市計画課 計画推進担当 ☎03-5211-3612
占用許可に関すること	【区道】 千代田区 環境まちづくり部 環境まちづくり総務課 占用係 ☎03-5211-4235 【都道】 東京都建設局 第一建設事務所 管理課 占用担当 ☎03-3542-1474 【国道】 国土交通省 関東地方整備局 東京国道事務所 管理第一課 ☎03-3512-9096
道路使用許可に関すること	各地域の警察署

1 活動場所を確保するための制度等

ほこみち(歩行者利便増進道路制度)

概要

道路管理者が指定した「歩行者利便増進道路」で「利便増進誘導区域」に指定された道路上にオープンカフェや露店等の設置にかかる道路占用許可基準(無余地性)を緩和する制度です。

通常、道路占用は、道路法において、道路の敷地外に余地が無くやむを得ない場合(無余地性)で一定の基準に適合する場合でなければ許可されませんが、一定の条件の下で、無余地性の基準を緩和するものです。



- 占用期間：5年以内(更新可能)(公募占用の場合は最長20年)
- 占用料：道路管理者によって定められた額

対象施設

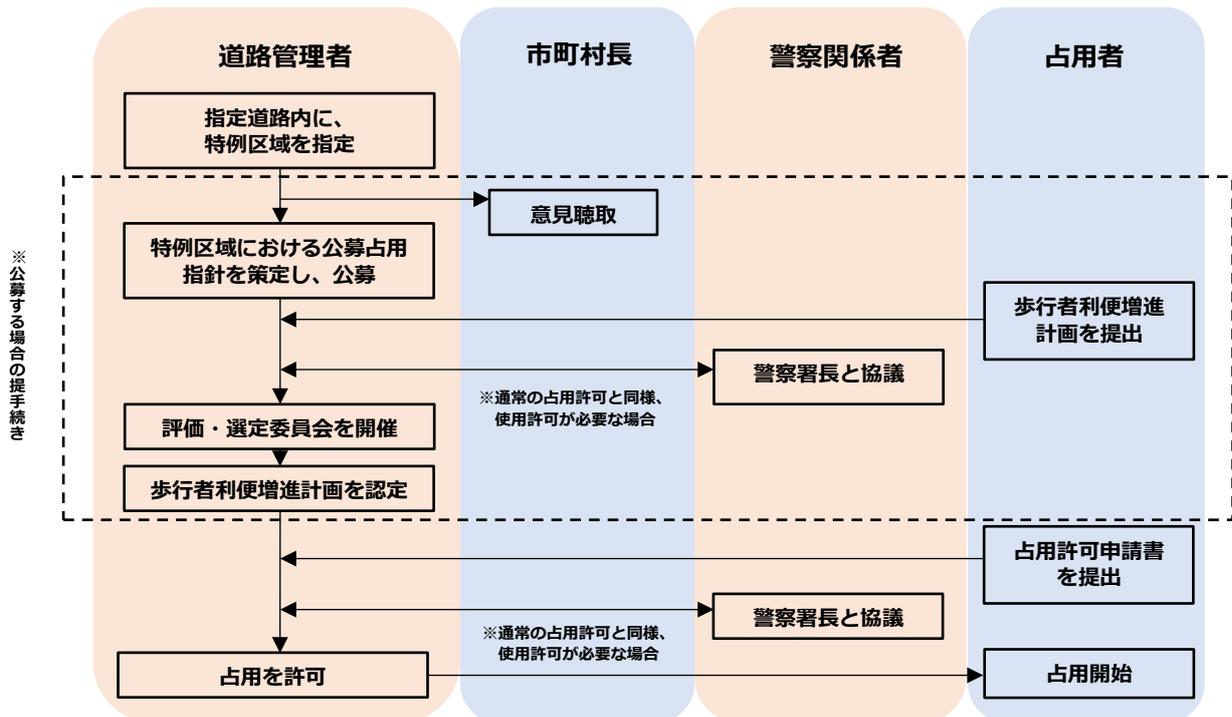
歩行者利便増進施設等として認められる物件は下記のとおりです。

施設	要件	例
広告塔、看板	良好な景観の形成または風致の維持に寄与するもの	地域の雰囲気にあわせた広告による地域のブランディング
標識、旗ざお、幕、アーチ		地域の雰囲気にあわせた旗ざおによる店舗の宣伝・集客
食事施設、購買施設、その他これらに類する施設	道路の通行者または利用者の利便の増進に資するもの	オープンカフェの設置による賑わいの創出
集会等の催しのために設けられる露店、商品置場その他これらに類する施設		露店と椅子の設置による街に回遊空間と滞留空間の創出
自転車駐車器具	自転車を賃貸する事業の用に供するもの	シェアサイクルのポートの設置による交通利便性の向上

留意事項等 (担当課等へのアンケートに基づき、特に注意していただきたい内容等を掲載予定)

- ○○
- ○○

制度活用の手続き



- 歩行者利便増進施設の設置に併せて、占有主体が道路維持管理の協力(占有区域以外の除草、清掃、植樹の剪定又は道路施設への電力供給など)を行う場合、占用料の額の90%を減額するものとします。ただし、この減額率を適用する場合、別に定める減額率は適用しないものとします。

問合せ

ほこみちに関すること	国土交通省 関東地方整備局 道路計画第二課 ☎ 048-601-3151
------------	---

1 活動場所を確保するための制度等

道路協力団体制度

概要

「道路協力団体制度」は、自発的に道路の維持、道路交通環境の向上に関するものを行う民間団体を支援する制度です。

道路管理者より道路協力団体に指定されると、活動のために必要な道路占用等がより柔軟に行えるようになるため、オープンカフェや物販施設等の占用を通じた道路における収益活動が行いやすくなります。



- 団体指定期間：5年以内（更新可能）

活動内容

道路協力団体の活動内容は下記のとおりです。

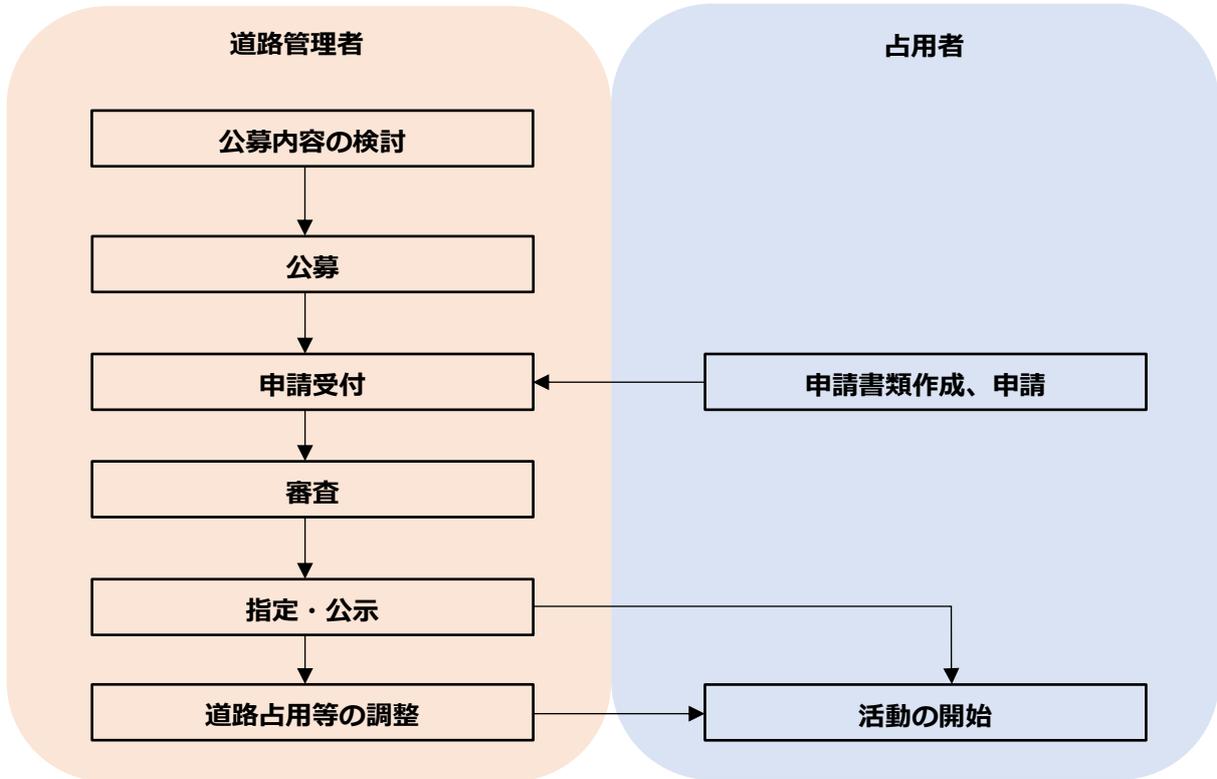
ソフトな活動内容	例
道路管理者に協力して、道路に関する工事又は道路の維持	道路の清掃、花壇整備
道路の管理に関する情報の収集	道路の不法占用物件等の発見及び道路管理者への通報
道路の管理に関する調査研究	道の駅の利用者ニーズ調査
道路の管理に関する知識の普及及び啓発活動	無電柱化等の施策に関するワークショップの開催

ハードな活動内容	例
看板、標識その他これらに類する物件又は歩廊、雪よけその他これらに類する施設で安全かつ円滑な道路の交通の確保に資するもの	歩行者等の通行注意看板
道路の路面に設ける自転車、原付、小型自動車等の駐車等に要する器具で道路の通行者等の利便の増進に資するものの設置・管理	シェアサイクル施設
広告塔又は看板で良好な景観の形成又は風致の維持に寄与するものの設置・管理	掲示板
標識又はベンチもしくはその上屋、街灯等で道路の通行者等の利便の増進に資するものの設置・管理	歩行者休息スペースやバス停等のベンチ
食事施設、購買施設等で道路の通行者等の利便の増進に資するものの設置・管理	オープンカフェ、マルシェ
道路に関するイベントに係る広告塔、ベンチ、露店、看板、標識、アーチ等で道路の通行者等の利便の増進に資するもの	道路に関連したイベント開催に要する機材

留意事項等（担当課等へのアンケートに基づき、特に注意していただきたい内容等を掲載予定）

- ○○
- ○○

制度活用の手続き



問合せ

内容	担当
道路協力団体制度に関する	国土交通省 関東地方整備局 道路部 道路計画第二課 ☎ 048-601-3151

1 活動場所を確保するための制度等

都市公園占用許可の特例制度

概要

区市町村が策定した都市再生整備計画の区域における都市公園は、市町村が、都市の居住者、来訪者又は滞在者の利便の増進に寄与するために必要であるとして、都市再生整備計画に位置づけた施設等については、一定の要件を満たせば、公園の占用許可の特例を受けることができます。



- 占用期間：10年以内（更新可能）
- 占用料：千代田区都市公園条例で定められた額
- 都市再生整備計画は、都市再生推進法人が提案することができます。

対象施設

自転車駐車場、観光案内所その他都市の居住者、来訪者又は滞在者の利便の増進に寄与するものとして、サイクルポート、観光案内所、路線バス（コミュニティバスも含む）の停留所のベンチ・上家、競技会等のために設けられる仮設工作物とされています。

留意事項等（担当課等へのアンケートに基づき、特に注意していただきたい内容等を掲載予定）

- ○○
- ○○

制度活用の手続き

手続きの流れを図で示す予定

- 都市公園占用許可に際しては、都市公園占用許可申請書が必要となります。

問合せ

内容	担当
都市再生整備計画に関すること	千代田区 環境まちづくり部 景観・都市計画課 計画推進担当 ☎03-5211-3612
占用許可に関すること	【区立公園】 千代田区 環境まちづくり部 環境まちづくり総務課 占用係 ☎03-5211-4235 【都立公園】 東京都建設局 東部公園緑地事務所 管理課 管理担当 ☎03-3821-6145

1 活動場所を確保するための制度等

河川敷地占用許可の特例

概要

河川管理者が地域の合意を図った上で「都市・地域再生等利用区域」を指定し、オープンカフェや広告板等を設置できる制度です。また、「都市・地域再生等利用区域」を指定する際には、地元市町村があらかじめ河川管理者と協議の上、都市再生整備計画に河川敷地の利用について位置付けられていることなどにより、地域の合意が図られていると捉えることが可能とされています。



従来、河川敷地の占用は、公的主体（地方公共団体等）が、公共性・公益性のある施設（公園、橋梁、送電線等）を設置する場合に限られてきましたが、この制度では、民間事業者等（特定非営利活動法人、権利能力なき社団などを含む。）も認められます。

- 占用期間：10年以内（工作物の場合）
- 都市再生整備計画は、都市再生推進法人が提案することができます。

対象施設

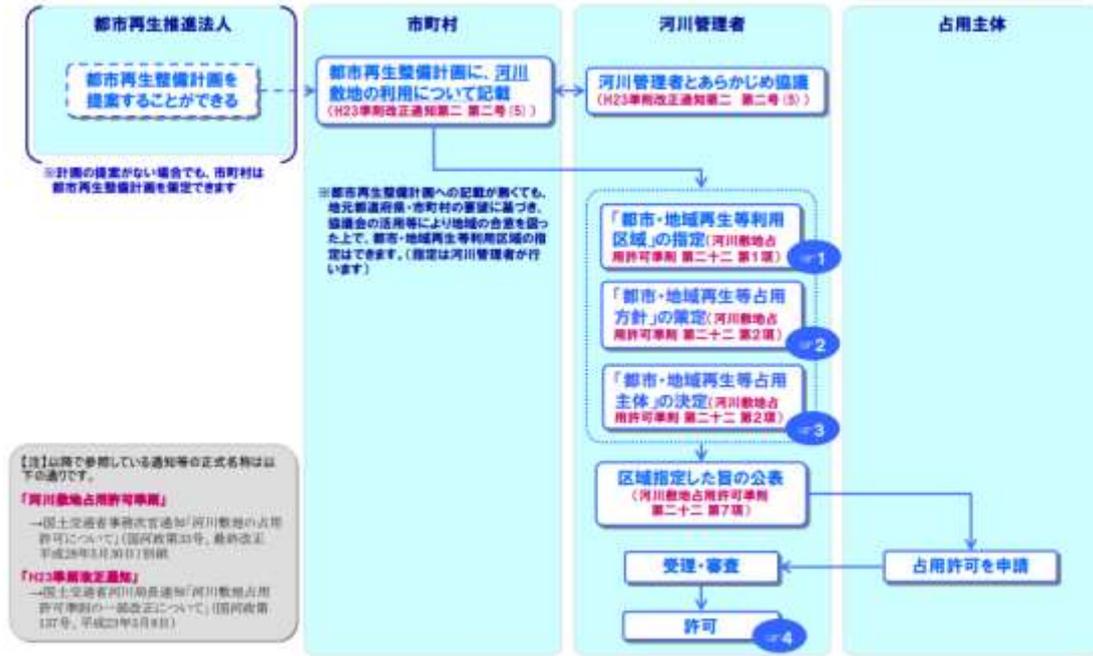
河川敷地占用許可の特例を受けることができる施設は下記のとおりです。（河川敷地占用許可準則第二十二 第3項に掲載されています）

	施設
①	広場、イベント施設、遊歩道
②	船着場、船舶係留・上下架施設（斜路を含む）
③	①&②に掲げる施設と一体をなす飲食店、売店、オープンカフェ、広告板、広告柱、照明・音響施設、キャンプ場、バーベキュー場、切符売場、案内所、船舶修理場等
④	日よけ、船上食事施設、突出看板、川床

留意事項等（担当課等へのアンケートに基づき、特に注意していただきたい内容等を掲載予定）

- ○○
- ○○

制度活用の手続き



問合せ

内容	担当
河川敷地占用に関すること (神田川、日本橋川)	千代田区 環境まちづくり部 環境まちづくり総務課 占用係 ☎ 03-5211-4235
河川敷地占用に関すること	東京都建設局 河川部 指導調整課 占用担当 ☎ 03-5320-5409

普通財産の活用

概要

民間事業者等（都市再生推進法人又は一体型ウォークアブル向上事業の実施主体）が行うまちなかウォークアブル区域における滞在の快適性等の向上に資する事業の円滑な実施のため、市町村が都市再生整備計画に普通財産の使用に関する事項を記載することで、民間事業者等は、普通財産の安価な貸付け等を受けることができる制度です。



- 対象区域：まちなかウォークアブル区域
- 実施主体：都市再生推進法人
一体型ウォークアブル事業の実施主体
- 本制度の活用に関しまして、都市再生整備計画の提案制度を利用することができます。

対象施設

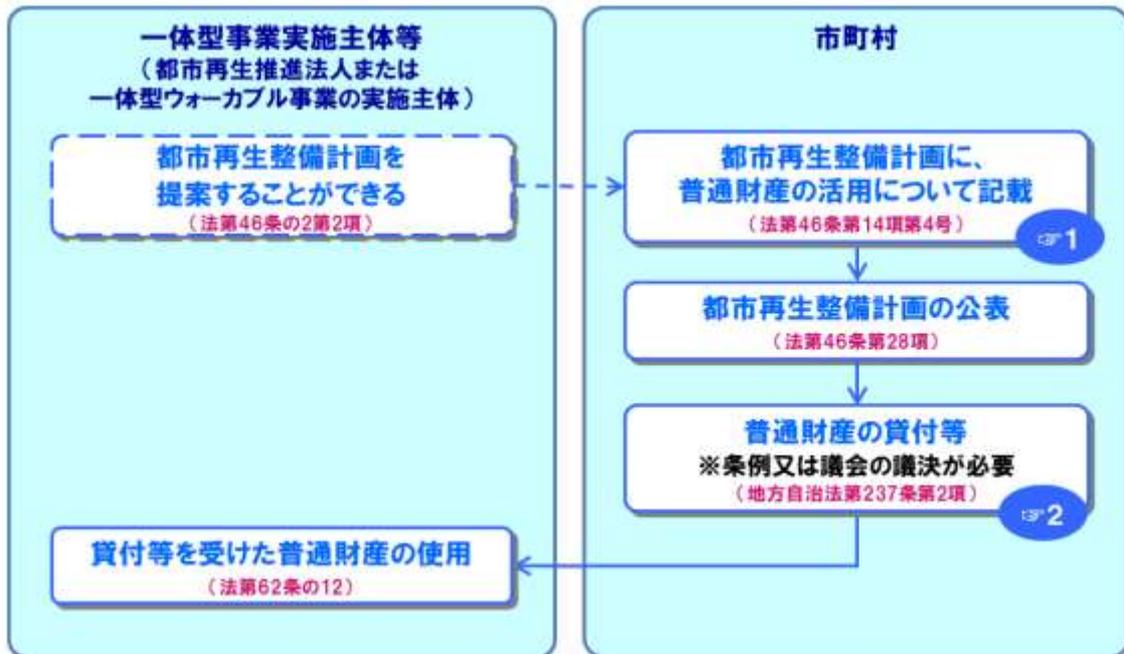
千代田区では、本制度を活用するための財産はまだ定められていないが、下記は区内にある低未利用財産の一部であり、これらの財産の方向性を検討していきます。

施設	所在地
旧千代田保健所	神田錦町三丁目 10 番
旧千代田保健所麹町庁舎	平河町二丁目 7 番 29 外 1 筆
旧富士見福祉会館・児童館	富士見二丁目 4 番 34 外 3 筆
公共用地	一番町 4 番 54 外 2 筆
旧飯田橋保育園・職員住宅	飯田橋三丁目 18 番 6
旧永田町小学校	永田町二丁目 87 番 外 2 筆
旧九段中学校	富士見一丁目 18 番 8
旧今川中学校	鍛冶町二丁目 6 番 1 外 4 筆
麹町保育園仮園舎（三番町分室跡地）	三番町 7 番 30 外 1 筆
神田保育園仮園舎（神田消防署跡地）	神田淡路町二丁目 12 番 2
下島ビル	外神田三丁目 94 番 2 外 1 筆
旧庁舎	九段南一丁目 5 番 2
小川広場	神田小川町三丁目 6 番 11
旧練成中学校	外神田六丁目 31 番
ちよだプラットフォームスクウェア	神田錦町三丁目 21 番 1
旧七生自然学園	日野市落川 229 番 外 22 筆
区立猿楽町住宅跡地	猿楽町一丁目 4 番 5

留意事項等（担当課等へのアンケートに基づき、特に注意していただきたい内容等を掲載予定）

- ○○
- ○○

制度活用の手続き



問合せ

内容	担当
普通財産の活用に関すること	千代田区 環境まちづくり部 地域まちづくり課 ☎ 03-5211-3617

3 活動を支援する制度等

文化事業助成

概要

千代田区内に活動拠点を置き、区内で活動している文化団体が自主的・自発的に実施する文化事業に対し補助金を交付することにより、芸術や伝統文化などの維持・継続・発展を図るとともに、区民の芸術・文化活動の促進を支援する制度です。



- 助成対象団体：千代田区内に活動拠点を置き、区内で活動している非営利団体（個人は対象外）
- 助成金額：自己負担金（会場費を除いた額）の4/5、かつ200万円を上限とします
会場費のうち、上限自己負担金まで9/10、かつ200万円を上限とします

助成対象事業

千代田区の文化事業助成対象は下記のすべての要件を満たしている文化事業となります。

	要件
①	区内で開催する事業
②	区民無料、または区民優先枠等の設定により、広く区民が参加し、区民の文化活動の促進に資する事業
③	団体自らが主催し、かつ経費を負担する事業
④	事業計画や資金計画が目的を達成するために適正であり、かつ十分な効果が期待できる事業

しかし、下記の団体と事業は対象外となります。

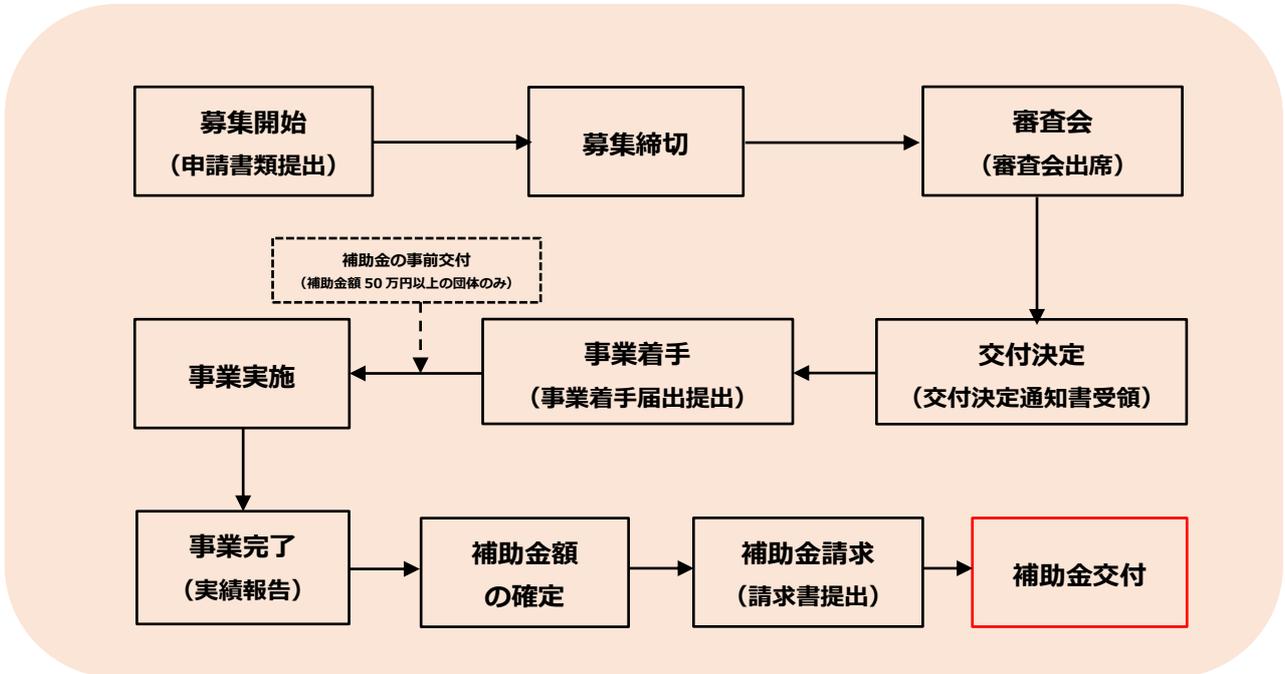
	対象とならない団体
①	政治・宗教・営利を目的とする団体
②	特定の政治家（候補者含む）や政党を、推薦、支持又は反対することを目的とする団体
③	暴力団又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む）の統制下にある団体
④	国、自治体又はこれに準じる法人が、基本金その他これに準じるものを出資している団体

	対象とならない事業
①	政治・宗教・営利を目的とする事業
②	親睦を図ることを主な目的とする事業
③	会員向け色彩が強い、または参加資格が限定される事業
④	販売、出版、収集、資料作成、研究などを主な目的とする事業
⑤	他のイベント（地域活性化事業、町会や商店会のイベントなど）に付帯する事業

留意事項等（担当課等へのアンケートに基づき、特に注意していただきたい内容等を掲載予定）

- ○○
- ○○

制度活用の手続き



- 文化助成事業に際しては、補助金交付申請書、収支予定表、補助金計算表、団体調書、会員名簿、応募する事業の資料（企画書、スケジュール表など）が必要となります。また、必要に応じて、団体の規約又は会則等の提出を求められる場合もあります。
- 国や都が交付する補助金の対応となっている場合でも、本助成制度に申請することは可能です。

問合せ

内容	担当
千代田区文化事業助成に関すること	地域振興部 文化振興課 文化振興係 ☎ 03-5211-3628

3 活動を支援する制度等

東京歴史まちづくりファンド

概要

地域の景観を彩る歴史的建造物を未来に継承していくために、所有者の皆様が行う保全活動（保全工事、利活用工事、利活用活動経費等）に係る費用の一部を助成する制度です。

■ 助成対象施設：民間所有「東京都選定歴史的建造物」

■ 助成金額：

保全工事は工事費用の1/2以内、かつ400万円を上限とします

利活用工事は工事費用の1/2以内、かつ150万円を上限とします

利活用活動経費は対象経費の実費額又は10万円のいずれか小さい額



助成対象施設（令和4年〇月現在）

千代田区における東京都選定歴史的建造物は下記のとおりです。

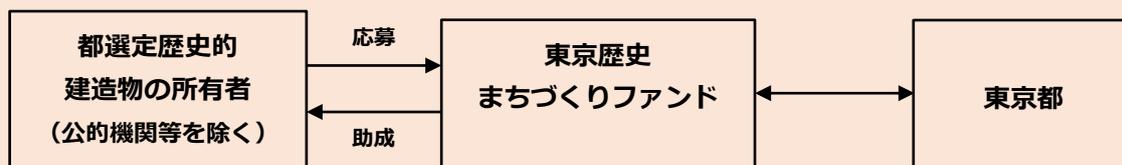
施設名	所在地
市政会館	千代田区日比谷公園 1番3号
東京ルーテルセンタービル	千代田区富士見 一丁目2番32号
いせ源本館	千代田区神田須田町一丁目11番地1
神田まつや	千代田区神田須田町 一丁目13番地
ぼたん	千代田区神田須田町 一丁目15番地
竹むら	千代田区神田須田町一丁目19番地2
DNタワー21（旧第一生命館）	千代田区有楽町 一丁目13番1号

留意事項等（担当課等へのアンケートに基づき、特に注意していただきたい内容等を掲載予定）

■ ○○

■ ○○

制度活用の手続き



問合せ

内容	担当
東京歴史まちづくりファンドに関すること	公益財団法人東京都防災・建築まちづくりセンター ☎03-5989-1453
東京都選定歴史的建造物に関すること	東京都都市整備局 緑地景観課 ☎03-5388-3359

Living History 促進事業

概要

「Living History」促進事業（別名：生きた歴史体感プログラム）は、重要文化財や史跡を訪れた方が、往時のくらしや祭事などを体験し、日本の文化を理解・体感できるような、歴史的背景に基づいた復元行事や展示・体験プログラムなどを推進する制度です。

- 補助額：上限額はありますが、原則として補助対象経費の 1/2 を限度とします。



対象

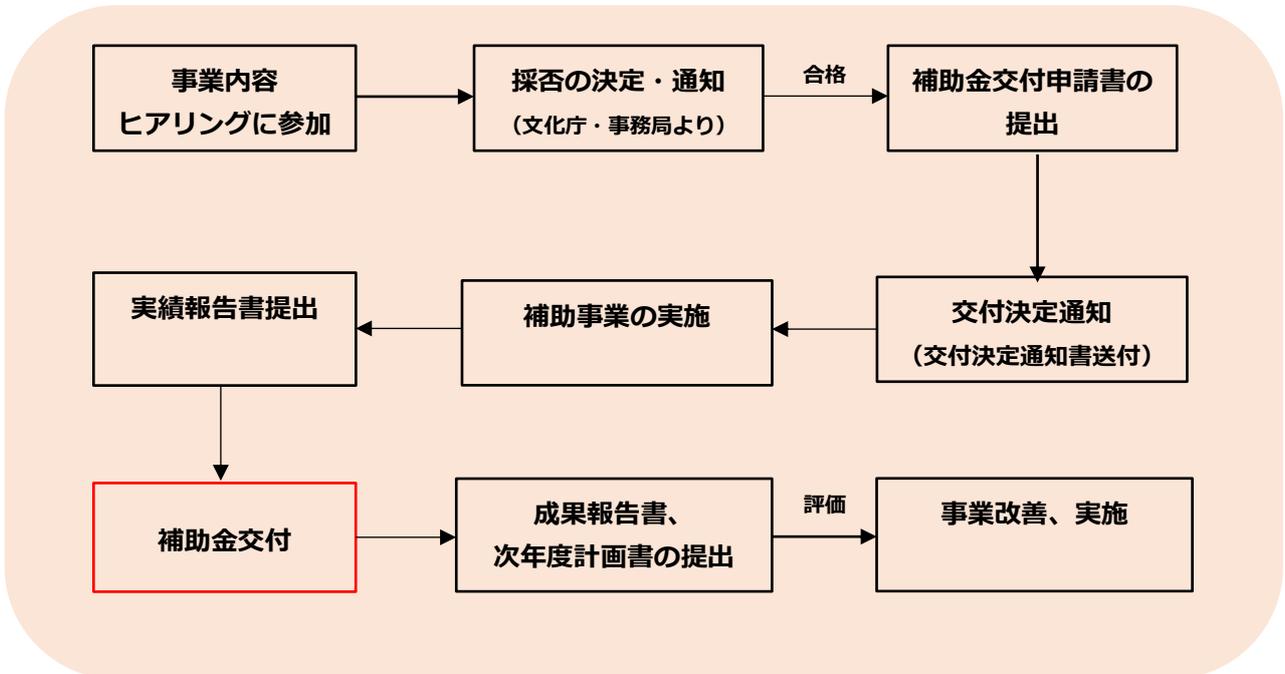
本事業の補助事業者、補助対象となる地域と補助内容は下記のとおりです。

- 補助事業者
法人（地方公共団体、民間団体等）又は、DMO 等によって構成される協議会（条件あり）
- 補助対象となる地域（全てを満たす必要）
 - ①文化財の所在する市町村が下記のいずれかに該当することを原則として、さらに近隣の外国人観光客が多く来訪する施設（文化財に限らない）とのルート設定等の連携がとれていること。
 - 観光振興事業費補助金交付要綱第 1 章第 2 条二に基づく指定市区町村
 - 日本遺産の構成文化財、または、世界文化遺産の構成資産が存する市区町村
 - ユネスコ無形文化遺産が公開される市区町村
 - ②対象文化財群に来訪する外国人観光客の入れ込み数の目標値及び計測方法を設定していること。
 - ③対象文化財群又はその周辺において、WiFi、多言語、キャッシュレス対応や様式トイレ等のいずれかの受け入れ環境の整備が出来ている又は事業年度中に整備する計画があること。
- 補助対象事業の要件
 - ①対象は、国指定等文化財を核としたもの
 - ②対象となる文化財に、文献や絵画等の資料や研究資料等に基づいた付加価値を付与すること
 - ③実施プログラムの内容については、外国人観光客を含む参加者がわかりやすい解説を行うこと

留意事項等（担当課等へのアンケートに基づき、特に注意していただきたい内容等を掲載予定）

- ○○
- ○○

制度活用の手続き



- Living History 促進事業を申請しようとする際、補助金交付申請書、実績報告書、成果報告書及び次年度計画書が必要となります。

問合せ

内容	担当
Living History に関すること	文化庁 文化資源活用課 事業係 ☎ 03-5253-4111
	文化庁 「Living History 促進事業」事務局 近畿日本ツーリスト株式会社 公務営業支店 Living History 係 ☎ 03-4363-6043

3 活動を支援する制度等

ヒートアイランド対策助成

概要

千代田区内、ヒートアイランド現象を緩和する屋上等緑化や壁面緑化、屋上に高反射率塗料や熱交換塗料、舗装面に遮熱性塗料や熱交換塗料を塗布する工事、窓ガラスへの日射調整フィルム・コーティング材による遮熱対策、ドライ型ミスト発生装置の設置など、ヒートアイランド対策の費用の一部を助成する制度です。



- 助成対象施設：区内の建物等（工事等の実施前）であり、国や地方公共団体等が行う類似の助成等（総合設計制度の屋上緑化による容積率の割増など）を受ける予定又はすでに受けていない建物
- 助成金額：種別によって、10万円～200万円を上限とします。

助成対象

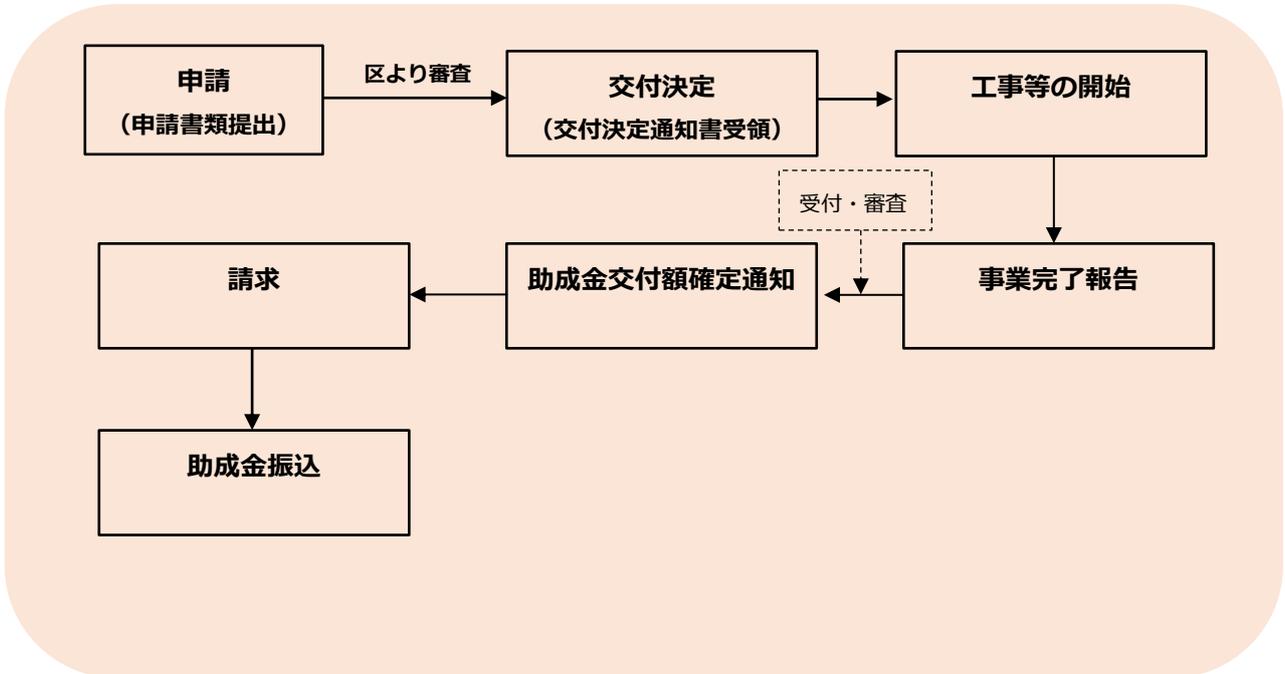
本助成制度の助成対象と助成内容は下記のとおりです。

助成対象	助成内容	上限額
屋上等緑化	助成対象経費の50%、または 緑化面積×30,000円/平方メートルのいずれか低い額	200万円
プランター（屋上・敷地内100リットル/基以上）	助成対象経費の50%、または 設置基数×15,000円/基のいずれか低い額	50万円
敷地内緑化	助成対象経費の50%、または 緑化面積×30,000円/平方メートルのいずれか低い額	200万円
壁面緑化	助成対象経費の50%、または 緑化面積×5,000円/平方メートルのいずれか低い額	50万円
高反射率塗料・熱交換塗料（屋上）	助成対象経費の50%、または 塗布面積×2,000円/平方メートルのいずれか低い額	30万円
日射調整フィルム・窓用コーティング材	助成対象経費の50%、または 塗布面積×2,000円/平方メートルのいずれか低い額	30万円
遮熱性舗装・熱交換塗料（舗装面）	対象経費の50%	100万円
ドライ型ミスト発生装置	助成対象経費の50%	100万円
ドライ型ミスト発生装置（レンタル）	助成対象経費の50%	10万円

留意事項等 (担当者等へのアンケートに基づき、特に注意していただきたい内容等を掲載予定)

- ○○
- ○○

制度活用の手続き



- ヒートアイランド対策助成を申請しようとする際に、助成金交付申請書、確認書が必要となります。また、種類によって、固定資産税の納税証明書の写し、見積書の写し、施工・設置箇所の平面図などの添付資料を求められる場合があります。

問合せ

内容	担当
ヒートアイランド対策助成制度に関すること	千代田区 環境まちづくり部 環境政策課エネルギー対策係 ☎ 03-5211-4256

3 活動を支援する制度等

商工関係団体の事業補助

概要

千代田区内の商工会、同業種団体から提案型の事業（イベント事業、活性化事業など）に対する補助制度です。

- 対象団体：千代田区商店街連合会、千代田区商店街振興組合連合会及びそれらに加盟する商店会または商店街振興組合 おおむね 10 社（個人事業主を含む）以上からなる同業種団体（複数の同業種団体の連合会を含む）
- 補助金額：事業によって、15 万円～2,000 万円が上限とします

対象事業

本事業の補助対象内容及び上限額（一部）は下記のとおりです。

■ イベント事業

対象団体	内容	補助率と限度額
商店会	1. 文化、歴史など地域資源を生かしたイベント 2. 資源リサイクル、環境対策に資するイベント 3. 地域福祉、健康に資するイベント	補助率：2/3～8/9 限度額：88.8 万円～ 500 万円
同業種団体	4. 防犯防災や生活安全に資するイベント 5. その他団体の活性化につながるイベント(同業種団体のみ)	補助率：2/3 限度額：400 万円

■ 活性化事業（一部抜粋）

対象団体	内容	補助率と限度額
商店会	1. IT 機能の強化を図るための事業 2. 顧客利便機能の強化を図るための事業 3. コミュニティ機能の強化を図るための事業	補助率：1/2～4/5 限度額：15 万円～ 2,000 万円
同業種団体	4. 組織力、経営力の強化を図るための事業	補助率：2/3 限度額：150 万円

■ その他（商店会）

内容	補助率と限度額
さくら協賛事業（千代田区のさくらまつりの開催期間に合わせて行うイベント事業）	補助率：2/3 か低い額 限度額：50 万円
新規企画イベント事業（商店会等が主催となって行う新規のイベント事業）	補助率：1/2 限度額：50 万円

※詳細は下記の千代田区のホームページを参照（右の二次元コードからアクセス可）



留意事項等 (担当者等へのアンケートに基づき、特に注意していただきたい内容等を掲載予定)

- ○○
- ○○

制度活用の手続き

手続きの流れを図で示す予定

問合せ

内容	担当
商工関係団体事業補助に関すること	千代田区 地域復興部 商工観光課 商工振興係 ☎ 03-5211-4185

防犯設備（防犯カメラ等）の整備等に対する補助金

概要

千代田区内の町会、PTA、商店街等の地域団体が設置する防犯設備（防犯カメラ、防犯灯、防犯ベル等）の費用の一部を補助する制度です。

- 対象団体：千代田区内の町会、地域団体、商店街
- 補助金額：新規設置、または再整備は 600 万円～700 万円
が上限とします
維持管理費は 50 万円が上限とします
移設経費は 50 万円が上限とします

補助対象

本制度の補助対象団体及び補助限度は下記のとおりです。

類別	対象団体	補助率	限度額
新規設置	地域団体	11/12	600 万円*
	地域団体+地域団体	11/12	750 万円
	地域団体+商店街	11/12	750 万円
	商店街	5/6	600 万円*
	商店街+商店街	5/6	600 万円*
再整備（交換）	地域団体	5/6	600 万円*
	地域団体+地域団体	5/6	750 万円
	地域団体+商店街	5/6	750 万円
	商店街	2/3	600 万円*
	商店街+商店街	2/3	600 万円*
維持管理経費	地域団体	2/3	50 万円
移設経費	地域団体	5/6	50 万円

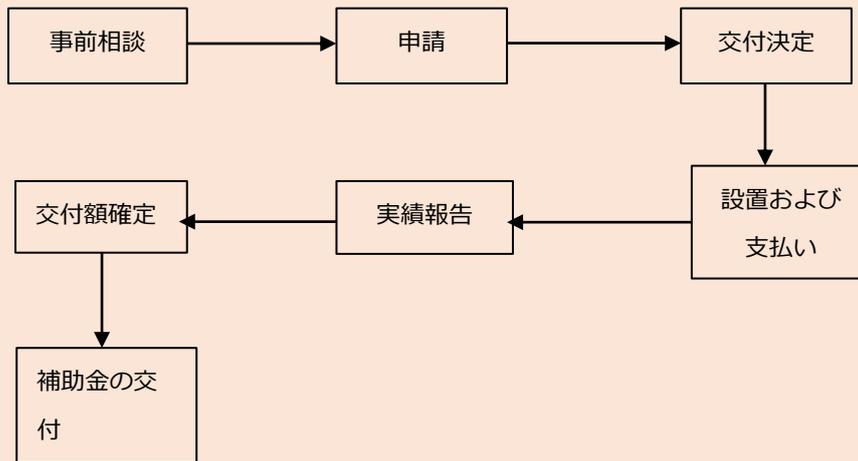
※工事完了後 1 年以内に下記の条件をすべて満たすことができる場合、補助率 5/6、補助限度額が 750 万円になります。

- 1 生活環境条例第 23 条に規定する協定（環境美化及び浄化に関する協定）を区と締結していること。
- 2 当該地区内の公共の場所で、環境美化・浄化活動を 5 年以上継続して実施できること。

留意事項等（担当者等へのアンケートに基づき、特に注意していただきたい内容等を掲載予定）

- ○○
- ○○

制度活用の手続き



- 防犯設備の整備等に対する補助金に活用しようとする際、必ず事業計画をあらかじめ問合せ先にご相談ください。
- 防犯設備の新規設置または再整備に対する補助金を申請する際、補助金交付申請書及び添付書類（防犯設備を整備し、又は更新しようとする場所の詳細地図及び図面、防犯設備の整備又は更新に係る見積書、安全・安心まちづくり推進地区選定申請書及び区域図など）が必要となります。
- 維持管理経費や移設経費に対する補助金を申請する際、補助金交付申請書及び添付書類（防犯設備の維持管理に係る費用の支払いを証明する書類の写し及びその内訳が分かる明細書）が必要となります。

問合せ

内容	担当
防犯設備（防犯カメラ等）の整備等に対する補助金に関する こと	地域振興部 安全生活課 安全生活係 ☎03-5211-4251

3 活動を支援する制度等

まちなかウォーカブル推進事業

概要

都市再生整備計画事業等において、車中心から人中心の空間へと転換するまちなかの歩いて移動できる範囲における、道路・公園・広場等の既存ストックの修復・利活用を重点的・一体的に支援する制度です。

- 対象地域：都市再生整備計画施行地区、かつ、まちなかウォーカブル区域

対象

本事業の対象事業と補助率は下記のとおりです。

対象事業	内容
基幹事業	道路、公園、地域生活基盤施設（緑地、広場、地域防災施設等） 高質空間形成施設（歩行支援施設等）、既存建造物活用事業、滞在環境整備事業、エリア価値向上整備事業、計画策定支援事業 等
提案事業	事業活用調査、まちづくり活用推進事業、 地域創造支援事業（市町村の提案に基づくソフト事業・ハード事業）

補助事業者	形式	補助率
市町村、市町村都市再生協議会	交付金	国費率：1/2
都道府県、民間事業者等	補助金	国費率：1/2

留意事項等（担当課等へのアンケートに基づき、特に注意していただきたい内容等を掲載予定）

- ○○
- ○○

制度活用の手続き

手続きの流れを図で示す予定

問合せ

内容	担当
まちなかウォークブル推進 事業に関すること	国土交通省 街路交通施設課 ☎03-5253-8416

3 活動を支援する制度等

ウォークブル推進税制

概要

「ウォークブル推進税制」は、一体型ウォークブル事業として、民地のオープンスペース化や建物低層部のオープン化を行った場合、当該一体型ウォークブル事業の実施主体は、固定資産税・都市計画税の軽減措置を受けられる制度です。

種類と対象

ウォークブル推進税制は2種類あります。民地のオープンスペース化に係る課税の特例と建物低層部のオープン化に係る課税の特例

■ 民地のオープンスペース化に係る課税の特例

対象施設		税の軽減措置
土地	道路、通路、公園、緑地及び広場等	オープンスペース化した土地（広場、通路等）及びその上に設置された償却資産（ベンチ、芝生等）の課税標準額を5年間1/2に軽減
償却資産	上記土地に設置された駐輪場、噴水、水流、池、アーケード、柵、ベンチ又はその上屋、街灯、花壇、樹木等	

■ 建物低層部のオープン化に係る課税の特例

対象施設		税の軽減措置
家屋	食事施設、購買施設、休憩施設、案内施設等	低層部の階をオープン化した家屋（カフェ、休憩所等）について、不特定多数の者が無償で交流・滞在できるスペースの部分の課税標準額を5年間1/2に軽減

※オープン化とは、壁の過半について、ガラス等の透明な素材とすること、開閉可能な構造とすること又は位置を後退させることをいいます。

留意事項等（担当課等へのアンケートに基づき、特に注意していただきたい内容等を掲載予定）

- ○○
- ○○

制度活用の手続き

手続きの流れを図で示す予定

- ウォークブル推進税制を利用しようとする際、千代田区の都市再生整備計画作成担当部署に対して、税制特例適用申請書、都市再生整備計画の写し、着工前及び竣工写真、対象土地・家屋の登記事項証明書、賃貸借契約書の写し、対象除却資産の明細がわかる書類、対象土地・償却資産・家屋のうち、税制特例の適用を受けようとする範囲の算定に必要な寸法が記載されている図面が必要となります。
- 税制特例を適用すると認定されたら、担当部署の捺印のある税制特例適用申請書を千代田区の課税担当部署に提出してください。

問合せ

内容	担当
ウォークブル推進税制に関すること	千代田 環境まちづくり部 景観・都市計画課 都市計画係 ☎ 03-5211-3610
	国土交通省 都市局 まちづくり推進課 ☎ 03-5253-8406

3 活動を支援する制度等

都市再開発支援事業の活用

概要

中心市街地の商業地域等の活性化を図るため、総合的な整備計画区域内で行われるコーディネート業務、及び同計画に従って行われる建築物等の整備にかかる費用に対して補助を行う制度です。

対象

本事業は2種類の支援を提供します。(ソフト支援とハード支援)

■ ソフト支援

支援内容	補助対象	国費率	条件
地区再生計画の策定	地方公共団体	1/3	総事業費 50,000 千円限度、最初の交付から5年間かつ通算3年間を限度
街区整備計画の策定	地方公共団体 再開発準備組織 再開発会社		
計画コーディネーター業務	地方公共団体 再開発準備組織 再開発会社		総事業費 60,000 千円を限度、最初の交付から10年間を限度
事業コーディネーター業務	保留床管理法人		1,000m ² 以上の保留床を賃貸運営する法人に限定等

■ ハード支援

支援内容	補助対象	国費率	条件
都市機能増進施設の導入を伴う老朽建築物の建替	地方公共団体、地方公共団体からの間接補助を受ける民間事業者等	1/3	-
リノベーション・空地の暫定利用			市街地再開発事業に向けて作成されるまちづくりの計画(地区再生計画、街区整備計画等)にリノベーション等を推進するエリアと方針が定められていること、まちづくりの計画にリノベーション等を位置づけてから3年間を限度

留意事項等（担当課等へのアンケートに基づき、特に注意していただきたい内容等を掲載予定）

- ○○
- ○○

制度活用の手続き

手続きの流れを図で示す予定

問合せ

内容	担当
都市再開発支援事業に関する こと	国土交通省 都市・地域整備局 市街地整備課 ☎ 03-5253-8111

3 活動を支援する制度等

交流・滞在空間の充実化に対する金融支援

概要

「交流・滞在空間の充実化に対する金融支援」は（別名：まちなか公共空間等活用支援事業）、都市再生推進法人がカフェ等の整備と併せて広場へのベンチ設置や植栽等を行うなどにより交流・滞在空間を充実化する事業に対し、（一財）民間都市開発推進機構が低利貸付により金融支援を行う制度です。



- 対象地域：まちなかウォークアブル区域
- 支援対象：都市再生推進法人

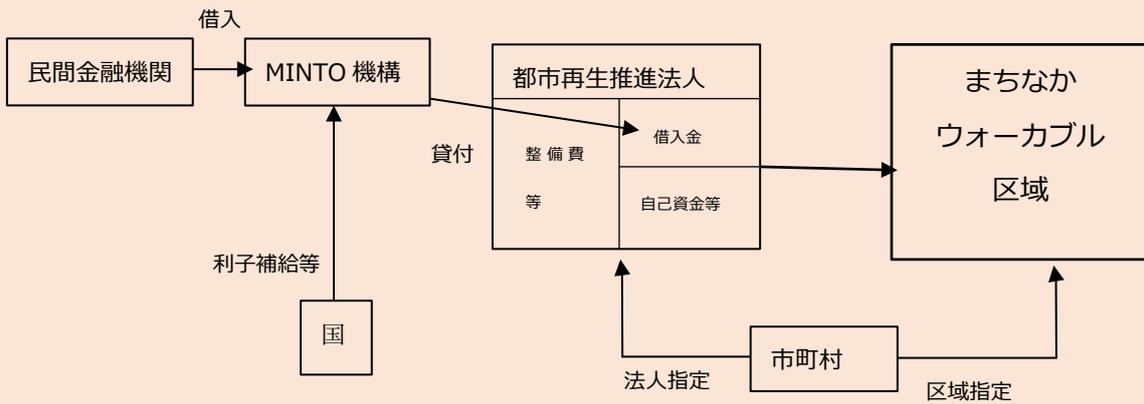
要件

貸付の要件	
対象区域	都市再生整備計画に定められたまちなかウォークアブル地域（滞在快適性等向上区域）
貸付対象事業	ベンチの設置、植栽等（カフェ等も併せて整備）により交流・滞在空間を充実化する事業
整備要件	滞在者等が快適に交流・滞在できる空間の創出に資する事業で、緑地・広場等の公共施設の整備を伴うもの
限度額等	①貸付限度額は総事業費の1/2 ②貸付期間は最長20年 ③貸付金利は財政融資資金貸付程度

留意事項等（担当課等へのアンケートに基づき、特に注意していただきたい内容等を掲載予定）

- ○○
- ○○

制度活用の手続き



問合せ

内容	担当
交流・滞在空間の充実化に対する金融支援に関すること	(一財) 民間都市開発推進機構 まちづくり支援部 ☎ 03-5546-0797

3 活動を支援する制度等

水辺のにぎわい創出事業

概要

東京都と公益財団法人東京観光財団では、地域が主体となり、旅行者を魅了し何度でも訪れたいような観光まちづくりの推進に対して、金融支援を行う制度です。

- 対象地域：まちなかウォークアブル区域
- 支援対象：観光協会、水辺活用団体、商工会、民間事業者等



助成対象事業

本事業の助成対象事業は 2 種類あります。(新たな水辺のにぎわいを創出する施設整備事業と新たな水辺のにぎわいを創出するイベント事業)

- 新たな水辺のにぎわいを創出する施設整備事業

	内容
助成対象事業	<ul style="list-style-type: none">・ にぎわいの創出に直接寄与する施設であること（休憩施設等は対象外）・ 常設であること（特定の期間に限定した設置・運営は対象外）・ にぎわい機能を追加する場合に限り、改修事業を対象とする
助成率	助成対象経費の 3 分の 2 以内（初めて当助成事業で採択される団体） 助成対象経費の 2 分の 1 以内（過去に当助成事業で採択されたことがある団体）
助成限度額	1 団体当たり 1,000 万円

- 新たな水辺のにぎわいを創出するイベント事業

	内容
助成対象事業	<ul style="list-style-type: none">・ 1 回当たりの来場者数見込みが、5 千人以上の規模であること・ 年複数回の開催を可能とする・ マルシェ等の商業イベントの場合は、定期的な開催であること・ 既に実施されているイベント等事業は対象外とする
助成率	助成対象経費の 3 分の 2 以内（初めて当助成事業で採択される団体） 助成対象経費の 2 分の 1 以内（過去に当助成事業で採択されたことがある団体）
助成限度額	1 団体当たり 1,000 万円

留意事項等（担当課等へのアンケートに基づき、特に注意していただきたい内容等を掲載予定）

- ○○
- ○○

制度活用の手続き

手続きの流れを図で示す予定

- 水辺のにぎわい創出事業を応募しようとする際に、交付申請書、事業計画書、事業費経費別明細、企画書及び添付書類（申請団体に関する書類、施設整備に関する書類等）が必要となります。

問合せ

内容	担当
水辺のにぎわい創出事業に関すること	公益財団法人東京観光財団 地域振興部 事業課 ☎ 03-5579-2682

3 活動を支援する制度等

民間都市再生事業計画認定制度

概要

「民間都市再生事業計画認定制度」は、都市再生特別措置法による都市再生緊急整備地域内で、民間都市開発事業について都市再生事業計画を作成し、国土交通大臣の認可を受け、民間都市開発推進機構からの無償貸し付けや都市再生促進税制により支援が受けられる制度です。

- 対象地域：都市再生緊急整備地域内、かつ、事業区域の面積が 1ha 以上
- 支援対象：民間事業者
- メリット：メザニン支援等の金融支援、税制支援を受けられる

対象

本制度活用するため、下記の認定要件をいずれも満たす必要があります。

要件	内容
対象事業	都市開発事業（公共施設（道路、公園、広場、緑地等）の整備を伴うものに限る）であること ただし、行政主体に移管するものに限りません。
対象地域	都市再生緊急整備地域内で行うものであること。
事業目的	都市再生緊急整備地域の地域整備方針に定められた都市機能の増進を主たる目的とするものであること。
事業面積	事業区域の面積が 1ha 以上であること。 ただし、当該都市開発事業の事業区域に隣接・近接して一体的に他の都市開発事業が施行され、かつ、これらの事業区域の面積の合計が 1ha 以上となる場合、0.5ha 以上のもの。

留意事項等（担当課等へのアンケートに基づき、特に注意していただきたい内容等を掲載予定）

- ○○
- ○○

制度活用の手続き

手続きの流れを図で示す予定

- 民間都市再生事業計画認定を申請しようとする際に、認定申請書、付近見取図、建築物の各階平面図、事業工程表などが必要となります。
- 認定後、計画を変更しようとする際は、軽微な変更を除き、国土交通大臣の認定を受ける必要があります。
- 国土交通大臣は、事業者に対し、計画に係る事業の施行の状況について報告を求めることができます。

※提出書類については、「国土交通省のホームページ」参照
(右の二次元コードからアクセス可)



問合せ

内容	担当
民間都市再生事業計画認定制度に関すること	国土交通省 都市局 まちづくり推進課 ☎ 03-5253-8406

4 地域の活動を取組む仲間や団体を作るための制度等

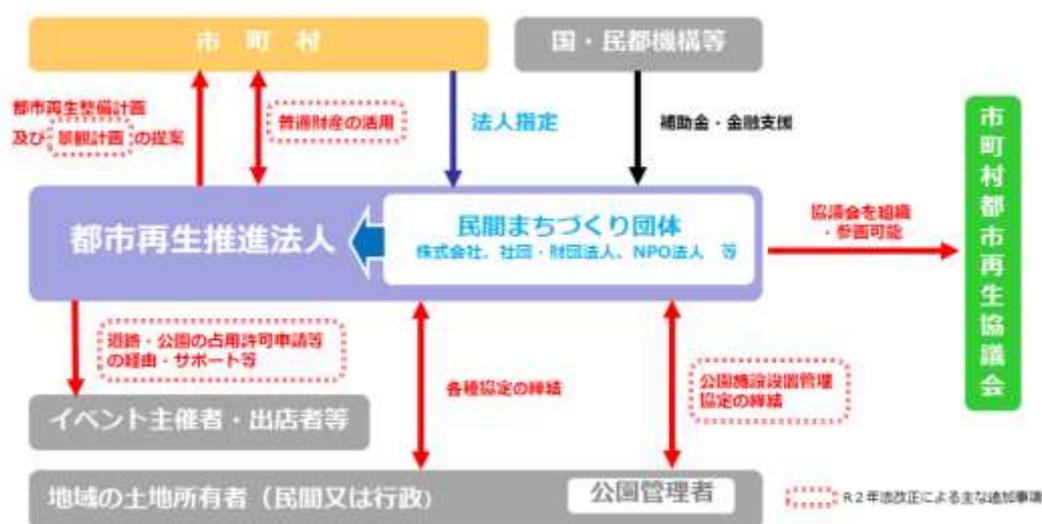
都市再生推進法人

概要

都市再生推進法人とは、都市再生特別措置法に基づき、都市の再生に必要な公共公益施設の整備等を重点的に実施すべき土地の区域のまちづくりの中核を担う法人として、市町村が指定するものを言います。

まちづくりに関する豊富な情報・ノウハウを有し、運営体制・人材等が整っている優良なまちづくり団体に公的な位置づけを与え、あわせて支援措置を講ずることにより、その積極的な活用を図る制度です。

都市再生推進法人は、都市再生整備計画・景観計画の提案、公園施設設置管理協定など各種協定の締結、国などによる金融支援の受け入れ等ができます。



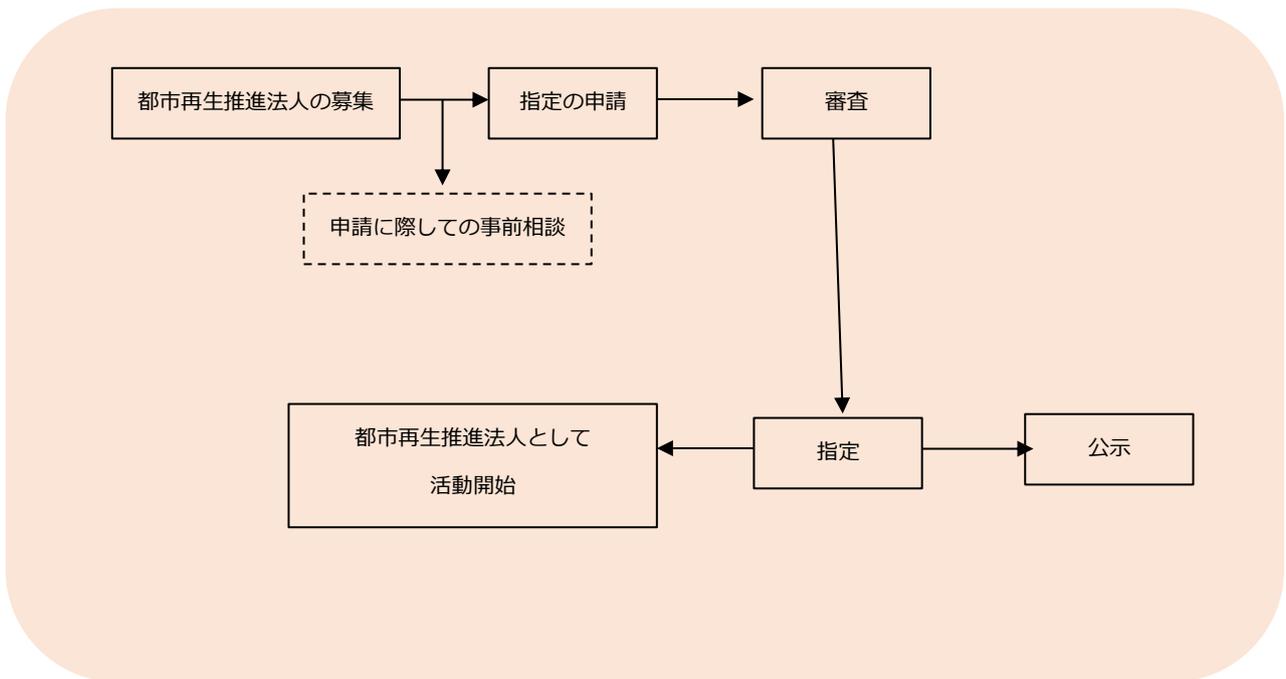
要件

都市再生推進法人になることができるのは、一般社団法人（公益社団法人を含む）、一般財団法人（公益財団法人を含む）、特定非営利活動法人（NPO法人）とまちづくり会社です。

留意事項等（担当課等へのアンケートに基づき、特に注意していただきたい内容等を掲載予定）

- ○○
- ○○

制度活用の手続き



- 都市再生推進法人を申請しようとする際は、必ず千代田区に相談してください。

問合せ

内容	担当
都市再生推進法人に関すること	国土交通省 都市局 まちづくり推進課 官民連携推進室 ☎ 03-5253-8407
都市再生推進法人に関して、千代田区の相談先	千代田区 環境まちづくり部 地域まちづくり課 ☎ 03-5211-3617

4 地域の活動を取組む仲間や団体を作るための制度等

まちづくり会社

概要

まちづくり会社は、一般的に「良好な市街地を形成するためのまちづくりの推進を図る事業活動を行うことを目的として設立された会社等」をいいます。一般的には、株式会社、社団法人、財団法人、特定非営利活動法人（NPO）などの法人格で作られます。

事業内容

まちづくり会社の事業や活動内容は下記のとおりです。

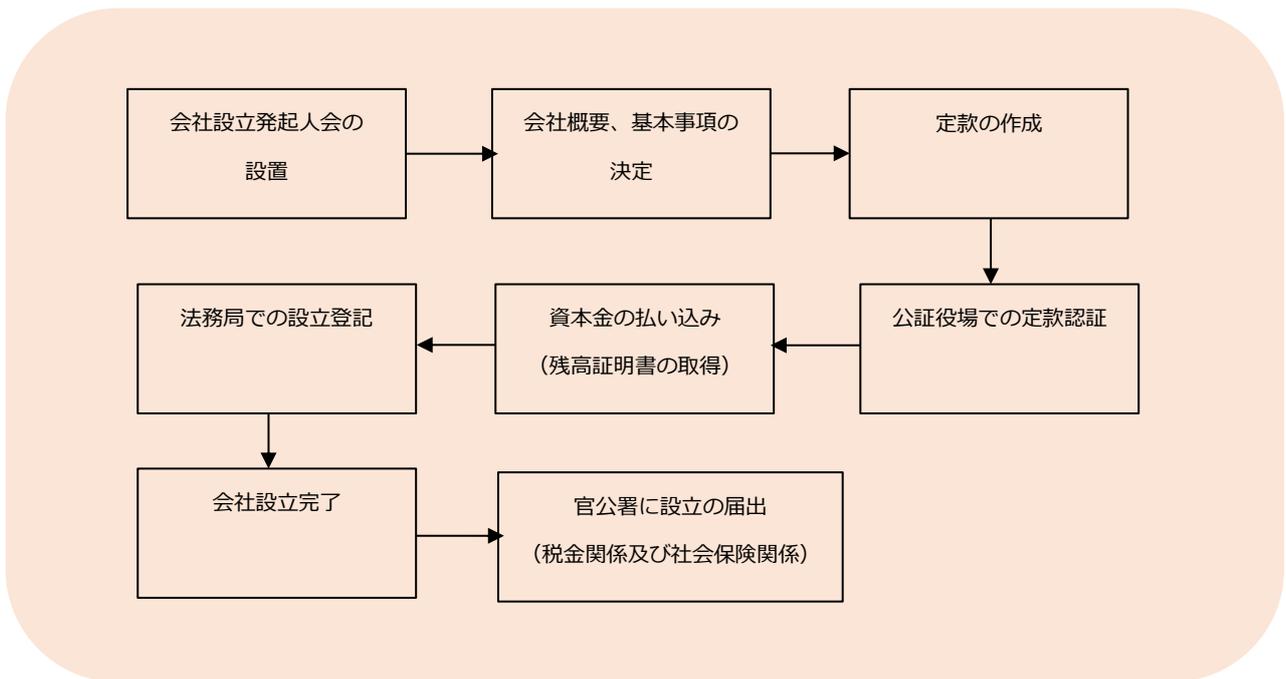
	事業・活動内容
①	施設整備事業
②	公共公益施設の活用・管理運営事業
③	民間施設の管理運営事業
④	地域交通サービス関連事業
⑤	店舗運営事業
⑥	イベント企画・運営事業
⑦	情報発信・提供・広告事業
⑧	人材育成・中間支援事業
⑨	地域まちづくり・まちづくり関連事業

また、まちづくり会社を設立することにより、国の金融支援を受けることができます。

留意事項等（担当課等へのアンケートに基づき、特に注意していただきたい内容等を掲載予定）

- ○○
- ○○

制度活用の手続き



問合せ

内容	担当
まちづくり会社に関すること	国土交通省 都市局 まちづくり推進課 中心市街地活性化担当 ☎ 03-5253-8111

4 地域の活動を取組む仲間や団体を作るための制度等

まちづくり団体の登録制度(東京のしゃれた街並みづくり推進条例)

概要

「東京のしゃれた街並みづくり推進条例」における「まちづくり団体の登録制度」は、地域の特性を生かし魅力を高めるまちづくり活動を主体的に行う団体を登録し、その活動を促進することによって、民間の力を生かしながら、東京の魅力の向上に資することを目的とした制度です。

「まちづくり団体」として登録したことにより、「街並み景観づくり活動」と「公開空地等における地域のにぎわいを向上させる活動」ができます。

要件

「まちづくり団体」として登録する際には、活動の持続性や透明な機関運営を確保する観点から、特定非営利活動法人・一般社団法人・一般財団法人・株式会社などの法人格を備えた団体であることを条件としています。

また、「公開空地等における地域のにぎわいを向上させる活動」を実施するため、下記の要件を満たす必要があります。

項目	要件
区域面積	次の地区で、区域面積が1 ha 以上あること。(都市再生特別地区を除く) a 特定街区※ d の地区を除く。 b 再開発等促進区を定める地区計画 c 総合設計制度 d 都市再生特別地区 e 高度利用地区
活用できる公開空地の面積	活用できる公開空地等の面積がおおむね 1,500 m ² 以上 (都市再生特別地区を除く)
法人格	特定非営利活動法人・一般社団法人・一般財団法人・株式会社などの法人格を備えた団体であること

※登録の前提として、団体が実施しようとしている活動が、地域まちづくり活動に該当すると認められること、その他地域まちづくり活動の内容に応じて規則で定める要件に該当すること。

留意事項等 (担当課等へのアンケートに基づき、特に注意していただきたい内容等を掲載予定)

- ○○
- ○○

制度活用の手続き

手続きの流れを図で示す予定

- まちづくり団体登録申請書を東京都知事宛に提出する必要があります。

問合せ

内容	担当
まちづくり団体の登録制度に関すること	東京都都市整備局 都市づくり政策部 土地利用計画課 基本計画担当 ☎ 03-5388-3261

4 地域の活動を取組む仲間や団体を作るための制度等

市町村都市再生協議会の組織

概要

「市町村都市再生協議会」は、都市再生整備計画の作成や実施に必要な協議を行うため、市町村毎に設置することができる協議会です。

多様な関係者との協議を経て計画等を作成することにより、実効性を持った計画の作成が期待されています。

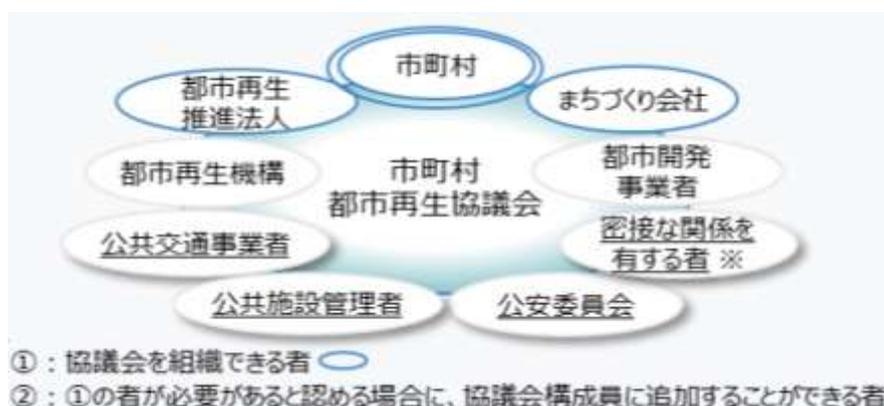
構成

協議会の構成は下記のとおりです。

- 組織することができる者は
 - ・市町村
 - ・都市再生推進法人、防災街区整備推進機構、中心市街地整備推進機構、景観整備機構、歴史的風致維持向上支援法人
 - ・上記に準ずる NPO 法人等

- 構成員に加えることができる者は
 - ・関係都道府県、UR、地方住宅供給公社、民間都市開発推進機構といった公的主体
 - ・都市再生整備計画の区域内において公共公益施設を整備・管理し、又は都市開発事業を施行する民間事業者、誘導施設等の整備に関する事業を実施する民間事業者
 - ・まちづくり団体や商工会、福祉・医療関係者、公共交通事業者等のまちづくりの推進を図る活動を行う者

- 協議会が協力を要請することができる者は
 - ・関係行政機関(都道府県や隣接市町村等)
 - ・その他必要な者 等



留意事項等 (担当課等へのアンケートに基づき、特に注意していただきたい内容等を掲載予定)

- ○○
- ○○
- ○○

制度活用の手続き

手続きの流れを図で示す予定

問合せ

内容	担当
市町村都市再生協議会に関すること	国土交通省 都市局 まちづくり推進課 官民連携推進室 ☎ 03-5253-8407

地域防犯パトロール団体活動助成

概要

千代田区内において、新たに、自主的な防犯パトロールを行う団体を結成した場合、その活動に必要な資器材を支援する制度です。

- 助成金額：15万円（税込み）



助成対象

本制度の対象団体及び、支援内容は下記のとおりです。

- 対象団体

	要件
①	千代田区における町会及び地域関係者等によって、新たに、自主的に結成された団体である

- 支援内容

	内容
①	1団体1回限り、15万円（税込み）の資器材（ジャンパー、Tシャツ、帽子、手袋等）を現物で給付

留意事項等（担当課等へのアンケートに基づき、特に注意していただきたい内容等を掲載予定）

- ○○
- ○○

◎ お申し込み方法

給付を希望される団体は、地域防犯活動実施届出書及び地域防犯活動資器材給付申請書等、必要書類をご提出いただきます。



- 地域防犯パトロール団体活動助成に際しては、地域防犯活動実施届出書と地域防犯活動資器材給付申請書が必要となります。また、必要に応じて、他の添付資料を求められる場合があります。

問合せ

内容	担当
地域防犯パトロール団体活動助成に関すること	千代田区 地域振興部 安全生活課 安全生活係 ☎ 03-5211-4251

5 地域のルール・価値をつくるための制度

都市再生整備計画の提案制度

概要

都市再生整備計画事業の提案制度は、都市再生整備計画の作成や変更について、千代田区に提案できる制度です。

また、都市再生推進法人が行おうとしている事業を都市再生推進法人の発意により、公的な計画である都市再生整備計画に位置付けることができます。

- 対象団体：都市再生推進法人

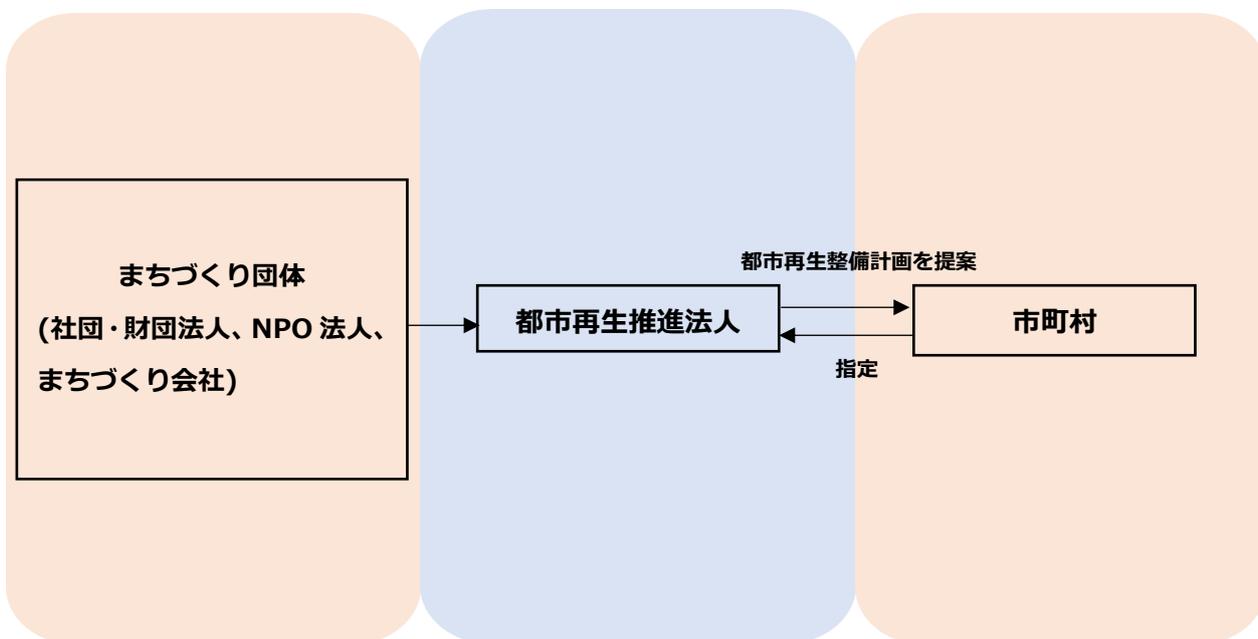
要件

- ○○
- ○○

留意事項等（担当課等へのアンケートに基づき、特に注意していただきたい内容等を掲載予定）

- ○○
- ○○

制度活用の手続き



本制度の活用手続きと必要な書類について教えてください。

問合せ

内容	担当
都市再生整備計画の提案制度 に関すること	千代田区 環境まちづくり部 景観・都市計画課 ☎ 03-5211-3612

都市計画の決定等の提案

概要

都市計画提案制度は、都民や区民等によるまちづくりの取組を都市計画に反映させる制度です。東京都が定める都市計画については、都へ提案します。千代田区が定める都市計画については、千代田区へ提案していただきます。

要件

都、または区へ提案しようとする際は、下記の要件を満たす必要があります。

■ 提案できる都市計画

提案できる都市計画	提案できない都市計画の例
都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（都市計画区域マスタープラン）並びに都市再開発方針等（※）に関するものを除く都市計画	「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」 「市町村都市計画マスタープラン」 「都市再開発方針等」 「住宅市街地の開発整備の方針」 「拠点業務市街地の開発整備の方針等」 「防災街区整備方針」

■ 提案できる方：

- 提案しようとする区域内の土地所有者や借地権者等
- まちづくりNPO法人、一般社団法人又は一般財団法人その他の営利を目的としない法人等
- 独立行政法人都市再生機構、住宅供給公社又はまちづくりの推進に関し経験と知識を有する団体

■ 提案に必要な条件：

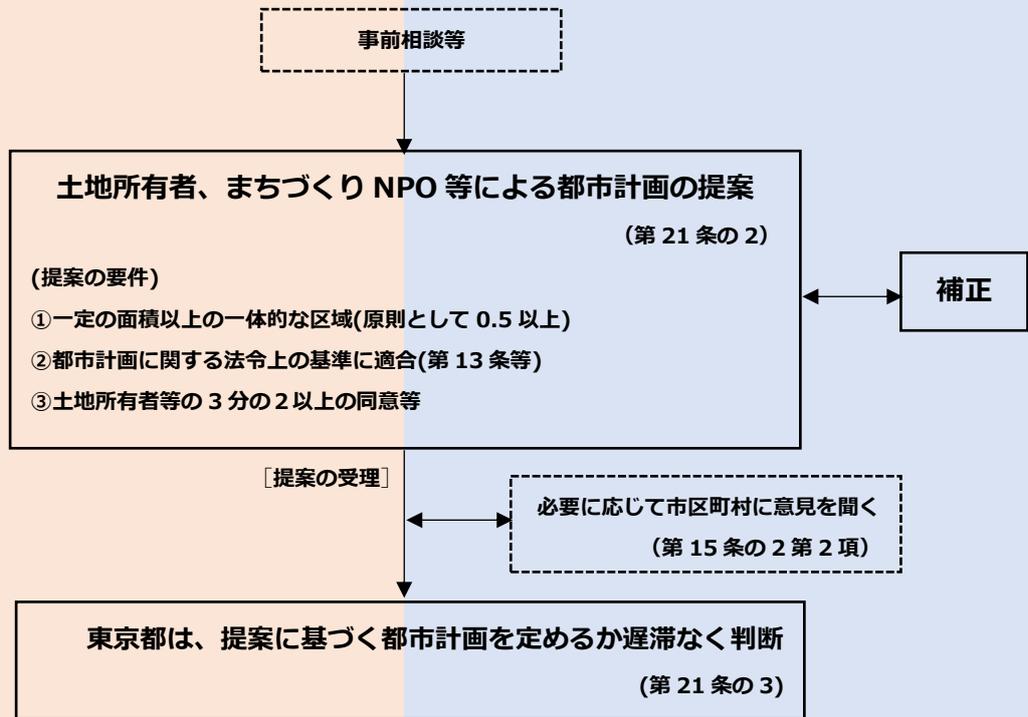
- 0.5ha以上の一体的な区域であること
- 都市計画に関する法令上の基準に適合していること
- 提案区域内の土地の所有者等の2/3以上の同意（人数及び面積）があること

留意事項等（担当課等へのアンケートに基づき、特に注意していただきたい内容等を掲載予定）

- ○○
- ○○

制度活用の手続き

都市計画提案制度の流れ



- 都市計画を提案しようとする際は、提案者の氏名及び住所を記載した都市計画提案書、都市計画の素案、土地所有者等の同意を得たことを証する書類、都市計画提案ができる者であることを証する書類が必要になります。

問合せ

内容	担当
都市計画の決定等の提案制度に関すること	<p>【東京都】 東京都都市整備局 都市づくり政策部 都市計画課 ☎ 03-5388-3336</p> <p>【千代田区】 千代田区 環境まちづくり部 景観・都市計画課 都市計画係 ☎ 03-5211-3610</p>

都市再生（整備）歩行者経路協定

概要

都市再生（整備）歩行者経路協定は、複数の土地所有者・借地権者が存在する区域に、歩行者デッキ、地下通路などの歩行者通路を整備・管理する際に、土地所有者等全員の合意のもとで定める協定です。

- 対象地域：都市再生歩行者経路協定の場合、都市再生緊急整備地域のみ
都市再生整備歩行者経路協定の場合、都市再生整備計画の区域のみ
- 対象団体：土地の所有者・借地権者（土地の所有者が単独でも定められる）
協定区域内の全員の合意が必要になります。
- 都市再生整備計画に記載する必要

要件

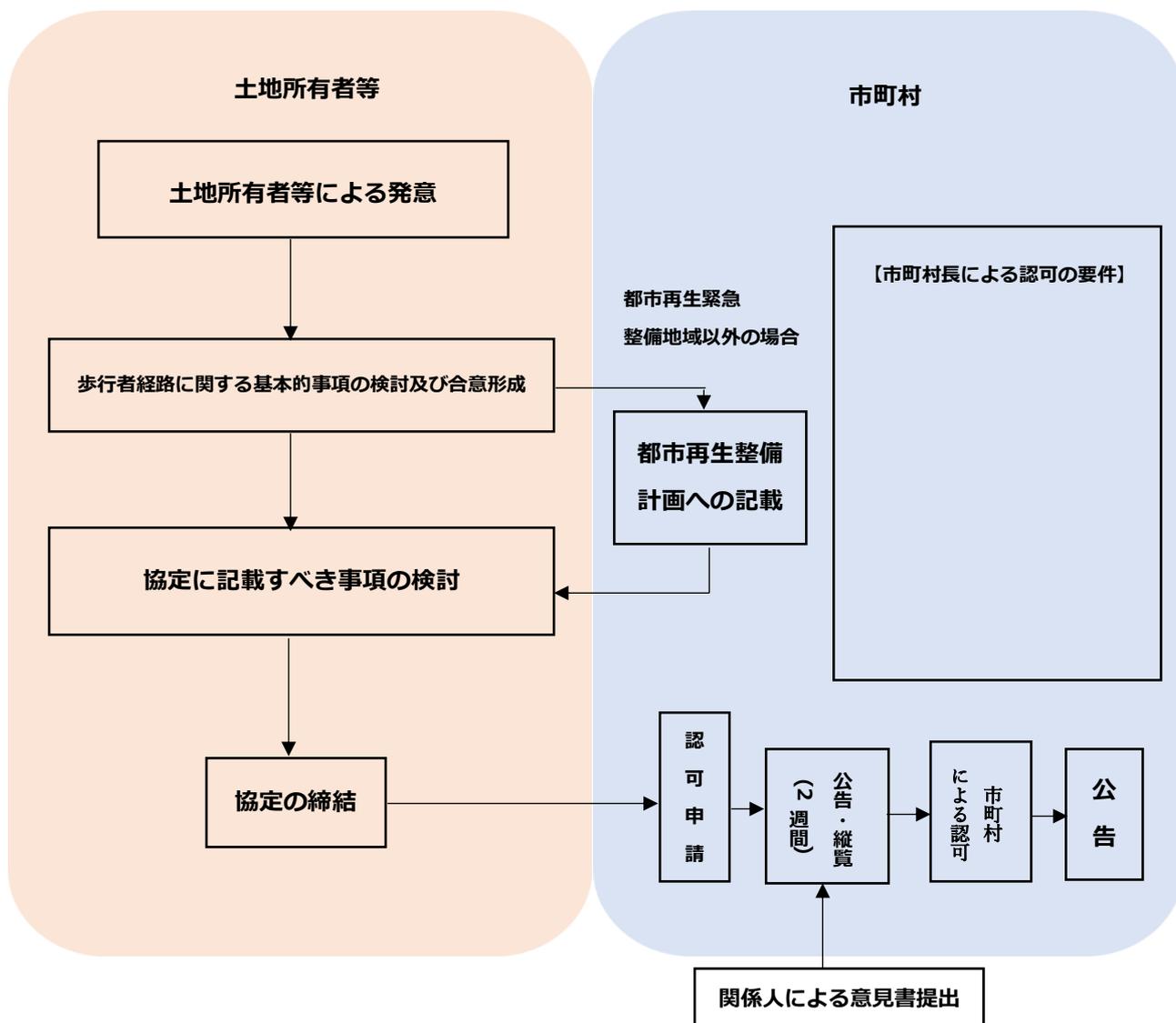
本協定を活用するには、下記の要件を満たす必要があります。

	要件
対象地域	○都市再生歩行者経路協定の場合、都市再生緊急整備地域のみ ○都市再生整備歩行者経路協定の場合、都市再生整備計画の区域のみ
対象団体 (協定の締結者)	○土地の所有者・借地権者（土地の所有者たる地方公共団体も含む） ○協定区域内の全員の合意が必要になります
対象施設	歩行者の移動上の利便性・安全性の向上のための経路 (歩行者デッキ、地下通路、歩行者専用通路など)
協定の内容	○協定区域、歩行者経路（以下の「経路」という）の位置 ○経路の幅員、路面構造に関する基準、経路を構成する施設など、経路の整備又は管理に関する下記事項のうち必要なもの ○協定の有効期間 ○協定に違反した場合の措置 等

留意事項等（担当課等へのアンケートに基づき、特に注意していただきたい内容等を掲載予定）

- ○○
- ○○

制度活用の手続き



問合せ

内容	担当
都市再生（整備）歩行者経路協定に関する事	国土交通省 関東地方整備局 建政部 都市整備課 ☎ 048-600-1907
都市再生整備計画の提案制度に関する事	千代田区 環境まちづくり部 景観・都市計画課 ☎ 03-5211-3612

5.4 低未利用土地利用促進協定

概要

低未利用土地利用促進協定は、まちなかの空き地、空き家の有効活用を支援する制度です。

- 対象地域：都市再生整備計画の区域
- 対象団体：千代田区、または都市再生推進法人等
区域内の低未利用土地の所有者等

要件

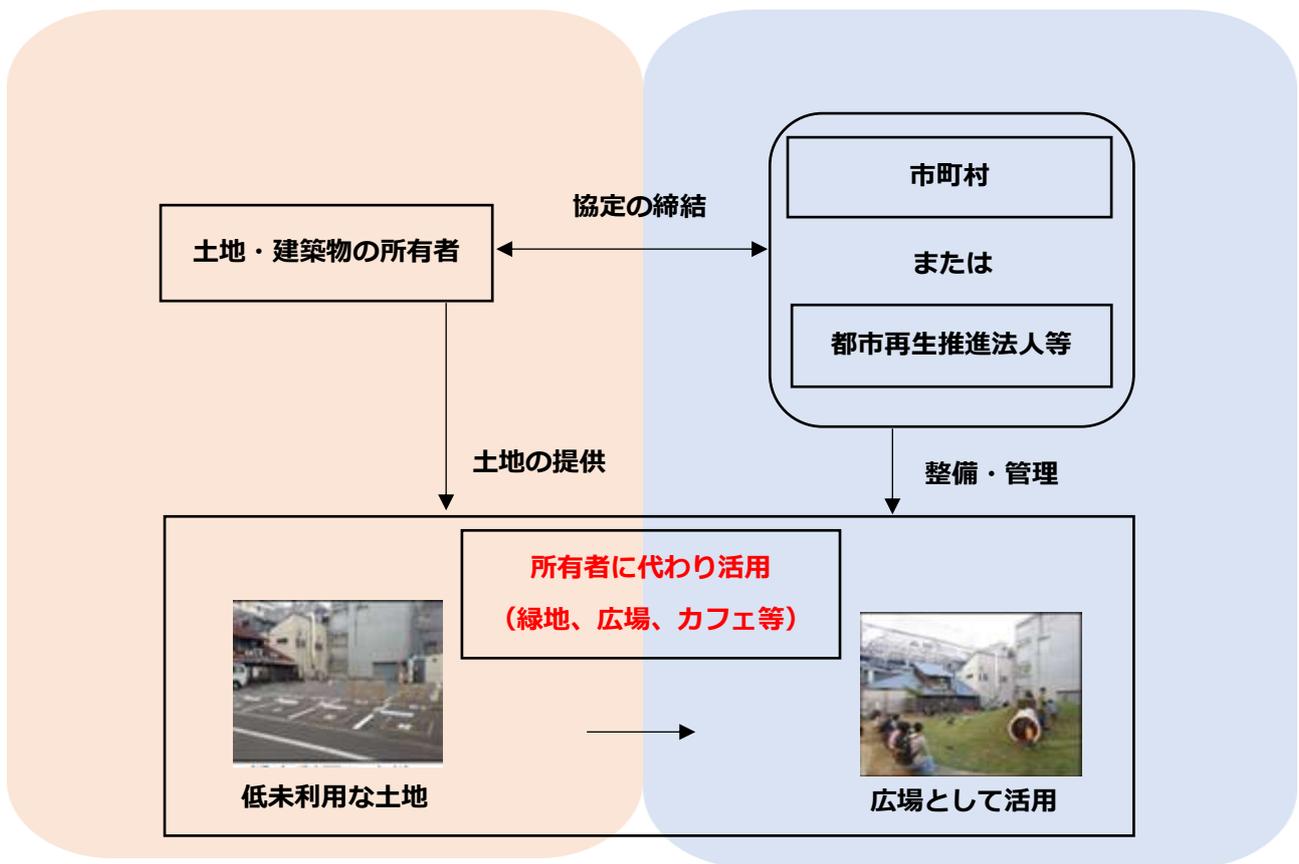
本協定を活用するには、下記の要件を満たす必要があります。

要件	
対象地域	都市再生整備計画の区域のみ
対象団体 (協定の締結者)	○低未利用土地の所有者等 ○千代田区、または都市再生推進法人等
対象施設	○交通施設等（道路、通路、駐車場、駐輪場等） ○公園系施設等（公園、緑地、広場等） ○水系施設等（噴水、水流、池等） ○公共施設等（教育文化施設、医療施設、福祉施設等） ○賑わいを創出する施設等（集会場、宿泊施設、食事・購買施設等）
協定の内容	○協定の目的となる低未利用土地及び居住者等利用施設 ○清掃の頻度、実施主体、イベント等の活用方法など施設の整備及び管理の方法 ○協定の有効期間 ○協定に違反した場合の措置 等

留意事項等（担当課等へのアンケートに基づき、特に注意していただきたい内容等を掲載予定）

- ○○
- ○○

制度活用の手続き



- アンケートで本協定の活用手続きと必要な書類を確認する予定

問合せ

内容	担当
低未利用土地利用促進協定に関すること	国土交通省 都市局 まちづくり推進課 官民連携推進室 ☎ 03-5253-8407

官民連携まちなか再生推進事業

概要

官民連携まちなか再生推進事業は、官民の様々な人材が集積するエリアプラットフォームの構築やエリアの将来像を明確にした未来ビジョンの策定、ビジョンを実現するための自立・自走型システムの構築に向けた取組を総合的に支援する制度です。

- 対象団体：○エリアプラットフォーム（千代田区とまちづくり団体・法人で構成し、学識者などの参画や支援を得て設ける協議組織をいう。）
 - 都市再生推進法人
 - 民間事業者、特定非営利活動法人 等
- 補助額：定額、または 1/2～1/3

対象

本制度の対象事業は下記のとおりです。

対象事業	対象団体	補助率
プラットフォームの構築	エリアプラットフォーム	定額
未来ビジョン等の策定		新規の場合、定額 改定の場合、1/2
シティプロモーション・ 情報発信		1/2
社会実験・データ活用		1/2
国際競争力強化拠点形成		新規の場合、定額 改定の場合、1/2
交流拠点等整備		最大 1/3
普及啓発事業	都市再生推進法人 民間事業者等	定額

※対象事業の詳細等について、「国土交通省のホームページ」参照
(右の二次元コードからアクセス可)



留意事項等 (担当課等へのアンケートに基づき、特に注意していただきたい内容等を掲載予定)

- ○○
- ○○

制度活用の手続き

手続きの流れを図で示す予定

- 補助金交付を受けようとする団体は、「まちなか再生事業計画」を関東地方整備局に提出する必要があります。
- 「まちなか再生事業計画」には、地域名及び対象地域の概要、事業名、事業概要、事業実施体制、事業期間などを記載する必要があります。

問合せ

内容	担当
官民連携まちなか再生推進事業に関する事	国土交通省 関東地方整備局 建政部 都市整備課 ☎ 048-600-1907

一体型滞在快適性等向上事業（一体型ウォークブル事業）

概要

一体型滞在快適性等向上事業（通称：一体型ウォークブル事業）は、まちなかウォークブル区域内の民間事業者（土地所有者等）が、市町村が実施する事業（公共施設の整備又は管理に関する事業）の区域に隣接又は近接する区域において、市町村が実施する事業と一体的に交流・滞在空間を創出する制度です。

たとえば、市町村が街路を拡幅して広場化する事業を行い、その事業にあわせて、開かれた空間が心地良いことから、街路沿いの民地をオープンスペース（民間空地）化することを想定しています。

- 対象区域：ウォークブル区域において、一定の区域
- 対象団体：一団の土地の所有者若しくは借地権等を有する者
建築物の所有者
- 都市再生推進法人の提案により、都市再生整備計画に位置付け可能

要件

本事業を活用するには、下記の要件を満たす必要があります。

要件	
対象地域	ウォークブル区域において、千代田区が実施する滞在の快適性等の向上に資する公共施設の整備又は管理に関する事業（市町村実施事業）の実施区域に隣接又は近接する区域
対象団体	○一団の土地の所有者若しくは借地権等を有する者 ○建築物の所有者（当該建築物に関する賃借権その他使用及び収益を目的とする権利を有する者を含む）
事業の内容	○千代田区実施事業と一体的に実施される、滞在快適性等向上施設の整備又は管理に関する事業 例）オープンスペースの整備・提供 ○上記の事業と一体となって、その効果を高めるために必要な事務又は事業 例）オープンスペースを活用したイベントの実施

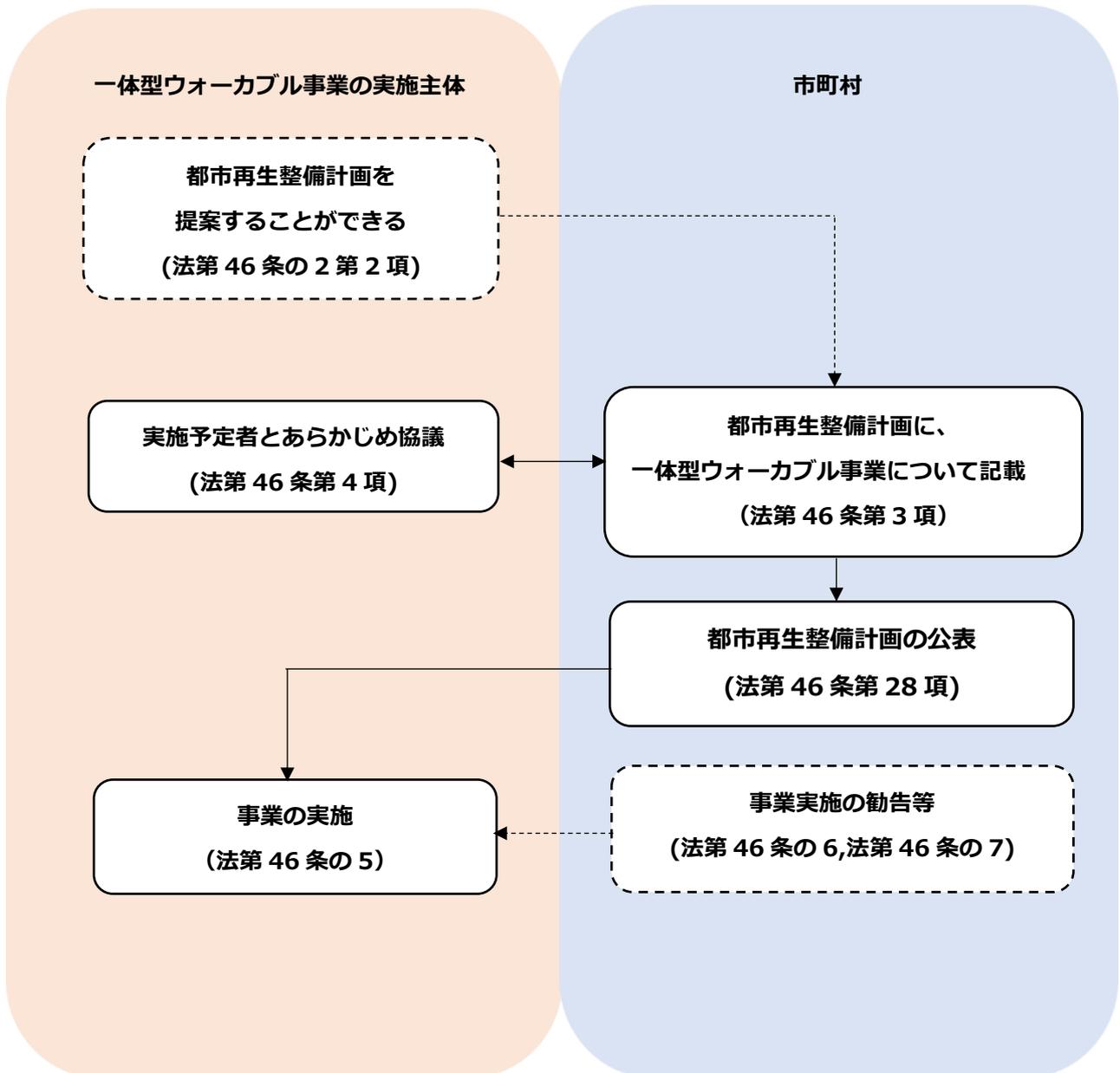
※滞在快適性等向上施設、または滞在快適性等向上施設の整備又は管理に関する事業の詳細等について、「国土交通省のホームページ」参照
(右の二次元コードからアクセス可)



留意事項等（担当課等へのアンケートに基づき、特に注意していただきたい内容等を掲載予定）

- ○○
- ○○

制度活用の手続き



- 一体型ウォークアブル事業を実施しようとする者の側から、千代田区に対して、一体型ウォークアブル事業の実施又は事業の効果を高めるために必要な都市再生整備計画の作成又は変更を提案することが可能です。
- 都市再生整備計画に一体型ウォークアブル事業について記載しようとする場合は、事業の実施予定者とあらかじめ十分な協議・調整をした上で、同意を得る必要があります。

問合せ

内容	担当
一体型滞在快適性等向上事業 (一体型ウォークアブル事業) に関する事	東京都都市整備局 都市基盤部 交通企画課 交通戦略担当 ☎ 03-5288-3385
都市再生整備計画の提案制度 に関する事	千代田区 環境まちづくり部 景観・都市計画課 ☎ 03-5211-3612

地区計画制度

概要

地区計画制度は、地区の特性にふさわしい良好な環境の街区を形成するため、地区にお住まいの方から、地区施設の配置・規模や、建築・都市利用に関するルールを定めることができる制度です。

また、千代田区では、41 地区で地区計画が導入されました。(令和 4 年 5 月現在)



地区計画の構成と千代田区における地区計画の種類

地区計画は、地区のまちづくりの目標や方針を定める「地区計画の方針」と、地区施設の配置・規模や、建築・土地利用に関するルールを定める「地区整備計画」で構成されています。

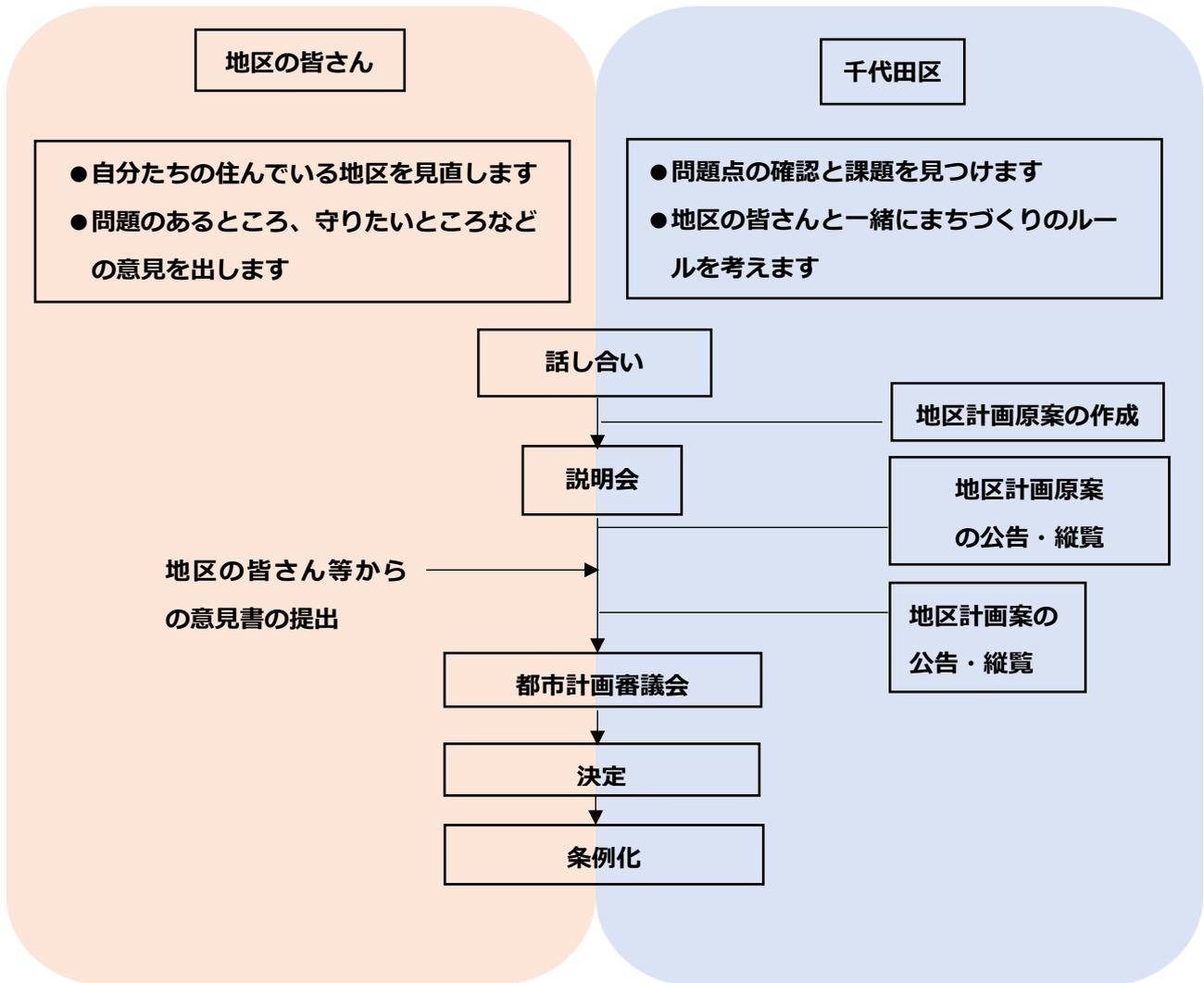
- 地区計画の方針：
地区を将来どのようなまちにしていくか、地区計画の目標や区域の整備・開発及び保全の方針を示します。
- 地区整備計画：
「地区計画の方針」を具体的なまちづくりとして実現するため、地区の特性に合わせて、建物や土地利用等に関する必要なルール（建物の用途、形態、沿道の緑化等）を選んで決めることができます。

また、千代田区では、一般型地区計画、千代田区型地区計画と再開発等促進区を定める地区計画 3 種類の地区計画があります。

留意事項等（担当課等へのアンケートに基づき、特に注意していただきたい内容等を掲載予定）

- ○○
- ○○

制度活用の手続き



問合せ

内容	担当
地区計画に関すること	千代田区 環境まちづくり部 景観・都市計画課 都市計画係 ☎ 03-5211-3610

5 地域のルール・価値をつくるための制度

建築協定制度

概要

建築協定制度は、住宅地としての環境や商店街としての利便を高度に維持増進することなどを目的として、土地所有者等同士が建築物の基準に関する一種の契約を締結するときに、公的主体がこれを許可することにより、契約に通常の契約には発生しない第三者効付与して、その安定性・永続性を保証し、住民発意による良好な環境のまちづくりを促進しようとする制度です。

- 対象地域：千代田区が条例で定める区域内のみ

対象

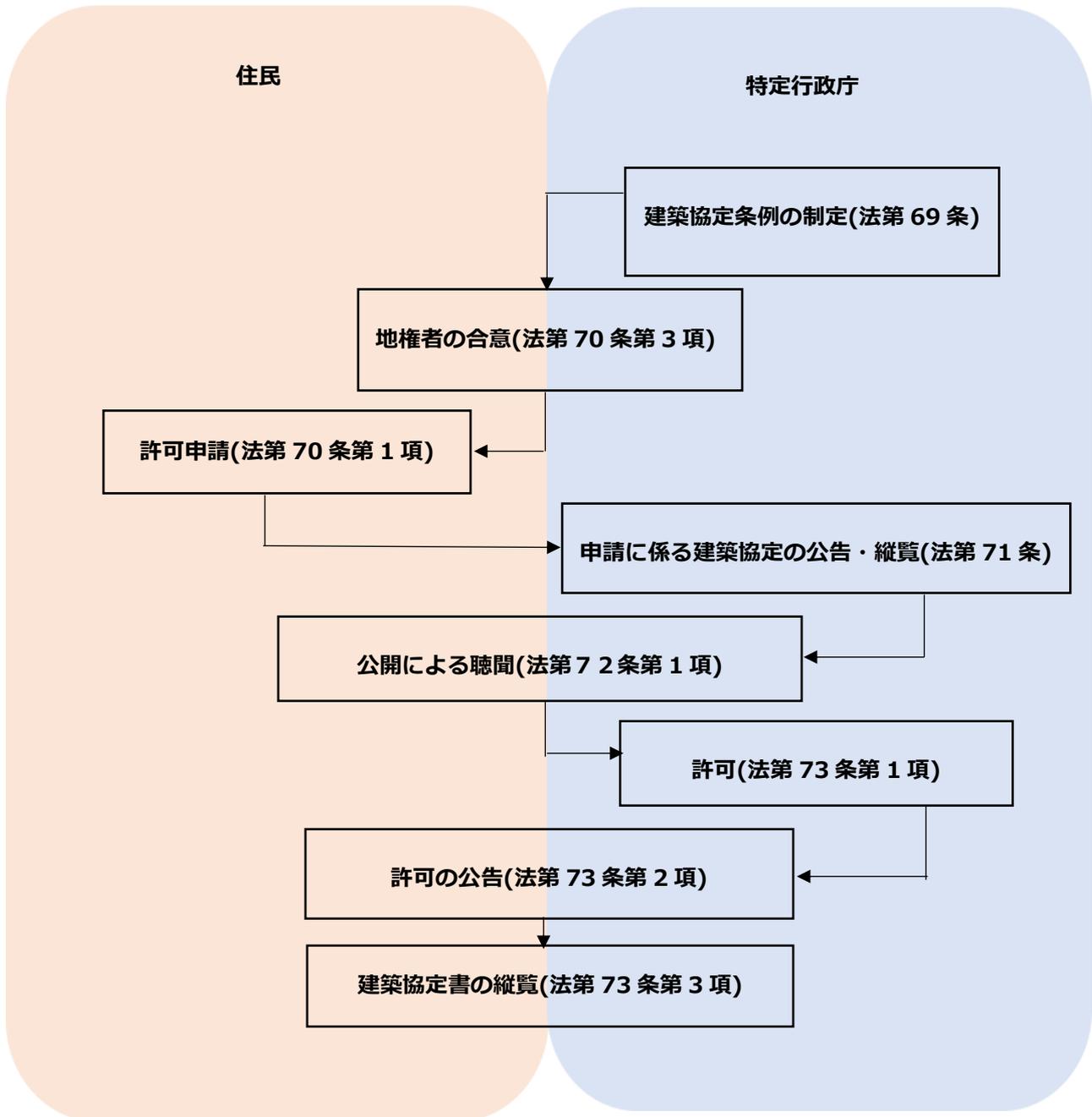
本制度を活用するには、下記の要件を満たす必要があります。

要件	
対象地域	千代田区が条例で定める区域内のみ
協定の内容	建築協定として締結できる内容は、その区域内における建築物の「敷地」「位置」「構造」「用途」「形態」「意匠」「建築設備」に関する基準のほか、協定の目的となっている土地の区域、協定の有効期間、協定違反があった場合の措置のみ
協定の締結	建築協定を締結するためには、原則として、区域内の土地所有者、借地権者の全員合意（借地については、借地人のみの合意）に基づき、特定行政庁の認可を受けることが必要
締結後の運営	建築協定を締結後の運営についても、住民の主体的・自発的な取り組みが必要 例) 建築協定運営委員会の設立 等

留意事項等（担当課等へのアンケートに基づき、特に注意していただきたい内容等を掲載予定）

- ○○
- ○○

制度活用の手続き



問合せ

内容	担当
建築協定に関すること	国土交通省 住宅局 市街地建築課 ☎ 03-5253-8111
	千代田区 環境まちづくり部 建築指導課 ☎ 03-5211-4309

都市利便増進協定

概要

都市利便増進協定は、広場・街灯・並木など、住民や観光客等の利便を高め、まちのにぎわいや交流の創出に寄与する施設（都市利便増進施設）を、個別に整備・管理するのではなく、地域住民・まちづくり団体等の発意に基づき、施設等を利用したイベント等も実施しながら一体的に整備・管理していくための協定制度です。

- 対象地域：都市再生整備計画の区域
- 対象団体：○区域内の土地の所有者・借地権者、建築物の所有者
○都市再生推進法人
- 都市再生整備計画に記載する必要
- 千代田区長による認定が必要

対象

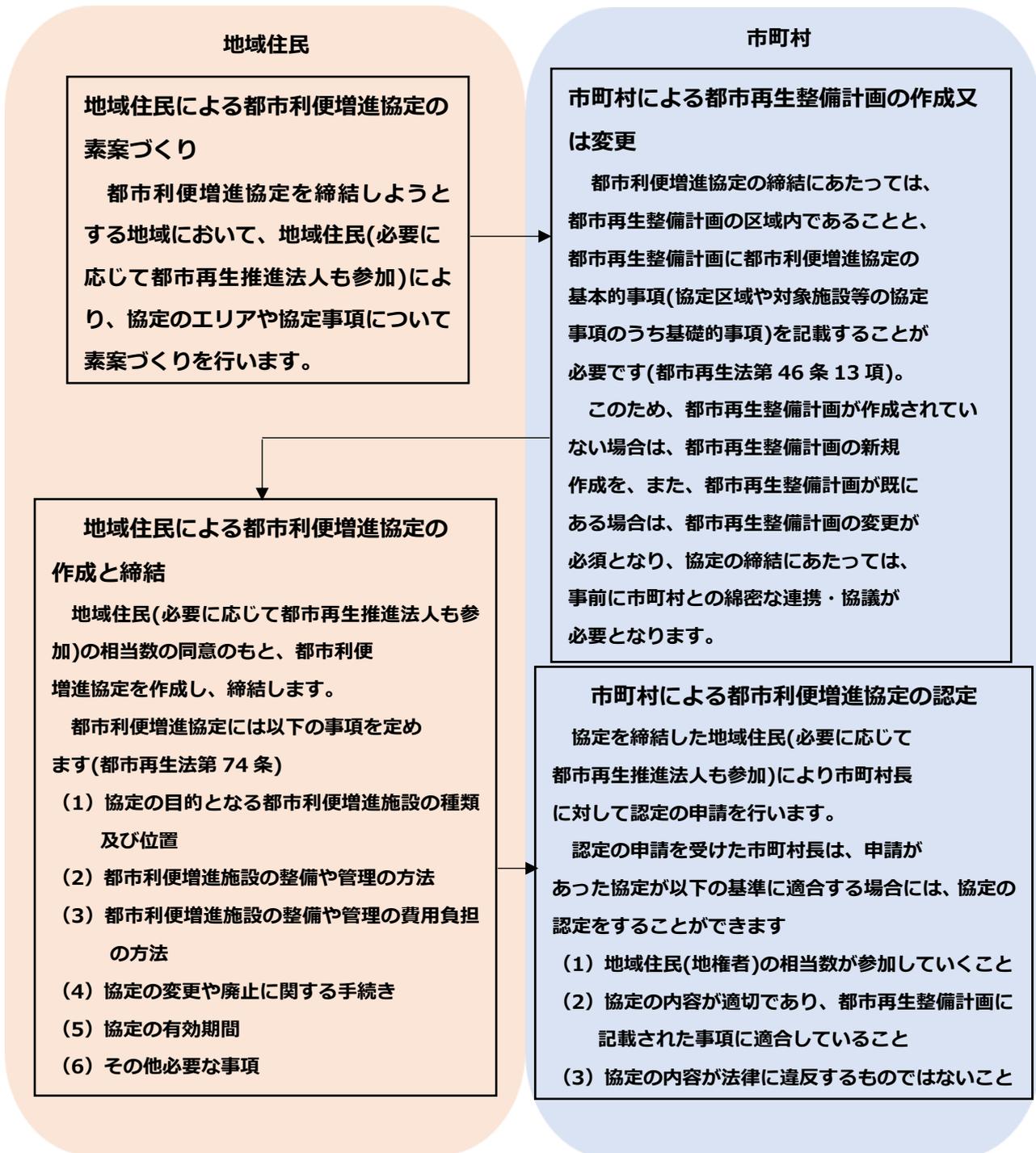
本協定を活用するには、下記の要件を満たす必要があります。

要件	
対象地域	都市再生整備計画の区域のみ
対象団体 (協定の締結者)	○区域内の土地の所有者・借地権者、建築物の所有者 ○都市再生推進法人
対象施設	○交通施設等（道路、通路、駐車場、駐輪場等） ○公園系施設等（公園、緑地、広場等） ○水系施設等（噴水、水流、池等） ○賑わいを創出する施設等（集会場、宿泊施設、食事・購買施設等） ○賑わいを創出工作物・物件等（広告塔、看板、旗ざお等） ○道路附属物等（アーケード、ベンチ等） ○防災施設等（備蓄倉庫、耐震性貯水槽等） ○防犯工作物等（街灯、防犯カメラ等） ○環境対策施設・工作物等（太陽光を電気に変換するための設備等） ○まちなみ形成工作物・物件等（彫刻、花壇、樹木、並木等）
協定の内容	○協定の目的となる都市利便増進施設の種類及び位置 ○清掃の頻度、実施主体、イベント等の活用方法など施設の整備及び管理の方法 ○同施設の一体的な整備又は管理に要する費用の負担方法 ○協定の有効期間 等

留意事項等（担当課等へのアンケートに基づき、特に注意していただきたい内容等を掲載予定）

- ○○
- ○○

制度活用の手続き



問合せ

内容	担当
都市利便増進協定に関すること	国土交通省 都市局 まちづくり推進課 官民連携推進室 ☎ 03-5253-8407
都市再生整備計画の提案制度に関すること	千代田区 環境まちづくり部 景観・都市計画課 ☎ 03-5211-3612

5 地域のルール・価値をつくるための制度

区道通称名設定の申請

概要

区道通称名は、千代田区道をより親しみやすい通り名で呼んでもらうことにより、地域に愛着を持ってもらい、区民の提案を受け、区道に通称名をつける制度です。

令和3年9月現在、84箇所区道に通称名を定めました。

- 対象：千代田区の区道



現況

千代田区は様々な区道に下記の通称名を定めました。(一部)

丸の内仲通り	代官町通り	猿楽通り	小川町北通り
有楽町中央通り	竹平通り	かえで通り	神田駅東口大通り
国会通り	早稲田通り	とちの木通り	お玉が池通り
半蔵門駅通り	大神宮通り	千代田通り	日比谷仲通り
貝坂通り	水道橋西通り	茗溪通り	千桜通り
平一中央通り	三崎神社通り	紅海通り	共立女子学園通り
番町中央通り	神田警察通り	小桜通り	神田一橋中通り
日本テレビ通り	さくら通り	甲賀通り	通町通り
東郷通り	神田すずらん通り	お茶の水仲通り	子宝横丁
二七通り	錦華通り	駿河台	五十通り

留意事項等 (担当課等へのアンケートに基づき、特に注意していただきたい内容等を掲載予定)

- ○○
- ○○

制度活用の手続き

手続きの流れを図で示す予定

問合せ

内容	担当
区道通称名に関すること	千代田区 環境まちづくり部 環境まちづくり総務課 財産管理係 ☎03-5211-4234

都市安全確保促進事業の活用

概要

都市安全確保促進事業は、災害発生時の円滑な退避や物資の提供等のソフト・ハード両面の対策を総合的に支援する補助制度です。

これは、都市再生緊急整備協議会による都市再生安全確保計画の作成や都市再生安全確保計画に基づくソフト・ハード両面の取組を支援するものです。

- 対象地域：都市再生緊急整備地域における主要駅や中心駅周辺地域
- 対象団体：都市再生緊急整備協議会、帰宅困難者対策協議会、都市再生推進法人 等
- 補助率：1/3～1/2

要件等

本事業を活用するには、下記の要件を満たす必要があります。

要件		
対象地域	都市再生緊急整備地域における主要駅や中心駅周辺地域	
対象団体 (協定の締結者)	<ul style="list-style-type: none"> ○都市再生緊急整備協議会 ○帰宅困難者対策協議会 ○都市再生推進法人 ○市町村、都道府県 	
対象内容	<ul style="list-style-type: none"> ○都市再生安全確保計画・エリア防災計画の作成 例) 退避経路等の整備、管理等 ○上記の計画に基づくソフト対策 例) 避難訓練、退避方法や施設の確保等に関するルールの作成 等 	補助率は 1/2
	<ul style="list-style-type: none"> ○上記の計画に基づくハード対策 例) 防災備蓄倉庫、非常用発電機の整備 等 	補助率は 1/3

留意事項等 (担当課等へのアンケートに基づき、特に注意していただきたい内容等を掲載予定)

- ○○
- ○○

制度活用の手続き

手続きの流れを図で示す予定

- 補助金の交付を受けようとする際は、都市安全確保促進事業補助金交付申請書を関東地方整備局長に提出する必要があります。

※交付申請書の詳細等について、「国土交通省のホームページ」参照
(右の二次元コードからアクセス可)



問合せ

内容	担当
都市安全確保促進事業に関すること	国土交通省 都市局 まちづくり推進課 ☎03-5253-8111

5 地域のルール・価値をつくるための制度

市民緑地認定制度

概要

市民緑地認定制度は、緑地やオープンスペースが不足している地域において、企業が所有する土地、個人所有地、空き地等民有地を有効活用し、民間の力により地域住民の活動の場となる公的な機能を有する緑地空間（オープンスペース）を創出する制度です。

NPO 法人や企業等の民間主体が作成した設置管理計画を区長が認定することで、企業や地域コミュニティ等の力を活用して良好な緑地空間を創出する取組を促進します。



要件

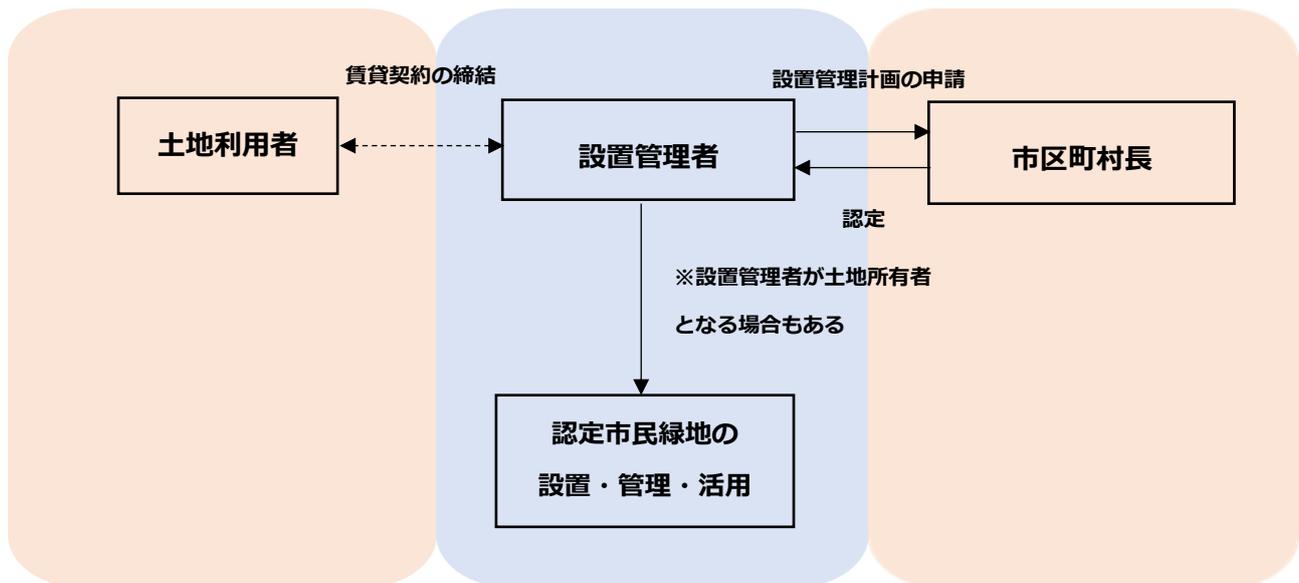
「市民緑地認定制度」を申請するため、下記の要件をすべて満たす必要があります。

要件	
対象地域	「千代田区緑の基本計画」に定める緑化重点地区内
面積	300 平方メートル以上
緑化率	20%以上
事業者（設置管理主体）	自治会等の住民団体、NPO 法人、企業等の民間主体
管理期間	5 年以上

留意事項等（担当課等へのアンケートに基づき、特に注意していただきたい内容等を掲載予定）

- ○○
- ○○

制度活用の手続き



- 「市民緑地設置管理計画」の認定を申請しようとする場合は、「都市緑地法」および「千代田区市民緑地設置管理計画の認定に関する要綱」に基づき、「千代田区市民緑地設置管理計画認定申請書」および必要な書類が必要となります。

問合せ

内容	担当
市民緑地認定制度に関すること	千代田区 環境まちづくり部 景観・都市計画課 都市計画係 ☎ 03-5211-3610

5 地域のルール・価値をつくるための制度

公園施設の設置管理許可の特例制度

概要

公園施設の設置管理許可の特例制度は、都市公園を活用した交流・滞在空間の創出のため、都市再生整備計画に、まちなかウォークアブル区域内の都市公園へのカフェや交流スペースなどの公園施設の設置に関する事項を位置付けた場合は、都市再生整備計画の記載から 2 年以内であれば、都市公園法上の設置管理許可を受けられる制度です。

- 対象地域：まちなかウォークアブル区域の都市公園
- 対象団体：民間事業者
- 都市再生推進法人の提案により、都市再生整備計画に位置付け可能

要件

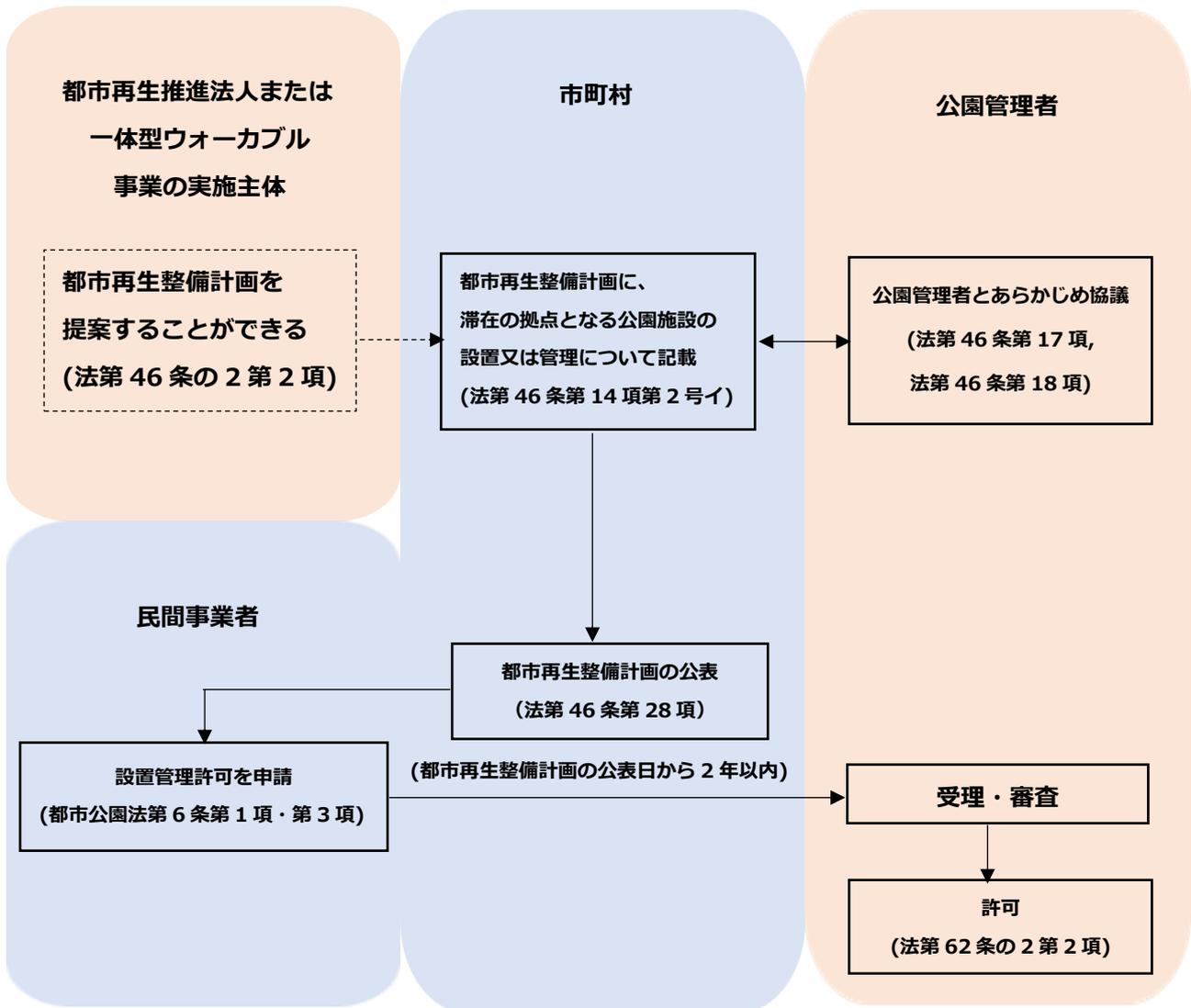
本制度を活用するには、下記の要件を満たす必要があります。

要件	
対象地域	まちなかウォークアブル区域の都市公園
対象団体	民間事業者（まちづくりに取り組むNPO法人など）
対象施設	下記の都市公園における多様な滞在者等の交流又は滞在の拠点となるもの ○休養施設 ○遊戯施設 ○運動施設 ○教養施設 ○便益施設 ○展望台又は集会所

留意事項等（担当課等へのアンケートに基づき、特に注意していただきたい内容等を掲載予定）

- ○○
- ○○

制度活用の手続き



問合せ

内容	担当
公園施設の設置管理許可の特例制度に関すること	国土交通省 関東地方整備局 建政部 都市整備課 ☎ 048-600-1907
都市再生整備計画の提案制度に関すること	千代田区 環境まちづくり部 景観・都市計画課 ☎ 03-5211-3612

公園施設設置管理協定制度

概要

公園施設設置管理協定（通称：都市公園リノベーション協定）制度は、都市再生推進法人または一体型ウォークアブル事業の実施主体が、まちなかウォークアブル区域内の都市公園において、飲食店・売店などの設置・管理と、当該施設から生ずる収益を活用してその周辺の園路、広場の整備等を一体的に行うため、都市公園の管理者と締結することができる協定です。

協定を締結した場合、新たに設置されるカフェや売店等の建蔽率の上限の緩和などの特例措置を受けることができます。

- 対象地域：まちなかウォークアブル区域の都市公園内
- 対象団体：○都市公園の公園管理者
○一定の要件を満たした都市再生推進法人 等
- 都市再生推進法人の提案により、都市再生整備計画に位置付け可能

要件

本制度を活用するには、下記の要件を満たす必要があります。

要件	
対象地域	まちなかウォークアブル区域の都市公園内
対象団体	○都市公園の公園管理者 ○一体型ウォークアブル事業の実施主体又は都市再生推進法人で、協定対象となる都市公園における利用者の利便の増進に資する事業の実績を有する者
対象施設	○滞在快適性等向上公園施設 例) 休養施設、遊戯施設、運動施設、教養施設 等 ○特定公園施設 例) 整備を行わせる園路、広場 等 ○公園利便増進施設等 例) 自転車駐車場、地域における催しに関する情報を提供するための看板・広告塔 等

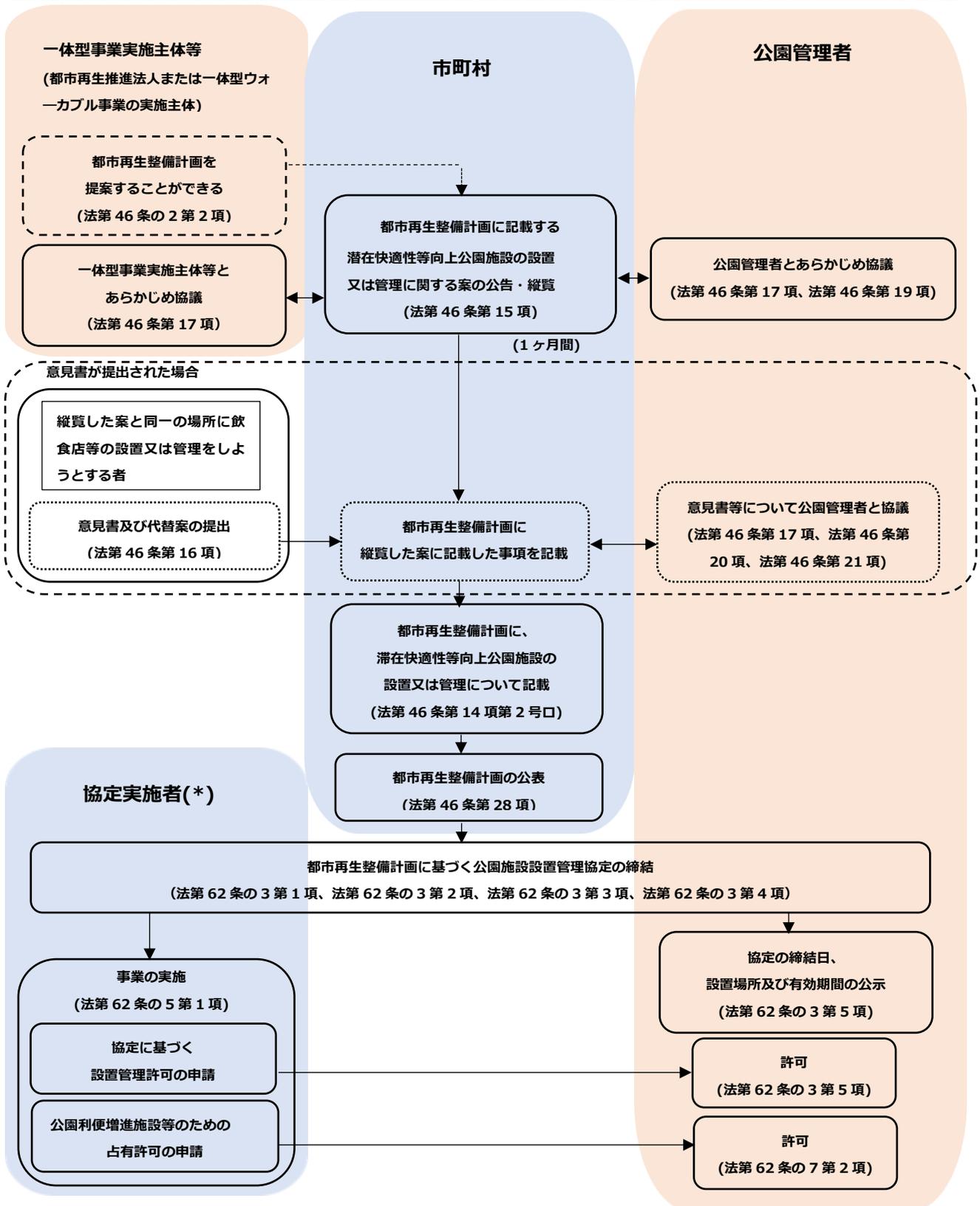
※対象施設の詳細等について、「まちづくりと一体となった都市公園のリノベーション促進のためガイドライン」参照
(右の二次元コードからアクセス可)



留意事項等 (担当課等へのアンケートに基づき、特に注意していただきたい内容等を掲載予定)

- ○○
- ○○

制度活用の手続き



問合せ

内容	担当
公園施設設置管理協定制度に関すること	国土交通省 都市局 公園緑地・景観課 ☎ 03-5253-8420
都市再生整備計画の提案制度に関すること	千代田区 環境まちづくり部 景観・都市計画課 ☎ 03-5211-3612

5 地域のルール・価値をつくるための制度

都市再生駐車施設配置計画

概要

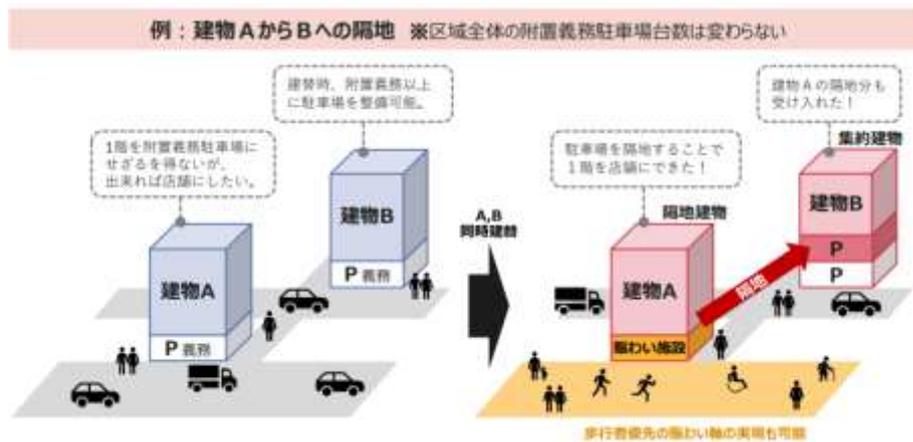
都市再生駐車施設配置計画は、建築物単位でなく配置計画の区域全体で附置義務駐車施設の位置と規模を最適化する配置計画を作成するとともに、計画区域内において附置義務駐車施設を設ける建築主は、当該配置計画に即して駐車施設を設けなければならない、まちづくりと一体となった附置義務駐車施設の整備が可能となる制度です。

- 対象地域：都市再生緊急整備地域
- 計画策定：国の行政機関等の長の全員の合意で作成しますが、民間事業者から提案することもできます。
- 計画運用：建物事業者は区を通して、計画を運用することができます。



現況

- 千代田区の内神田一丁目周辺地区において、令和2年4月から都市再生駐車施設配置計画が施行されています。計画区域内の建物事業者は区を通して、駐車施設の隔地・集約登録ができます。



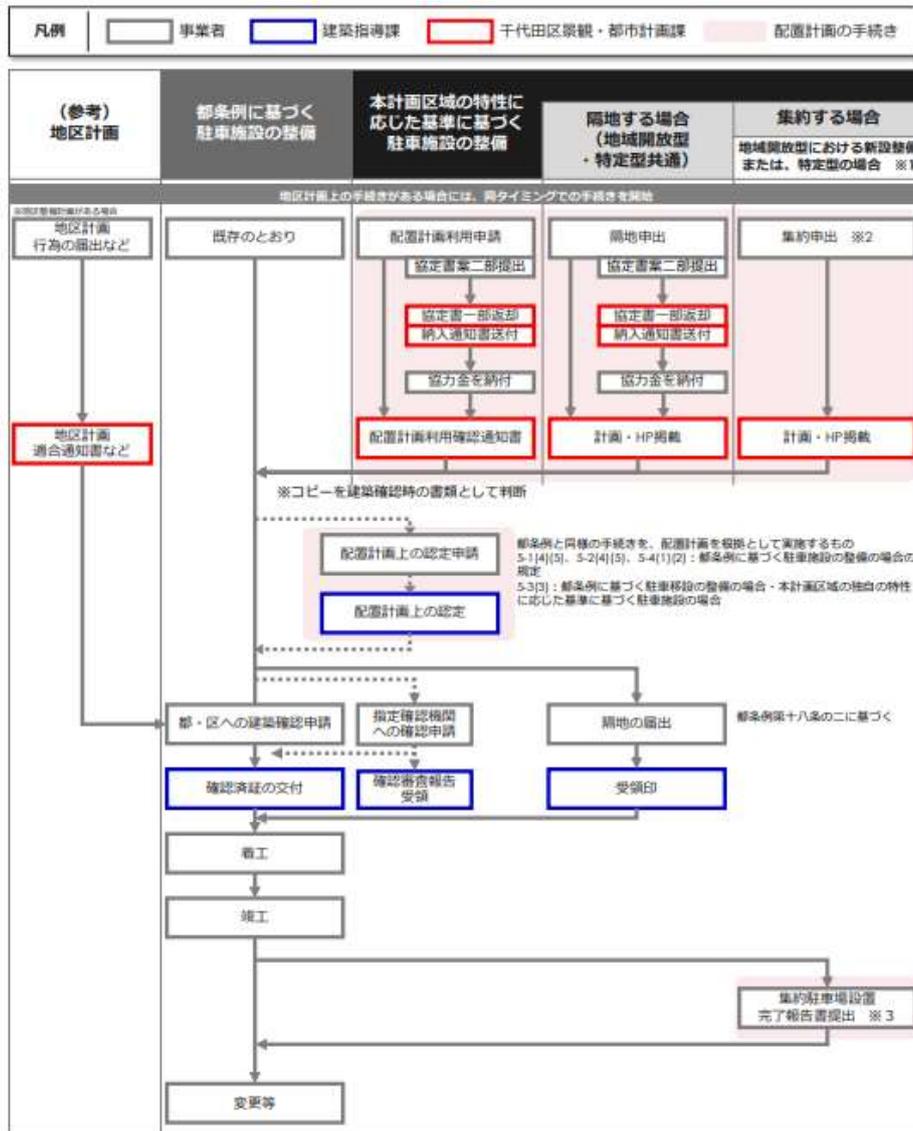
※隔地とは、自らの建物に義務として設置が課せられている駐車施設を、他の建物に設けると

※集約とは、他の建物で義務を受け入れること

留意事項等 (担当課等へのアンケートに基づき、特に注意していただきたい内容等を掲載予定)

- ○○
- ○○

制度活用手続き



問合せ

内容	担当
都市再生駐車施設配置計画に関すること	千代田区 環境まちづくり部 景観・都市計画課 ☎ 03-5211-3619

5 地域のルール・価値をつくるための制度

駐車場の地域ルール

概要

駐車場地域ルールは、一律の数値基準に替えて、地域特性やまちづくりの方向性を踏まえたルールによる駐車施設の附置を可能とする制度です。

- 対象地域：○駐車場整備地区の区域内
○低炭素まちづくり計画の区域内
○都市再生駐車施設配置計画の区域内
- 対象団体：○千代田区（市町村）
○民間事業者等を含めた協議会（都市再生駐車施設配置計画の場合のみ）
- 都市再生推進法人の提案により、都市再生整備計画に位置付け可能

要件等

駐車場ルールは下記の3種類あります。種類によって、対象団体（策定主体）が異なります。

- 駐車場整備計画に基づく地域ルール（H14）： タイプA
- 低炭素まちづくり計画に基づく地域ルール（H26）： タイプB
- 都市再生駐車施設配置計画に基づく地域ルール（R1）： タイプC

	A	B	C
対象地域	駐車場整備地区の区域内 （駐車場整備計画を定めた場合）	低炭素まちづくり計画の区域内（計画に即した駐車場条例を定めた場合）	都市再生駐車施設配置計画の区域内（計画を定めた場合）
対象団体 （策定主体）	千代田区	千代田区	民間事業者等を含めた協議会

留意事項等（担当課等へのアンケートに基づき、特に注意していただきたい内容等を掲載予定）

- ○○
- ○○

制度活用の手続き

手続きの流れを図で示す予定

問合せ

内容	担当
駐車場の地域ルールに関する こと	東京都都市整備局 市街地建築部 建築企画課 ☎03-5388-3343
都市再生駐車施設配置計画に 関すること	千代田区 環境まちづくり部 景観・都市計画課 ☎03-5211-3619

特定路外駐車場の届出制度

概要

特定路外駐車場の届出制度は、まちなかウォークアブル区域において、路外駐車場の配置を適正化するため市町村が都市再生整備計画に路外駐車場の配置及び規模の基準（路外駐車場配置等基準）を記載した場合には、市町村の条例で定める規模以上の路外駐車場（特定路外駐車場）を設置する場合に、市町村長への届出を義務づける制度です。

- 対象地域：まちなかウォークアブル区域
- 都市再生推進法人の提案により、都市再生整備計画に位置付け可能

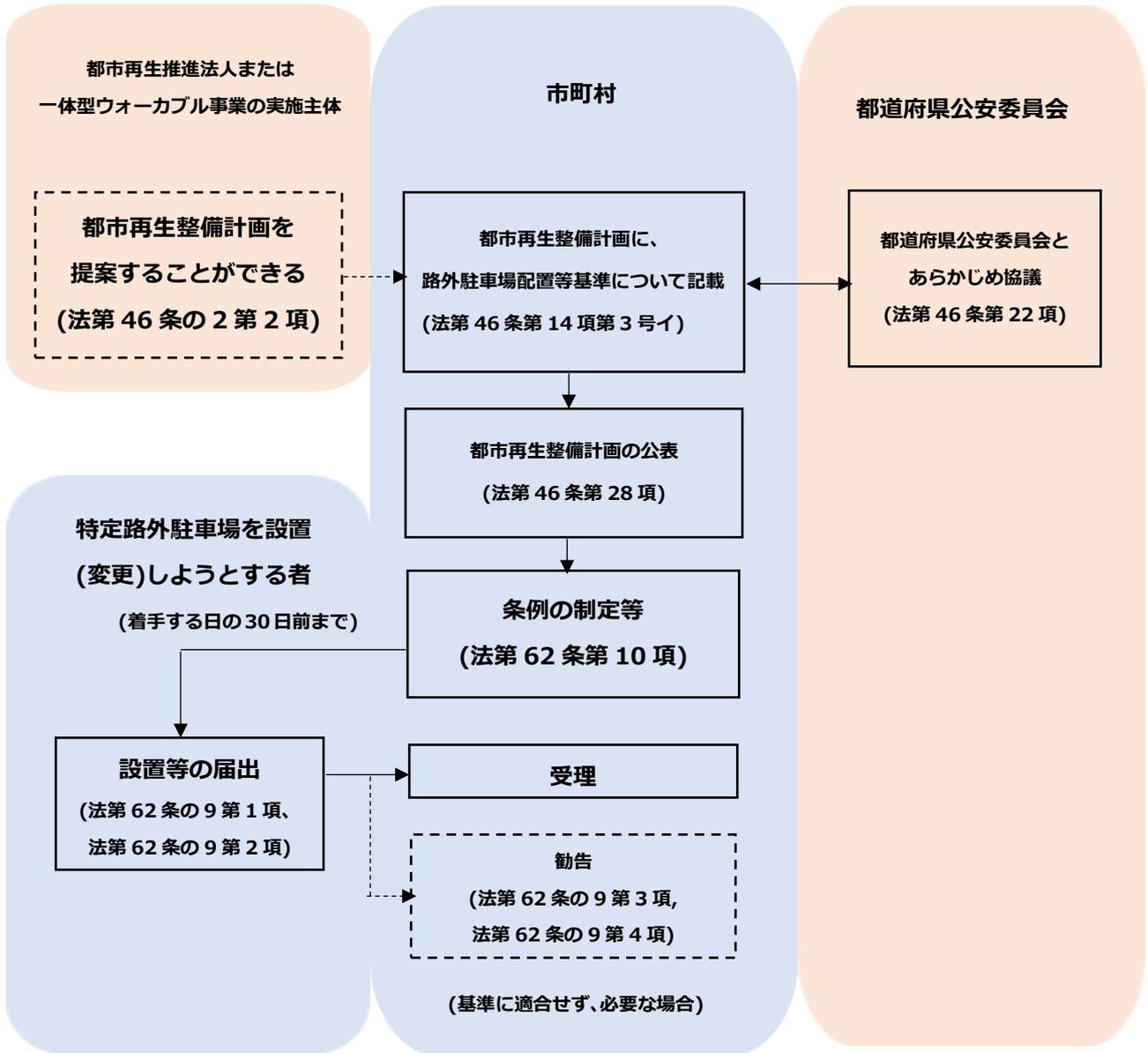
要件等

- ○○
- ○○

留意事項等（担当課等へのアンケートに基づき、特に注意していただきたい内容等を掲載予定）

- ○○
- ○○

制度活用の手続き



- 本制度の必要な書類について、教えてください。

問合せ

内容	担当
特定路外駐車場の届出制度に関すること	千代田区 環境まちづくり部 環境まちづくり総務課 庶務係 ☎ 03-5211-3606
都市再生整備計画に関すること	千代田区 環境まちづくり部 景観・都市計画課 ☎ 03-5211-3610

5 地域のルール・価値をつくるための制度

路外駐車場出入口の設置制限

概要

路外駐車場出入口の設置制限は、まちなかウォークアブル区域のうち、特ににぎわいの中心となる道路について、歩行者が安全かつ快適に滞在できる空間とするため、市町村が駐車場出入口制限道路を都市再生整備計画に記載した場合、市町村の条例で定める規模以上の路外駐車場（出入口制限対象駐車場）の出入口を設けることを制限する制度です。

- 対象地域：まちなかウォークアブル区域
- 都市再生推進法人の提案により、都市再生整備計画に位置付け可能

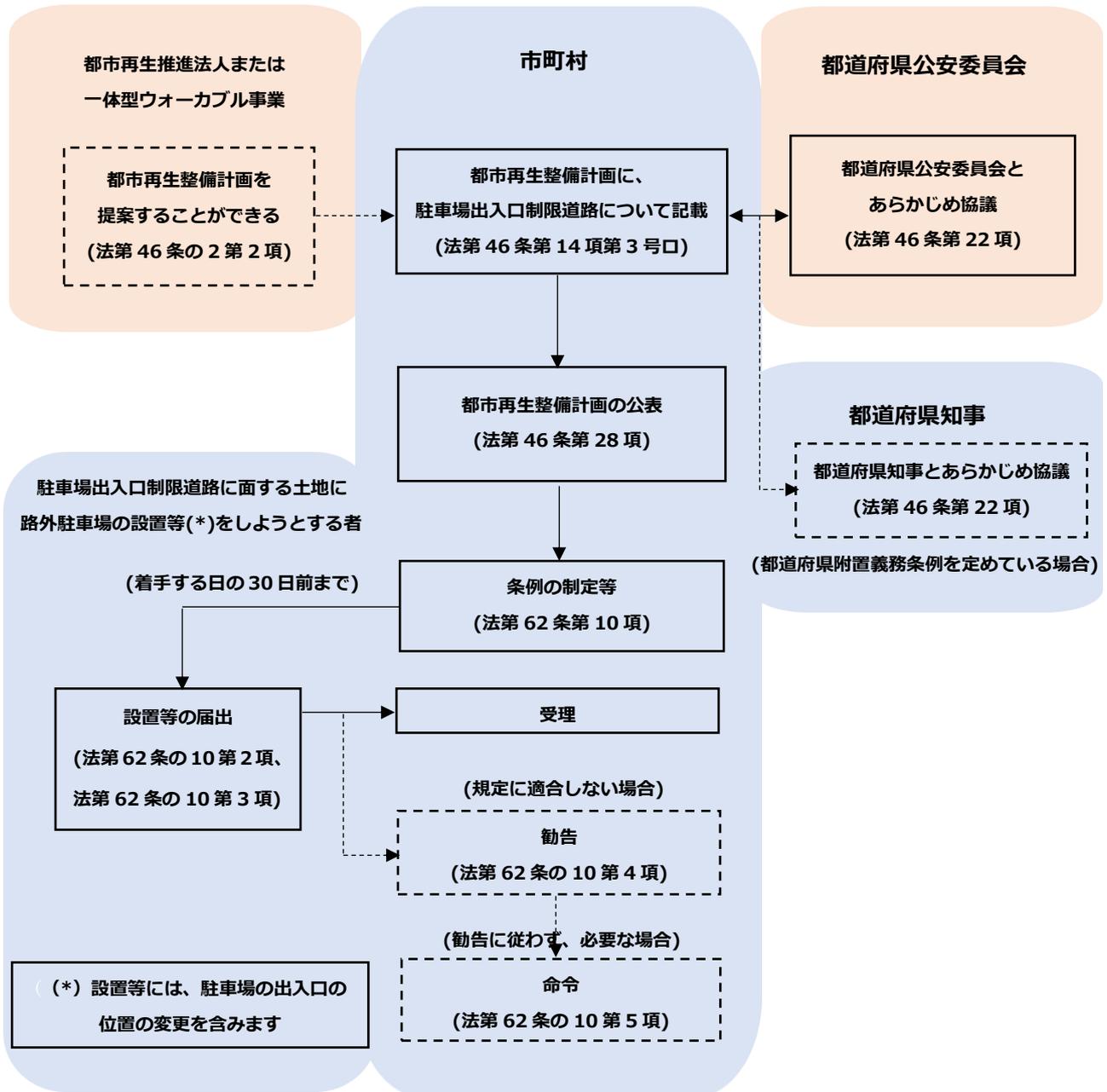
要件等

- ○○
- ○○

留意事項等（担当課等へのアンケートに基づき、特に注意していただきたい内容等を掲載予定）

- ○○
- ○○

制度活用の手続き



問合せ

内容	担当
路外駐車場出入口の設置制限に関する事	千代田区 環境まちづくり部 環境まちづくり総務課 庶務係 ☎ 03-5211-3606
都市再生整備計画に関する事	千代田区 環境まちづくり部 景観・都市計画課 ☎ 03-5211-3610

5 地域のルール・価値をつくるための制度

附置義務駐車施設の集約化・出入口設置制限

概要

附置義務駐車施設の集約化・出入口設置制限は、まちなかウォークアブル区域のうち、特ににぎわいの中心となる道路について、歩行者が安全かつ快適に滞在できる空間とするため、市町村が駐車場出入口制限道路を都市再生整備計画に記載した場合、市町村の条例で定める規模以上の路外駐車場（出入口制限対象駐車場）の出入口を設けることを制限する制度です。

- 対象地域：まちなかウォークアブル区域
- 都市再生推進法人の提案により、都市再生整備計画に位置付け可能

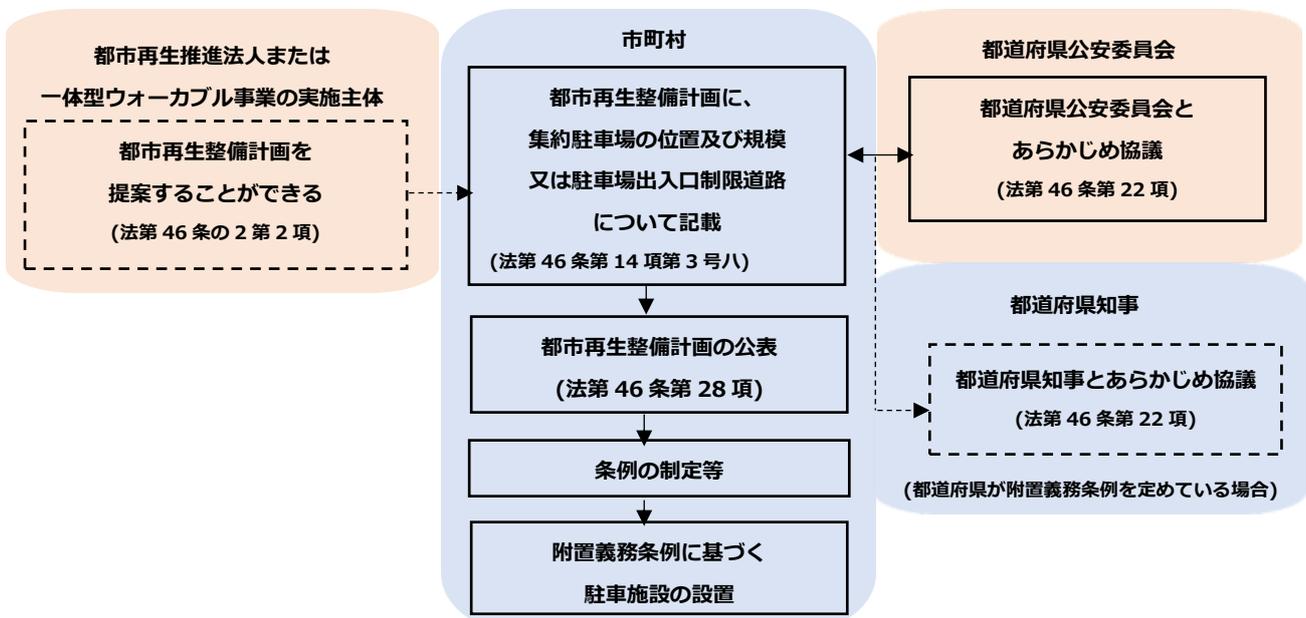
要件等

- ○○
- ○○

留意事項等（担当課等へのアンケートに基づき、特に注意していただきたい内容等を掲載予定）

- ○○
- ○○

制度活用の手続き



問合せ

内容	担当
附置義務駐車施設の集約化・出入口設置制限に関する事	千代田区 環境まちづくり部 環境まちづくり総務課 庶務係 ☎ 03-5211-3606
都市再生駐車施設配置計画に関する事	千代田区 環境まちづくり部 景観・都市計画課 ☎ 03-5211-3619

景観計画の作成等の提案（景観計画提案制度）

概要

景観計画の作成等の提案は、土地の所有者等又はまちづくり NPO や公益法人等が、土地所有者等の一定割合以上の同意を得た場合には、景観計画の策定又は変更を提案することができる制度です。

- 対象団体：景観形成協議会
提案する区域内の土地所有者や借地権者
まちづくり NPO
一般社団法人、一般財団法人

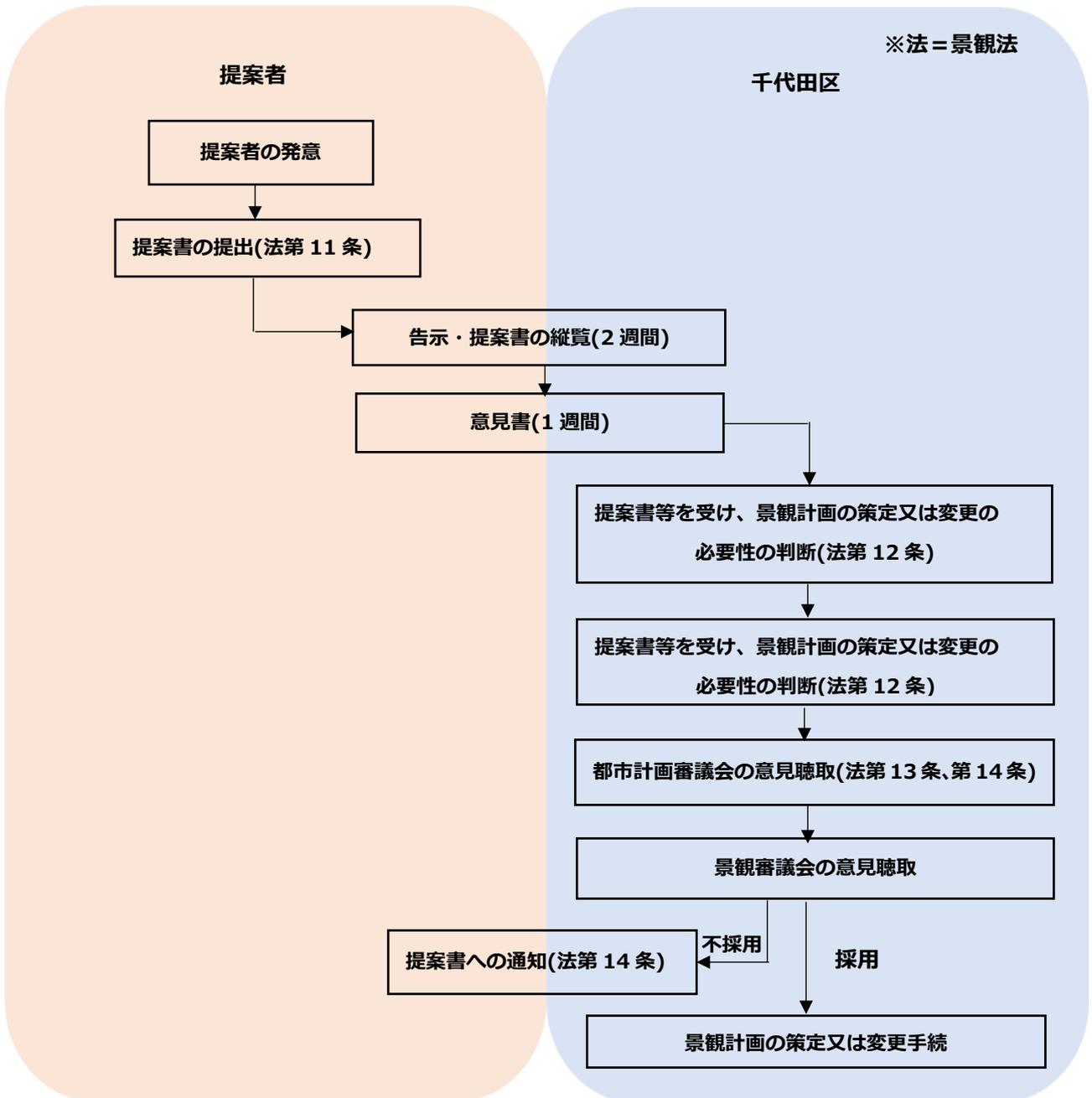
要件

景観計画の作成等に提案する場合、提案区域内の土地所有者などの 2/3 以上の同意（人数・面積）が必要です。

留意事項等（担当課等へのアンケートに基づき、特に注意していただきたい内容等を掲載予定）

- ○○
- ○○

制度活用の手続き



- 提案しようとする際は、提案書、景観計画の素案、提案資格を有するを証する書類、提案区域内の土地及び建築物の登記事項証明書・公図の写し、提案理由書、土地所有者などに対する説明経過などを記した書類、土地所有者などの同意を得たことを証する書類などが必要になります。

問合せ

内容	担当
景観計画の作成等の提案に関すること	千代田区 環境まちづくり部 景観・都市計画課 景観指導係 ☎ 03-5211-3639

5 地域のルール・価値をつくるための制度

街並み景観づくり制度

概要

街並み景観づくり制度は、東京の歴史的・文化的な特色を継承している地区など、知事が指定する「街並み景観重点地区」において、地域の街並み景観準備協議会が中心となって、個性豊かで魅力のある街並み景観づくりを自主的に進めていくための制度です。

協議会が、街並み景観づくりの基本的な方針となる「街並み景観ガイドライン」を作成しようとする場合には、都市景観などの専門的知識を有する「街並みデザイナー」の派遣を受けることができます。

- 対象地域：街並み景観重点地区
- 対象団体：当該地区の住民、土地所有者 等

要件

本制度を活用するには、下記の要件を満たす必要があります。

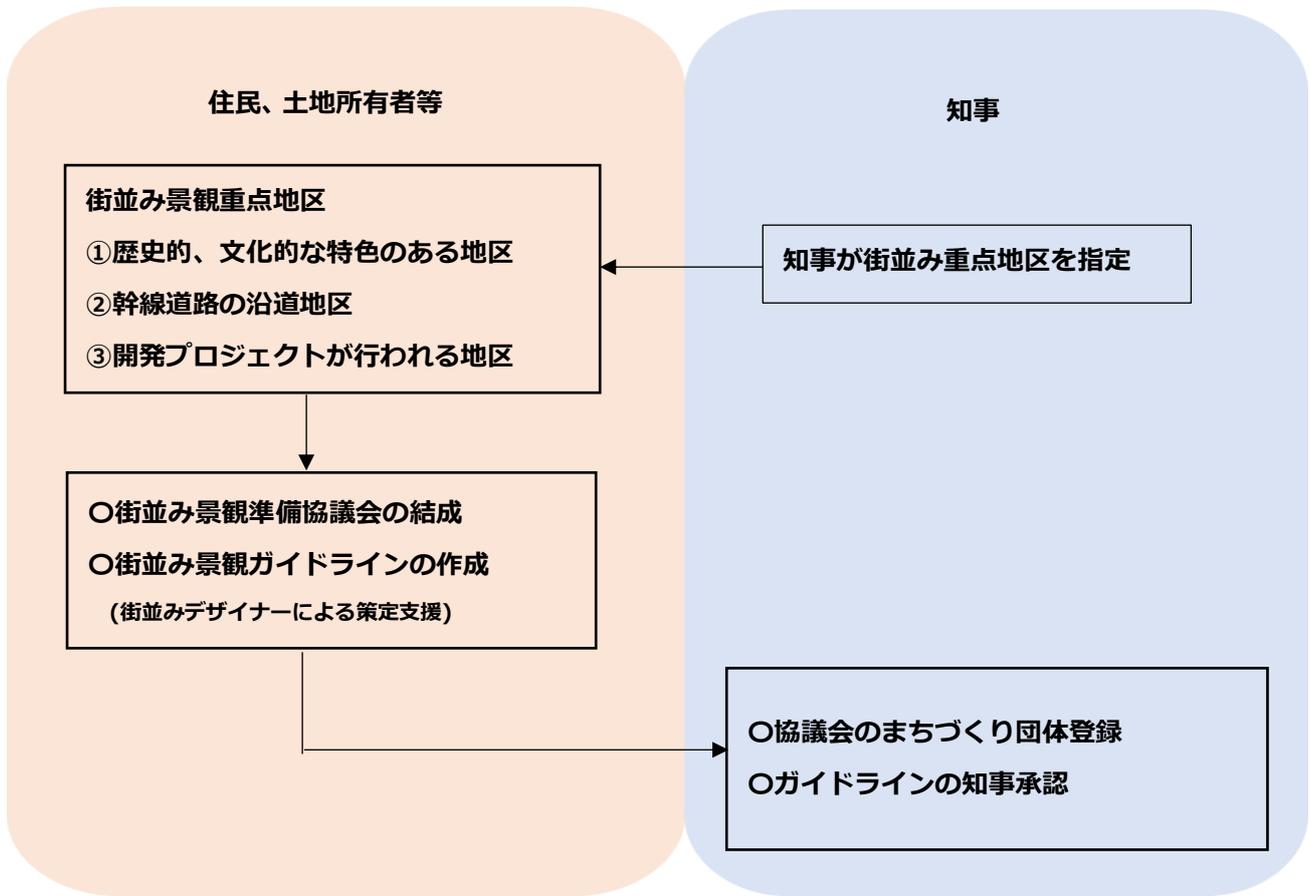
- 対象地域：千代田区における街並み景観重点地区
 - 内幸町地区
 - 大手町・丸の内・有楽町地区

重点地区の住民、土地所有者等その他重点地区において街並み景観づくりを推進しようとする者は、当該重点地区において個性豊かで魅力のある街並み景観づくりを行うために必要となる基本方針を定めるため、街並み景観準備協議会を共同して結成することができる

留意事項等（担当課等へのアンケートに基づき、特に注意していただきたい内容等を掲載予定）

- ○○
- ○○

制度活用の手続き



問合せ

内容	担当
街並み景観づくり制度に関すること	東京都都市整備局 都市づくり政策部 緑地景観課 街並み景観担当 ☎ 03-5388-3265

5 地域のルール・価値をつくるための制度

景観まちづくり重要物件

概要

景観まちづくり重要物件は、千代田区民の皆様が親しまれ、景観まちづくり上重要な建造物等を千代田区景観まちづくり条例に基づき、「千代田区景観重要物件」に指定する制度です。

千代田区景観まちづくり重要物件に指定された物件の保存又は活用のために必要な工事などを行う際は、補助を受けることができます。



要件

補助について、千代田区景観まちづくり重要物件に指定された物件の保存等に必要な工事を行う際には、専門家の派遣の支援を受けられます。

また、千代田区景観まちづくり重要物件の保存又は活用のために必要な修繕・改修等を行う際には、当該行為に係る経費の1/2まで補助を受けられます（ただし、補助限度額は景観まちづくり重要物件1件につき500万円）。

千代田区における指定物件数は、建築物等32件38棟、橋梁17件19橋となります。（令和4年5月現在）

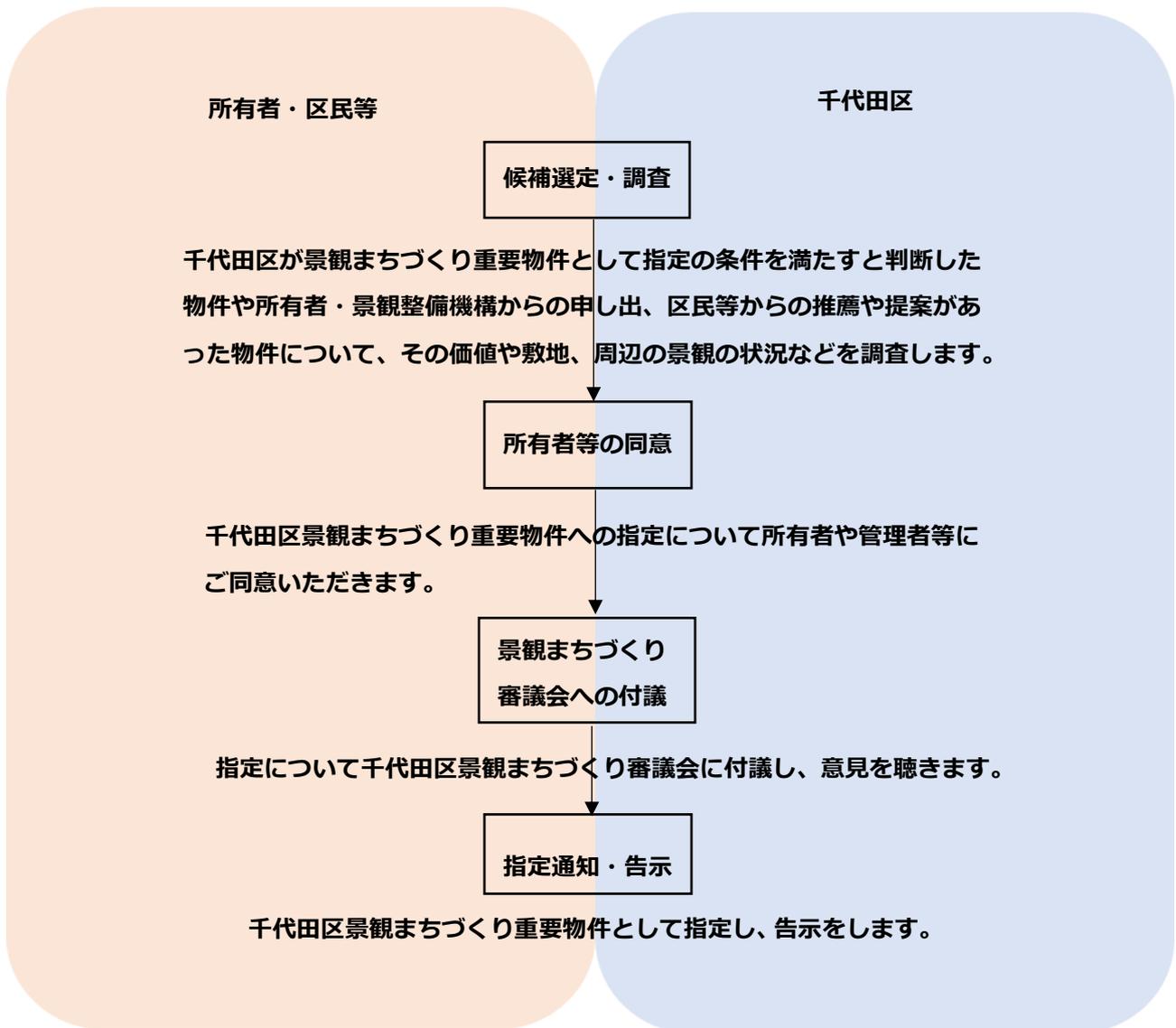
千代田区景観まちづくり重要物件指定は下記のとおりです。（一部）

物件	所在地
九段会館本館	九段南一丁目6番5号
大手町野村ビル	大手町二丁目1番1号
靖国神社本殿	九段北三丁目1番1号
猿楽町町会詰所	神田猿楽町二丁目3番5号
万世橋	神田須田町一丁目25番地、二丁目23番地先～外神田一丁目1、16番先

留意事項等（担当課等へのアンケートに基づき、特に注意していただきたい内容等を掲載予定）

- ○○
- ○○

制度活用の手続き



問合せ

内容	担当
千代田区景観まちづくり重要物件指定に関する事	千代田区 環境まちづくり部 景観・都市計画課 景観指導係 ☎ 03-5211-3639

景観重要建造物・景観重要樹木

概要

景観重要建造物・景観重要樹木は、地域の個性ある景観まちづくりの核として、その維持、保全及び継承を図るため、千代田区景観まちづくり計画において定めた方針及び景観法第 19 条と第 28 条に基づき、景観行政団体の長が建造物または樹木を「景観重要建造物」または「景観重要樹木」に指定する制度です。

景観重要建造物と選定された場合、税制優遇措置を受けることができます。



要件

税制優遇措置について、個人が所有する物件が景観重要建造物と選定された場合、建築物（敷地を含む）の相続税の税制優遇措置（財産評価額の 3 割を控除）を受けられます。

「景観重要建造物」または「景観重要樹木」に指定するため、千代田区景観まちづくり計画に定められた方針に適合する必要があります。

指定方針	景観重要建造物	景観重要樹木
道路その他公共の場所から容易に望見される建造物・樹木	●	●
区民等に親しまれ、地域のシンボルやランドマークとなっている建造物・樹木	●	●
景観まちづくり重要物件に指定された建造物・樹木	●	●
貴重な歴史的建造物や現代建築を代表する等、将来的に価値があると考えられる建造物	●	
都市に潤いを与え、ゆとりと潤いのネットワークの形成に寄与する樹木		●
社寺の緑など歴史的景観を構成する樹木		●

千代田区における景観重要建造物は 3 件 3 棟（令和 4 年 5 月現在）、景観重要樹木の指定はありません。（令和 2 年 10 月現在）

留意事項等（担当課等へのアンケートに基づき、特に注意していただきたい内容等を掲載予定）

- ○○
- ○○

制度活用の手続き

所有者・区民等

千代田区

景観まちづくり
重要物件の指定

千代田区景観まちづくり重要物件に指定された物件の中から指定します。

意見聴取

景観重要建造物への指定について所有者や管理者等に意見の聴取を行います。

景観まちづくり
審議会への付議

指定について千代田区景観まちづくり審議会に付議し、意見を聴きます。

指定通知

景観重要建造物として指定し、通知をします。

問合せ

内容	担当
景観重要建造物・樹木に関すること	千代田区 環境まちづくり部 景観・都市計画課 景観指導係 ☎ 03-5211-3639

東京都選定歴史的建造物の選定

概要

東京都選定歴史的建造物の選定は、東京都における歴史的な価値を有する建造物のうち、景観上重要なものを「都選定歴史的建造物」とし、所有者からの同意のうえ、選定する制度です。

また、選定された建造物について、所有者の負担を軽減するため、「東京歴史まちづくりファンド」を活用し、歴史的建造物の保存を支援しています。

選定基準

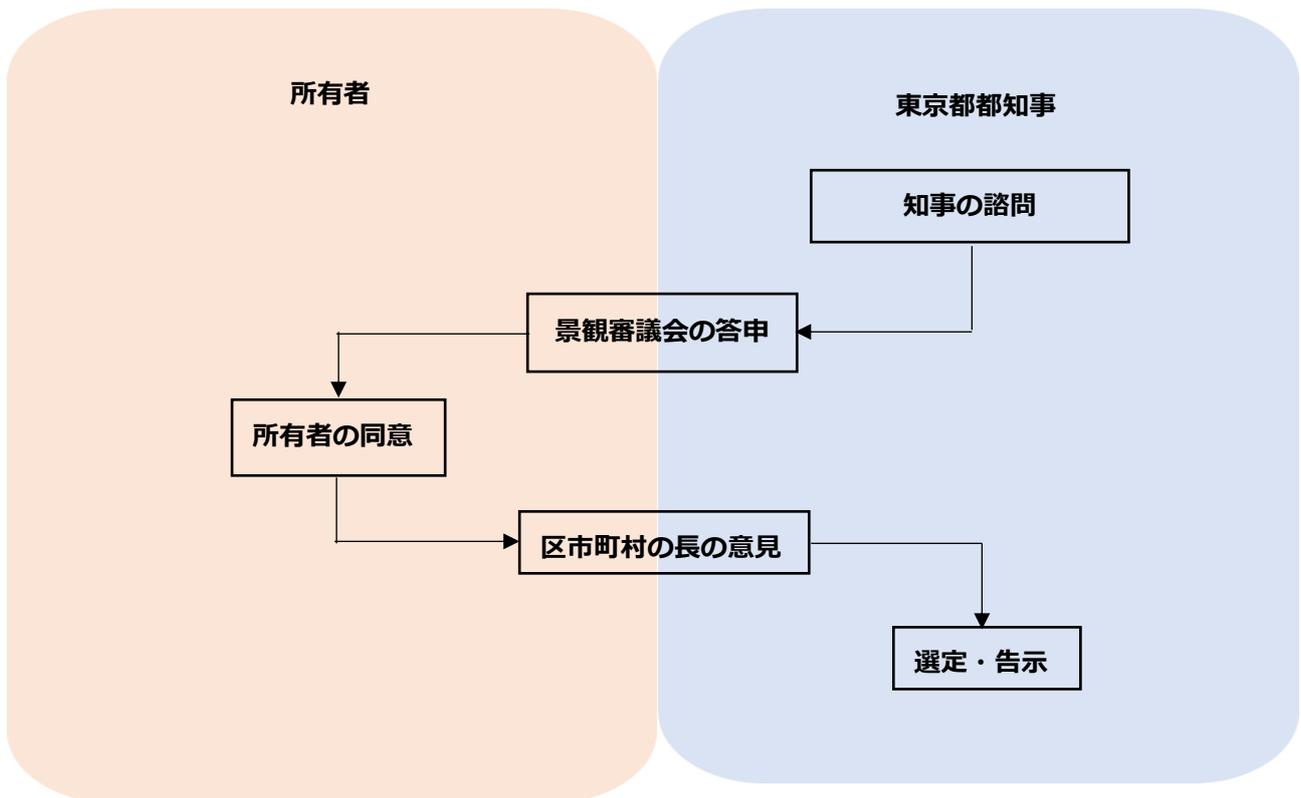
東京都選定歴史的建造物の選定基準は下記のとおりです。

選定基準	
歴史的な価値	歴史的な価値を有する建造物で、原則として建築後 50 年を経過しているもの
景観上の重要性	東京都の景観づくりにおいて重要なもの ①地域の歴史的景観を特徴づけていること ②地域のランドマークとしての役割を果たしていること ③都民となじみが深く、地域のイメージの核となっていること
保存状態	できるだけ建築当時の状態で保存されているもの
視認性	外観が容易に確認できる（外から見える）もの

留意事項等（担当課等へのアンケートに基づき、特に注意していただきたい内容等を掲載予定）

- ○○
- ○○

制度活用の手続き



問合せ

内容	担当
東京都選定歴史的建造物の選定に関すること	東京都都市整備局 都市づくり政策部 緑地景観課 歴史的景観担当 ☎ 03-5388-3359

5 地域のルール・価値をつくるための制度

アダプトシステム（道路や公園等の公共施設の環境美化活動）

概要

アダプトシステムは、千代田区における町会・商店会・学校・ボランティア団体や企業等が、区の管理している道路・公園・児童公園等において、草花の植付、管理や清掃などの環境美化活動を行う制度です。

内容

地域の方や企業、団体の自発性・自主性を尊重し、管理・清掃の計画と実施をすることで、公共施設がより身近なものになります。

また、この活動を通して地域の方々の交流が深まり、地域の活性化・イメージアップが期待できます。

千代田区では現在、道路・公園含め 23 団体（平成 26 年度 9 月末現在）が、アダプトシステムの適用により草花の管理等を行っています。

留意事項等（担当課等へのアンケートに基づき、特に注意していただきたい内容等を掲載予定）

- ○○
- ○○

制度活用の手続き

手続きの流れを図で示す予定

問合せ

内容	担当
アダプトシステムに関すること（区道）	千代田区 環境まちづくり部 道路公園課 維持係 ☎ 03-5211-4243

5 地域のルール・価値をつくるための制度

かわまちづくり支援制度

概要

かわまちづくり支援制度は、地域活性化のために市町村、民間事業者及び地元住民と河川管理者の連携の下、「河川空間」と「まち空間」が融合した良好な空間形成を目指す制度です。

- 対象団体：千代田区（市町村）
千代田区（市町村）及び民間事業者
千代田区（市町村）を構成員に含む法人格のない協議会

要件等

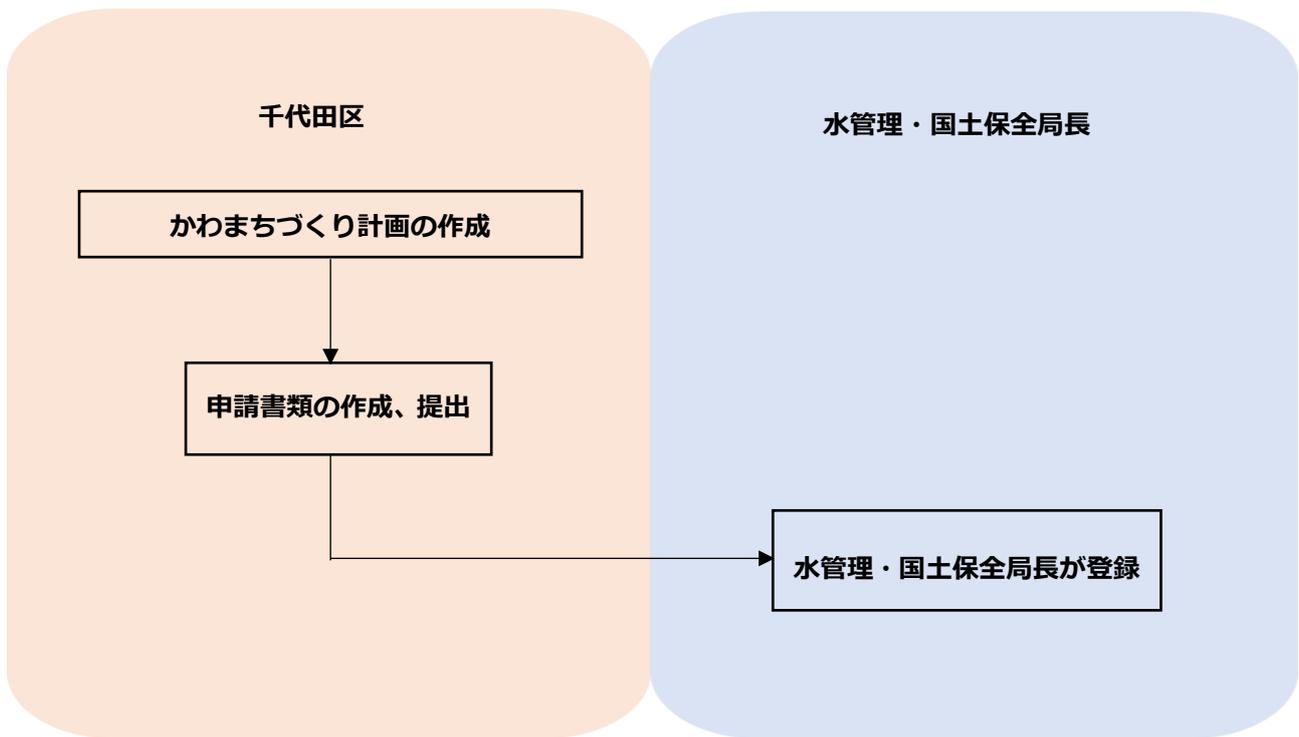
本制度の要件は下記のとおりです。

要件	
対象団体 (実施主体)	○千代田区（市町村） ○千代田区（市町村）及び民間事業者 ○千代田区（市町村）を構成員に含む法人格のない協議会
登録要件	「かわまちづくり計画」の対象となる河川が次の各号のいずれかに該当するものとする。 ○歴史的風致維持向上計画や観光圏整備実施計画など国による認定が個別法で規定されており、まちづくりと一体的に良好な河川空間を整備し、その利活用を図る必要がある河川 ○都市再生整備計画や地方再生計画など国による認定が個別法で規定されており、地域活性化や地域振興に関する計画等において、まちづくりと一体的に良好な河川空間を整備し、その利活用を図る必要がある河川 ○中心市街地活性化、国家戦略特区、地方創生特区及び環境モデル都市など国として積極的に支援している地域活性化施策に関連して良好な河川空間を整備し、その利活用を図る必要がある河川 ○推進主体が河川空間と一体となったまちづくりを行うために自らが整備を計画し、良好な河川空間形成のための諸活動を行っている等、推進主体の熱意が特に高く、河川空間を整備し、その利活用を図る必要がある河川

留意事項等（担当課等へのアンケートに基づき、特に注意していただきたい内容等を掲載予定）

- ○○
- ○○

制度活用の手続き



問合せ

内容	担当
かわまちづくり支援制度に関する事	国土交通省 関東地方整備局 河川部 ☎048-601-3151

文化財の指定登録制度

概要

千代田区内には、江戸・東京の歴史・文化を伝える文化資源が多数あります。

その中から、国（文化庁）・東京都教育委員会・千代田区教育委員会がそれぞれ、文化財を指定登録・選定して、保存ならびに活用を図っています。また、展示や講座などで、文化財や歴史に関する情報を発信しています。

要件等

- ○○
- ○○

留意事項等（担当課等へのアンケートに基づき、特に注意していただきたい内容等を掲載予定）

- ○○
- ○○

制度活用の手続き

手続きの流れを図で示す予定

問合せ

内容	担当
文化財の指定登録制度に関すること	千代田区 地域振興部 文化振興課 文化財係 ☎03-3502-3348

まちの記憶保存プレート

概要

まちの記憶保存プレートは、この千代田に刻まれた事件や事象、この地にまつわる人物など、歴史に残されたさまざまな足跡をプレートに置き換えて、後世へと伝えていくとともに、地域の人々や来訪者が、その地に刻まれた歴史に思いを向けるきっかけづくりとしていく事業です。

地域からの応募をもとに、歴史的な出来事の舞台になった場所や歴史上の人物が生まれ育った民地などに区が「まちの記憶保存プレート」を設置します。



要件

区内にお住まいの方、区内にある企業、区内にある学校（大学含む）等で、歴史的な出来事になった場所や歴史上の人物が生まれ育った民地等の土地または建物所有者（以下「土地所有者等」という）が申請できます。

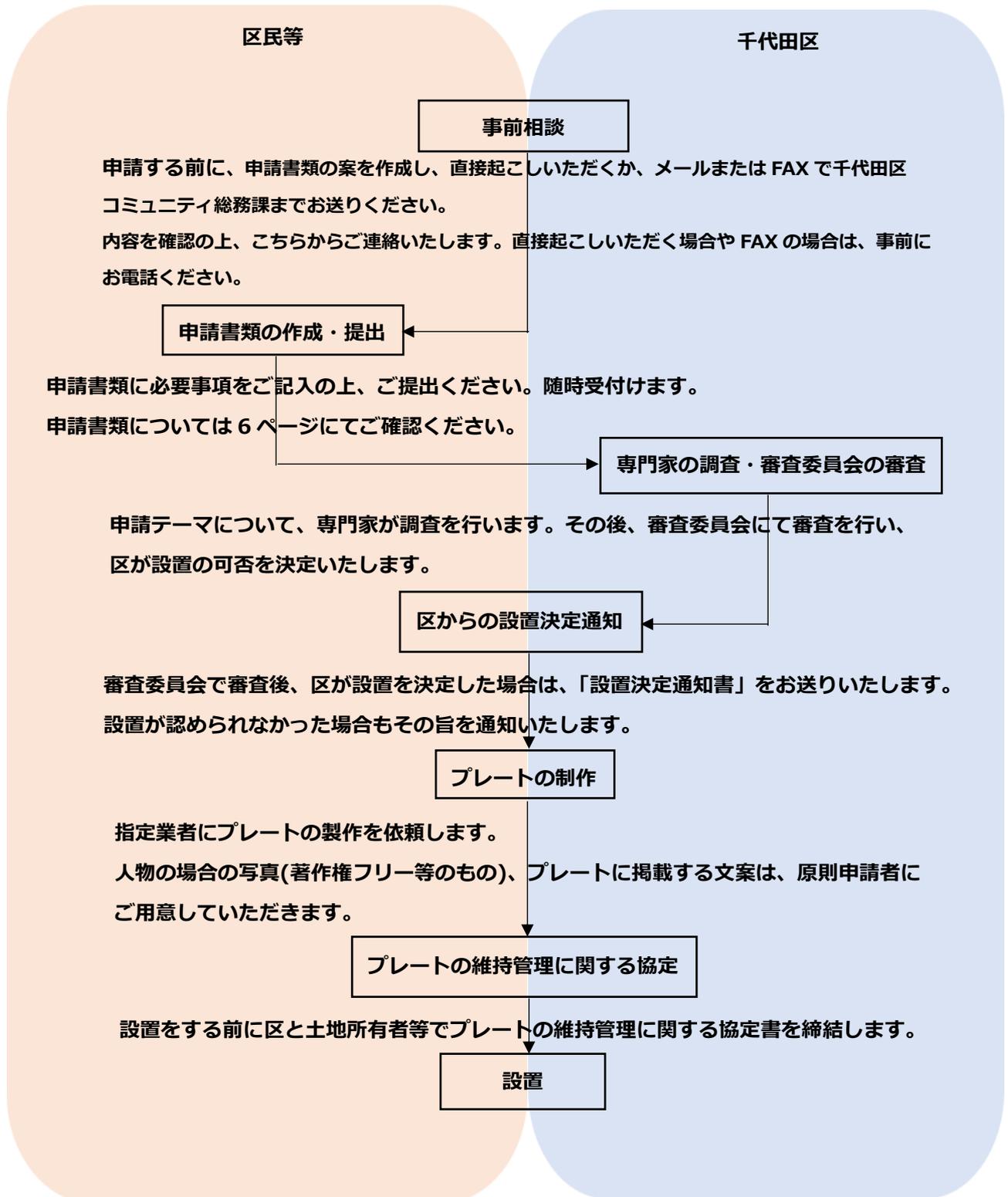
また、上記に該当しない方でも土地所有者等に設置の許可が取れる場合には申請できます。現在、千代田区内各所に 23 基設置されています。（一部掲載）

テーマ	設置場所
銭湯に初のペンキ絵	猿楽町 2 丁目 7 番 1 号 東雄ビル壁面
日本本土市街地への空襲が始まる	内神田一丁目と大手町一丁目にかかる鎌倉橋橋詰
江戸城築城	一ツ橋一丁目 1 番先 東京都所有の小公園
川喜田半泥子旧居跡	一番町 20 番地 5
大久保主水ゆかりの地「主水河岸」	神田鍛冶町一丁目 6 番 14 号 泉陽ビル

留意事項等（担当課等へのアンケートに基づき、特に注意していただきたい内容等を掲載予定）

- ○○
- ○○

制度活用の手続き



- 「まちの記憶保存プレート」に応募しようとする際は、まちの記憶保存プレート設置応募申請書、まちの記憶保存プレート設置同意書、プレートに記載したい写真が必要となります。また、必要に応じて、テーマに関わる文献などを求められる場合もあります。

問合せ

内容	担当
まちの記憶保存プレートに関すること	千代田区 地域振興部 コミュニティ総務課 コミュニティ係 ☎ 03-5211-4180

屋外広告物を活用したエリアマネジメント支援事業

概要

屋外広告物を活用したエリアマネジメント支援事業は、事業主や地権者等が主体的に行うエリアマネジメント事業については、広告収入を道路清掃や街路灯の維持管理、イベントの開催等に充当する仕組みの支援制度です、

この制度で、エリアマネジメントを行う団体が、エリア内で良好な景観形成や地域の活性化、にぎわい創出を図る等の公益活動を目的とする場合は、東京都屋外広告物条例に基づく特例許可により掲出場所などの規制を緩和し、良好なデザインの広告を掲出することができま

要件

エリアマネジメント広告（広告旗・案内サイン・仮囲い広告等）や新たな広告手法（シティドレッシング等）については、特例許可されている場合があります。

また、千代田区では、エリアマネジメント広告物に対する定義は下記のとおりです。

屋外広告物の区分	情報内容等	例
一般広告（第三者広告） エリアマネジメント広告	一般広告のうち、広告収入を地域のまちづくり活動に還元する広告物。	街路灯バナーフラッグ、街区案内サイン、工所用仮囲い等
	原則掲出が禁止されている道路等において、地域のにぎわいや広告収入を施設の維持管理へ活用することを目的として、掲出される広告物。	上屋付きバス停、配電地上機器等
エリア広告 エリアマネジメント広告	エリア広告のうち、広告収入を地域のまちづくり活動に還元する広告物。	街路灯バナーフラッグ、街区案内サイン、工所用仮囲い等

留意事項等（担当課等へのアンケートに基づき、特に注意していただきたい内容等を掲載予定）

- ○○
- ○○

制度活用の手続き

手続きの流れを図で示す予定

- 屋外広告物許可を申請する前に、景観協議を行う必要があります。
- 屋外広告物許可を申請しようとする際は、屋外広告物許可申請書と添付書類（案内図、仕様書、デザイン図、設計図、配線図、承諾書など）が必要となります。
※添付書類、または料金について、「千代田区のホームページ」参照
（右の二次元コードからアクセス可）



問合せ

内容	担当
屋外広告物を活用したエリアマネジメント支援事業に関すること	東京都都市整備局 都市づくり政策部 緑地景観課 ☎03-5388-3335
千代田区における屋外広告物に関すること	千代田区 環境まちづくり部 景観・都市計画課 景観指導係 ☎03-5211-3639

6 継続的に活動をしていくための制度等

街なみ環境整備事業

概要

街なみ環境整備事業は、住環境の整備改善を必要とする区域において、地方公共団体及び街づくり協定を結んだ住民が協力して美しい景観の形成、良好な居住環境の整備を行うことを支援する制度です。

- 対象地域：まちなかウォークアブル区域における景観地区
- 対象団体：民間事業者

要件等

本制度を活用するには、下記の要件と内容を満たす必要があります。

- 支援対象
事業施行主体である市町村又は法律に基づき組織された市町村を構成員に含む協議会
- 事業内容と補助率

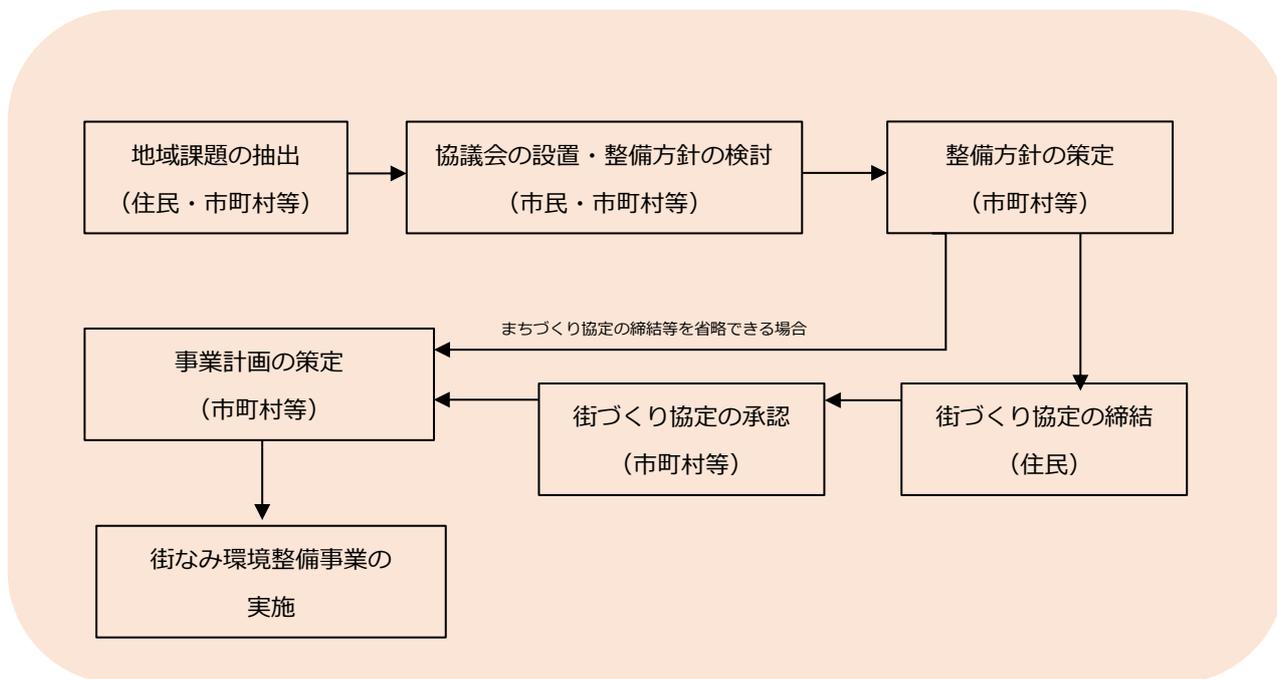
要件	例	補助率
----	---	-----

協議会活動助成事業	良好な街なみ形成方策等に係る検討のために行う勉強会、見学会、資料収集、コンサルタント派遣その他協議会の活動の費用 等	事業費の 1/2
整備方針策定事業	街なみ環境整備方針を策定するため必要となる現況の測量、現況図の作成及び説明会の開催に必要な費用 等	事業費の 1/2
街なみ整備事業	街なみ環境整備事業の実施に当たり必要となる事業計画の策定及び説明会の開催に必要な費用 等	事業費の 1/2
街なみ整備助成事業	事業主体が実施する地区施設の造成により必要となる当該地区施設用地の建築物等の敷地からの分筆及び登記に要する費用 等	事業費の 1/3

留意事項等 (担当課等へのアンケートに基づき、特に注意していただきたい内容等を掲載予定)

- ○○
- ○○

制度活用の手続き



- 交付を申請しようとする際は、社会資本整備総合交付金交付申請書、交付対象事業の概要を示す図面、事業費財源表などを都道府県知事に提出する必要があります。

問合せ

内容	担当
街なみ環境整備事業に関すること	東京都都市整備局 市街地整備部 防災都市づくり課 住環境整備担当 ☎ 03-5320-5142

共同型都市再構築業務

概要

共同型都市再構築事業は、防災・環境性能の優れたプロジェクトや医療、福祉、商業等の都市機能を有するプロジェクトを行う民間事業者に長期安定的に資金を提供する制度です。

MINTO 機構が共同事業者として建設費の一部を負担し、竣工時に取得した建物の持分を事業者に譲渡、その代金を原則として長期割賦で返済していただきます。

- 対象地域：都市計画区域、または港湾区域若しくは臨港地区

要件

本制度の金融支援を受けるには、下記の要件を満たす必要があります。

対象区域	都市計画区域（市街化調整区域及び非線引き都市計画区域のうち用途地域が定められていない区域を除く）、又は港湾区域若しくは臨港地区
事業規模	事業区域面積は 500m ² 以上 延床面積は 2,000m ² 以上 ただし、①都市再生整備計画の区域における事業は 1,000m ² 以上、 ②都市機能誘導区域における事業は 1,000m ² 以上 さらに誘導施設を含む認定事業……延床面積の制限なし
整備要件	次のいずれかの事業で、緑地、広場等の公共施設の整備を伴うもの (千代田区の場合) ①防災施設 ②宿泊施設を含む事業
支援限度額	「公共施設等整備費」又は「総事業費の 50%」のいずれか少ない額
返済方法	①期間：20 年以内、返済方法：元金均等・半年賦償還 ②期間：10 年以内、返済方法：期限一括償還
金利条件	①5 年間固定（6 年目からは、5 年毎に金利見直し） ②10 年間固定（11 年目に金利見直し） ③20 年間固定（全期間固定）
担保	原則として対象土地・建築物に抵当権を設定

※整備要件の詳細等について、「MINTO 機構のホームページ」参照
(右の二次元コードからアクセス可)



留意事項等 (担当課等へのアンケートに基づき、特に注意していただきたい内容等を掲載予定)

- ○○
- ○○

制度活用の手続き



- 申請に必要な書類について、教えてください。

問合せ

内容	担当
共同型都市再構築業務に関する こと	一般財団法人民間都市開発推進機構 都市開発支援部 ☎ 03-5546-0787

グリーンアセット等整備支援業務

概要

グリーンアセット等整備支援業務は、国や市町村が定める特定の区域において行われる環境や防災に配慮した優良な民間都市開発事業に対し、資金（ローン・社債取得）を提供擦る制度です。

- 対象地域：都市再生整備計画の区域、都市再生緊急整備地域、特定都市再生緊急整備地域
- 対象団体：一定の要件を満たした国の認定を受けた民間都市開発事業に係るもの

要件

本制度の金融支援を受けるには、下記の要件を満たす必要があります。

対象区域	特定都市再生 緊急整備地域	都市再生 緊急整備地域	都市再生整備計画 の区域
事業規模	1.0ha 以上 ただし、複数の都市開発事業が隣接又は近接して一体的に行われる場合、個々の事業区域面積は 0.5ha 以上		千代田区（三大都市圏の既存市街地等の区域）内は 0.5ha 以上
支援対象	<p>上記区域・規模要件等を満たし、国土交通大臣の認定を受けた民間都市開発事業に係る次のもの(③及び④は貸付の場合のみ)</p> <p>① 認定を受けた事業者(専ら、認定事業の施行を目的とする株式会社、合同会社又は特定目的会社)</p> <p>② 認定を受けた事業者(開発の主体)から建築物及び敷地(信託受益権を含む)を取得し、管理・処分を行う者(床取得会社など、専ら、その取得・管理・処分を目的とする株式会社、合同会社又は特定目的会社)</p> <p>③ 認定を受けた事業者(認定事業に係る財産を自己の固有財産及び他の認定事業に係る財産と分別して管理するもの)</p> <p>④ 認定を受けた事業者(開発の主体)から建築物及び敷地(信託受益権を含む)を取得し、管理・処分を行う者(認定事業に係る財産を自己の固有財産及び他の認定事業に係る財産と分別して管理する株式会社、合同会社、又は特定目的会社)</p>		
支援限度額	「公共施設等整備費」又は「総事業費の 50%」のいずれか少ない額		
償還期間	<p>① 貸付は 20 年以内</p> <p>② 社債の取得は 10 年以内</p> <p>※ただし、①貸付の場合に、建築物省エネルギー性能表示制度（BELS）の 3 つ星以上を取得し、かつ、その他の環境認証取得状況を踏まえ環境性能が良好な場合には 40 年以内</p>		

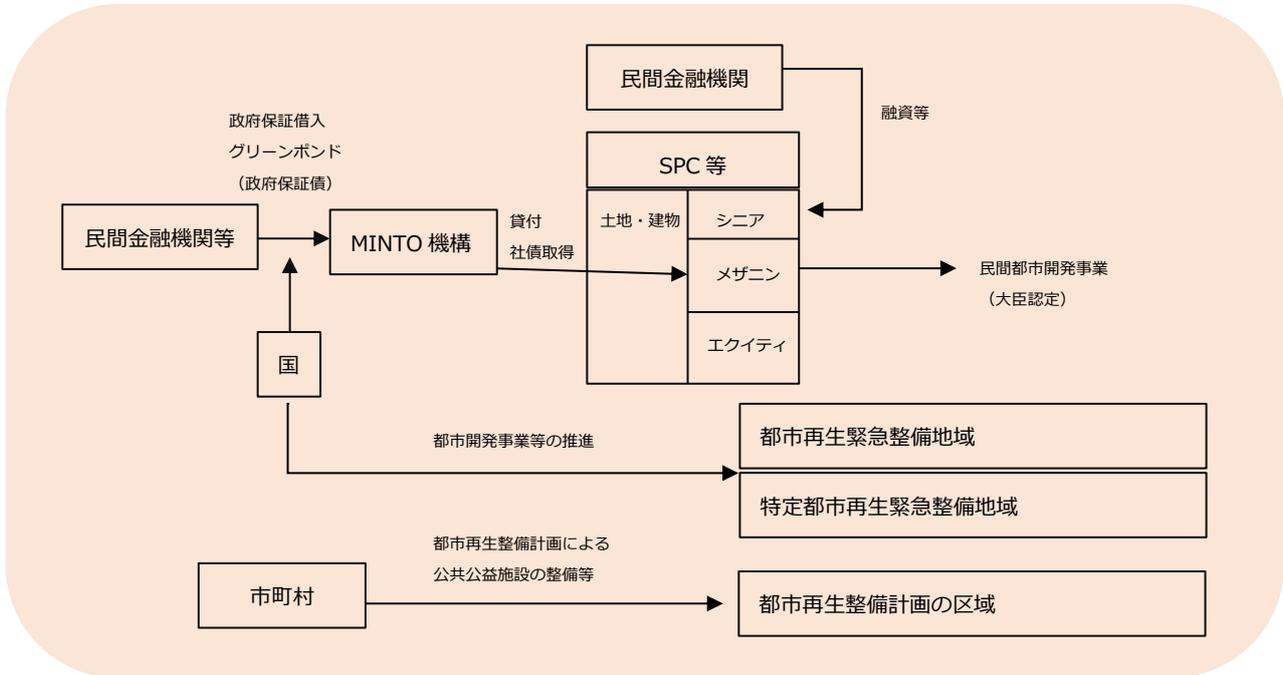
※整備要件の詳細等について、「MINTO 機構のホームページ」参照
(右の二次元コードからアクセス可)



留意事項等 (担当課等へのアンケートに基づき、特に注意していただきたい内容等を掲載予定)

- ○○
- ○○

制度活用の手続き



- グリーンアセット等整備支援業務の申込みを行う場合には、貸付け・社債取得の対象となる公共施設等、公益的施設及び情報化基盤設備の整備の具体的内容を含む事業計画、資金計画、環境性能に係る資料、会社の定款、財務諸表等の当該事業者の事業内容がわかる資料が必要となります。

※申請書類の詳細について、「MINTO 機構のホームページ」参照
(右の二次元コードからアクセス可)



問合せ

内容	担当
グリーンアセット等整備支援業務に関すること	一般財団法人民間都市開発推進機構 都市開発支援部 ☎ 03-5546-0787

まち再生出資業務

概要

まち再生出資業務は、市町村が定める特定の区域において行われる優良な民間都市開発事業に対し、MINTO 機構が出資又は LPS（投資事業有限責任組合）等を通じて社債取得を行うことにより、事業の立ち上げ支援する制度です。

- 対象地域：都市再生整備計画の区域、都市機能誘導区域
- 対象団体：一定の要件を満たした国の認定を受けた民間都市開発事業に係るもの

要件

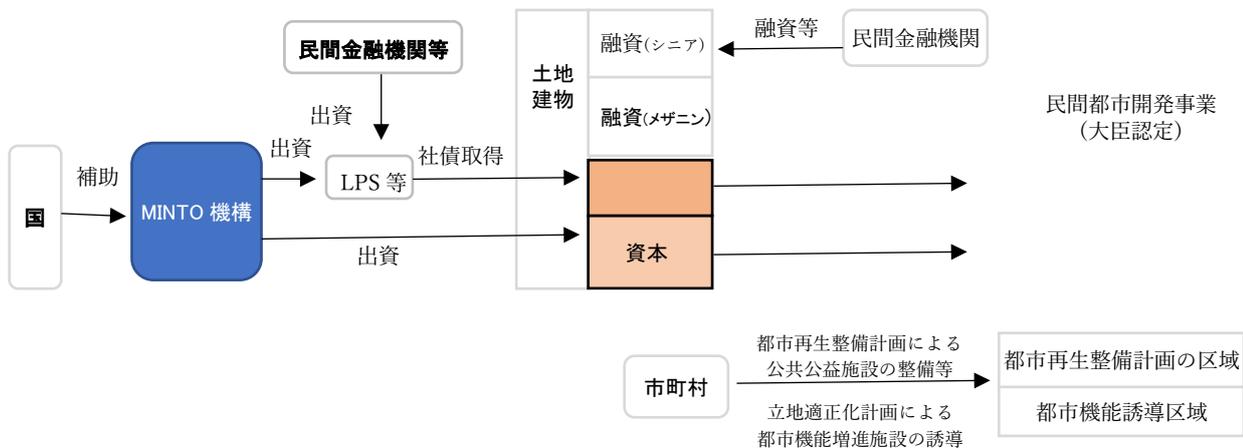
本制度の金融支援を受けるには、下記の要件を満たす必要があります。（東京大都市圏の場合）

対象区域	都市再生整備計画の区域	都市機能誘導区域
事業規模	<ul style="list-style-type: none"> ①千代田区（三大都市圏の既成市街地等の区域）の場合、0.5ha 以上 ②低未利用土地の区域内における都市再生整備計画に記載された事業の場合、500m²以上 	<ul style="list-style-type: none"> ①誘導施設を含む事業の場合、500m²以上 ②誘導施設の利用者の利便の増進に寄与する施設を含む事業の場合、0.1ha 以上
整備要件	○緑地、広場等の公共施設の整備を伴うもの	
支援対象	上記区域・規模要件等を満たし、国土交通大臣の認定を受けた民間都市開発事業に係る次のもの <ul style="list-style-type: none"> ○認定を受けた事業者（専ら、認定事業を目的とする株式会社、合同会社又は特定目的会社） ○認定を受けた事業者（開発の主体）から建築物及び敷地（信託受益権を含む）を取得し、管理・処分を行う者（床取得会社など、専ら、その取得・管理・処分を目的とする株式会社、合同会社又は特定目的会社） ○認定事業に係る不動産特定共同事業契約に基づく出資 等 	
支援限度額	○「公共施設等整備費」、「総事業費の 50%」、または「資本の額の 50%」の額のうち最も少ない額	

留意事項等（担当課等へのアンケートに基づき、特に注意していただきたい内容等を掲載予定）

- ○○
- ○○

制度活用の手続き



問合せ

内容	担当
まち再生出資業務に関する こと	一般財団法人民間都市開発推進機構 まちづくり支援部 ☎ 03-5546-0797

まちづくりファンド支援事業

概要

地域金融機関と MINTO 機構が連携して「まちづくりファンド」を組成し、当該ファンドからの出資・社債取得を通じて、リノベーション等による民間まちづくり事業を一定のエリアにおいて連鎖的に進めることで、当該エリアの価値向上を図りつつ、地域の課題解決に支援する制度です。

- 対象団体：民間まちづくり事業を行う者

要件

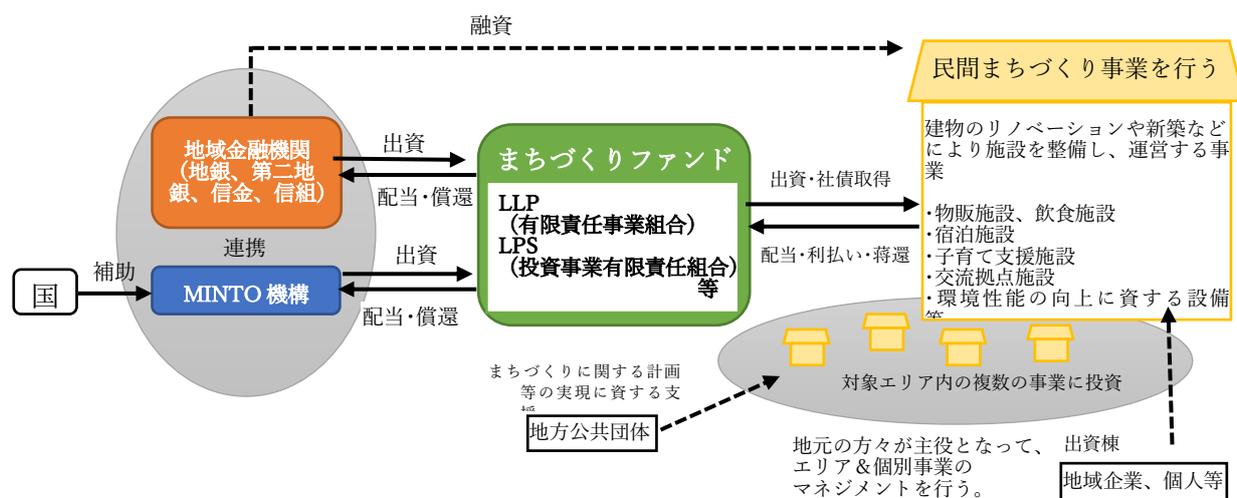
本支援事業を受けるには、下記の要件を満たす必要があります。

出資の要件	
仮機構からファンドへの出資について	<ul style="list-style-type: none"> ○機構と共同で地域金融機関が出資を行うファンドであること ○機構による出資の限度額は、ファンド総額に1/2まで ○ファンドの存続期間は最長20年 ○ファンドの形態は、LLP（有限責任事業組合）、LPS（投資事業有限責任組合）等
ファンドから民間まちづくり事業への出資等について	<ul style="list-style-type: none"> ○建物リノベーションなど施設の整備に係る事業を原則とし、当該事業と関連して一体不可分なソフト事業を含めることが可能。ただし、人件費、賃借料その他の経常的な経費を充てて行う部分は除く ○ファンドによる嫉視の限度額は、当該出資を受けた後の事業者の資本の額の2/3又は総事業費の2/3のいずれか少ない額まで ○ファンドによる社債取得の限度額は、総事業費の2/3まで ○出資・社債取得の回収期間は最長10年を目途とすること等

留意事項等（担当課等へのアンケートに基づき、特に注意していただきたい内容等を掲載予定）

- ○○
- ○○

制度活用の手続き



問合せ

内容	担当
まちづくりファンド支援事業に関すること	一般財団法人民間都市開発推進機構 まちづくり支援部 ☎ 03-5546-0797

千代田まちづくりサポート

概要

千代田まちづくりサポートは、千代田を元気ある、住み良い魅力的なまちにしようと市民レベルでがんばっているまちづくり活動や、これから始めようとするまちづくり活動を応援する制度です。

初動期のまちづくり活動を支援する「はじめて部門」と3年間にわたって助成する「一般部門」、「テーマ部門」、まちの居場所・会所づくりを支援する「普請部門」があり、在住・在勤などの枠を超え、多様なまちづくり活動を支援します。



要件

助成対象団体について、国籍を問わず、3人以上のグループで千代田区在住、在勤、在学の方となります。

助成対象となる活動について、千代田区を中心とした市民レベルのまちづくり活動に対し助成を行います。ここで言うまちづくり活動とは、「地域に元気をもたらし、コミュニティの活性化に貢献する活動」、「現在、将来にわたって住みよい魅力的な都市環境づくりに貢献する活動」のことです。

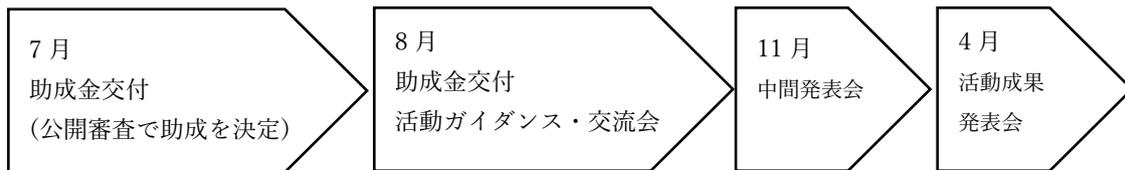
また、助成金額は下記のとおりです。

	助成となる活動	助成金額
はじめて部門	地域のまちづくりへの提案をまとめる活動	一律 5 万円
一般部門	まちづくりに関するワークショップ、シンポジウム等の活動	5 万～50 万円
テーマ部門	まちづくりに関する調査研究 まちづくりグループのネットワークづくり 地域の情報を提供する活動 等	最大 50 万円
普請部門	○拠点づくり事業 例) 地域イベントを通じた交流拠点 事務所ビルの空室などを活用した交流拠点 等 ○歴史・文化・都市環境の保全活用事業 例) 広場や公園、橋詰広場など小スペースの整備活動 看板建築など古い木造建築物の保全活用事業 等	最大 500 万円

留意事項等 (担当課等へのアンケートに基づき、特に注意していただきたい内容等を掲載予定)

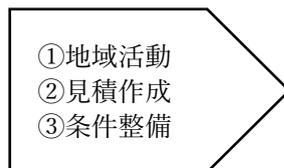
- ○○
- ○○

制度活用の手続き

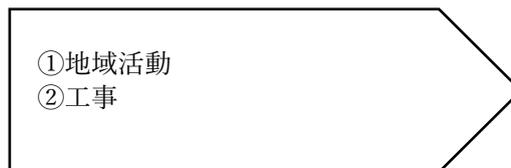


普請部門

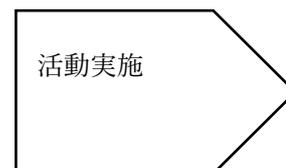
7月 公開審査
(一次審査)



11月 中間発表会
(二次審査・助成決定)



5年間、活動成果発表
(竣工検査・助成金交付)



- 千代田区まちづくりサポートを申請しようとする際、応募用紙をメールで送信してください。

問合せ

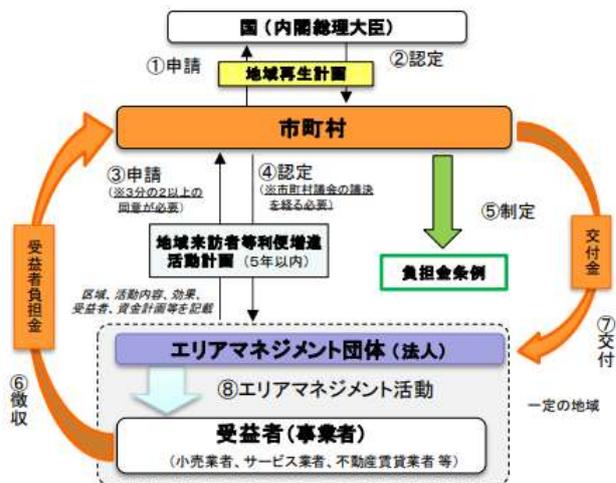
内容	担当
千代田まちづくりサポートに関すること	公益財団法人 まちみらい千代田 まちづくりサポート事務局 ☎ 03-3233-7556

地域再生エリアマネジメント負担金制度

概要

地域再生エリアマネジメント負担金制度は、エリアマネジメント活動を、来訪者や滞在者の増加を通じて地域内の事業者の事業機会の拡大や収益性の向上が図られ、経済効果の増進を通じた地域再生を実現するものと捉え、この活動により利益を享受する事業者から負担金を徴収する制度です。

この負担金制度では、エリアマネジメント団体は、負担金を徴収した市町村から交付金の交付を受け、その交付金に基づき、エリアマネジメント活動を行うこととなります。



- 対象団体：法人格を有するエリアマネジメント団体
- 本制度を活用したい市町村は、当該事項を記載した地域再生計画を作成し、国の認定を得る必要があります。
- エリアマネジメント団体は地域再生計画の作成の提案が可能

要件等

本制度を活用できる対象団体と活動内容は下記のとおりです。

■ 対象団体

要件	例
法人格を有するエリアマネジメント団体	特定非営利活動法人（NPO法人） 一般社団法人、一般財団法人 その他の営利を目的としない法人 地域再生の推進を図る活動を行うことを目的とする会社

■ 活動内容

要件	例
来訪者等の利便の増進に資する施設又は設備の整備又は管理に関する活動	サイクルポートの設置 オープンカフェの活用
来訪者等の増加を図るための広報又は行事の実施その他の活動	イベント開催 情報発信

留意事項等（担当課等へのアンケートに基づき、特に注意していただきたい内容等を掲載予定）

- ○○
- ○○

制度活用の手続き

手続きの流れを図で示す予定

- 本制度を活用したいエリアマネジメント団体は、受益事業者の3分の2以上の同意を得て、当該事項を記載した地域来訪者等利便増進活動計画（活動計画）を作成し、市町村長の認定を得る必要があります。

問合せ

内容	担当
地域再生エリアマネジメント 負担金制度に関すること	内閣府 地方創生推進事務局 ☎ 03-5510-2151

都市環境維持・改善事業資金

概要

都市環境維持・改善事業資金は、地域住民・地権者の手による良好な都市機能及び都市環境の保全・創出を推進するため、エリアマネジメント事業を行う都市再生推進法人又はまちづくり法人に貸付を行う地方公共団体に対し、国が無利子で貸付けを行う制度です。

- 対象地域：都市再生緊急整備地区、都市機能誘導区域 等
- 対象団体：都市再生推進法人、まちづくり法人

要件

本制度を受けるには、下記の要件を満たす必要があります。

貸付の要件	
貸付対象者	<ul style="list-style-type: none"> ○都市再生推進法人 都市再生法の中に規定された業務（都市開発事業、公共施設・都市利便施設整備事業への支援、参加等）を遂行できるものとして市町村長の指定を受けた一般社団法人・一般財団法人 ○まちづくり法人 まちづくりの推進を図る事業活動を目的とした、地方公共団体から1/4以上の出資を受けている法人
貸付条件	<ul style="list-style-type: none"> ○貸付限度額：事業に要する額の1/2以内 ○国の貸付率：地方公共団体の貸付額の1/2以内（事業費の1/4以内） ○利率：無利子 ○償還方法：10年以内（うち据置期間4年以内）均等半年賦償還
対象地域	<ul style="list-style-type: none"> ○都市再生緊急整備地域 ○都市機能誘導区域（鉄道・地下鉄駅から半径1kmの範囲内、バス・軌道の停留所・駐車場から半径500mの範囲内の区域） ○歴史的風致維持向上計画の区域 ○観光圏整備計画に定める滞在促進地区の区域 ○景観計画の区域または景観地区 等
対象費用	<ul style="list-style-type: none"> ○市町村が地域住民・民間事業者等と共同で策定したエリアマネジメントにかかる計画を含む「都市再生整備計画（国土交通大臣に送付することにより都市再生整備計画の提出とみなされる立地適正化計画を含む。）」にもとづくもの ○上記の条件に基づいた都市再生整備計画区域内における以下のもの <ul style="list-style-type: none"> ・都市開発事業 ・公共施設とこれに準ずる駐車場その他都市利便施設整備事業

留意事項等（担当課等へのアンケートに基づき、特に注意していただきたい内容等を掲載予定）

- ○○
- ○○

制度活用の手続き

手続きの流れを図で示す予定

- 都市環境維持・改善事業資金を申請しようとする際は、国土交通省の官民連携推進室に相談してください。

問合せ

内容	担当
都市環境維持・改善事業資金 に関する事	国土交通省 都市局 まちづくり推進課 官民連携推進室 ☎ 03-5253-8407

都市再生推進法人に土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特例

概要

都市再生推進法人に土地等譲渡した場合の譲渡所得の特例は、市町村長が策定する「都市再生整備計画」や「立地適正化計画」を推進するため、これらの計画に参画する都市再生推進法人への土地等の提供に伴う税負担を軽減することで、都市再生推進法人による都市開発事業、公共施設や誘導施設等の整備に関する事業、低未利用土地の利用に関する事業等の円滑な実施を促す制度です。

- 対象地域：都市再生整備地域、都市機能誘導区域
- 対象団体：一定の条件を満たした都市再生推進法人

要件等

特例措置の活用要件及び内容は下記のとおりです。

- 特例制度を受けられるための要件：
都市再生推進法人、かつ、次の要件の①か②の要件を満たす必要があります。

要件	
①	公益社団法人又は公益財団法人であること
②	定款において、その法人が解散した場合、残余財産が地方公共団体又はその法人と類似の目的をもつ他の公益目的事業を行う法人に帰属する旨の定めがあること

- 特例措置の内容

内容	控除額等
個人又は法人が、都市再生特別措置法第 119 条第 3 号に規定する事業（例：都市再生整備計画の区域における都市開発事業、立地適正化計画に記載された誘導施設等の整備に関する事業や低未利用地の利用又は管理に関する事業）の用に供するために、所有期間 5 年超の土地等を、都市再生推進法人に譲渡する場合	長期譲渡所得のうち 2,000 万円以下の部分について税率を軽減
個人又は法人が、都市再生整備計画又は立地適正化計画に記載された公共施設の整備に関する事業の用に供するために、都市再生整備計画又は立地適正化計画区域内の土地等を、地方公共団体の管理の下に事業を行う都市再生推進法人に買い取られる場合	1,500 万円特別控除

留意事項等（担当課等へのアンケートに基づき、特に注意していただきたい内容等を掲載予定）

- ○○
- ○○

制度活用の手続き

手続きの流れを図で示す予定

問合せ

内容	担当
都市再生推進法人に土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特例に関する事	国土交通省 関東地方整備局 建政部 都市整備課 ☎ 048-600-1907

2 エリアマネジメント団体の成り立ち

協議会から都市再生推進法人へ（大手町・丸の内・有楽町地区まちづくり協議会）

- エリアマネジメント活動を行う団体には様々な形がありますが、都市再生推進法人である一般社団法人大手町・丸の内・有楽町地区まちづくり協議会は、当初、大手町・丸の内・有楽町地区再開発計画推進協議会として活動を始めました。当地区は、我が国の経済活動の中心であり、昨今の国際的な都市間競争の中で、日本が世界経済の中心の一つとして今後とも発展を続けていくための整備強化が不可欠で、そのためには、立地条件等を十分に活用しつつ千代田区の街づくり方針に沿った積極的な街づくりに取り組んで行く必要がありました。
- 活動を進める中で、2012年に現在の名称に改め法人を設立し、2013年に都市再生推進法人の指定を受けました。現在も、大手町・丸の内・有楽町地区まちづくり懇談会で策定されている「まちづくりガイドライン」を踏まえ、企業、団体及び行政等のまちづくりに係る主体との連携を図り、都市空間の適切かつ効率的な開発、利活用等を通じたまちづくりを展開することにより、当地区の付加価値を高め、東京の都心としての持続的な発展に寄与しています。

▼一般社団法人大手町・丸の内・有楽町地区 まちづくり協議会の概要

事業時期	1988年～	
エリア	大手町・丸の内・有楽町地区（約120ha）	
構成団体等	正会員：民間65社 準会員：東京都を含め、官民10社 賛助会員：千代田区等を含め、官民9社	▲エリア
経緯	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1988年 大手町・丸の内・有楽町地区再開発計画推進協議会を設置 ・ 1996年 大手町・丸の内・有楽町地区まちづくり懇談会第1回開催 ・ 2012年 一般社団法人大手町・丸の内・有楽町地区まちづくり協議会を設立 ・ 2013年 千代田区より「都市再生推進法人」の指定を受ける 	
事業推進体制と事業概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 官民連携により、まちづくりルールの作成、情報発信、防災・防犯活動、環境維持まちづくり活動等を実施している。 ① PPPによる「ガイドライン」を基軸にしたまちづくり 当協議会と千代田区、東京都、JR東日本の4社が、まちの将来像、整備手法、ルールを検討、継続的に「まちづくりガイドライン」を更新し活動 ② 「日常使い」と「非日常の演出」による道路空間活用 幅21mの官民用地からなる丸の内仲通りにおいて社会実験も実施しながら、道路空間を活用 ③ 各種イベント開催 	
活用制度	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「東京のしゃれた街並みづくり推進条例」の制定を契機とした公開空地の活用 ・ 「国家戦略特区指定区域」の指定による道路上でのオープンカフェやイベント開催 	

一般社団法人大手町・丸の内・有楽町地区まちづくり協議会 HP、大手町・丸の内・有楽町地区まちづくり懇談会 HP、官民連携まちづくりポータルサイト HP を基に作成

3 検討経緯

<ul style="list-style-type: none"> ■ 千代田区エリアマネジメント推進ガイドライン検討会 	<p>第1回（令和4年8月23日）</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 千代田区エリアマネジメント活動推進ガイドラインの目的、構成、掲載する各種制度について検討 <p>第2回（令和4年10月31日）</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 千代田区エリアマネジメント活動推進ガイドラインの骨子（案）について検討 <p>第3回（令和4年12月20日）</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 千代田区エリアマネジメント活動推進ガイドラインの素案（案）について検討
<p>千代田区エリアマネジメント活動推進ガイドライン（素案）の公表（令和5年2月上旬予定）</p>	
<p>パブリックコメントの実施（令和5年2月上旬～下旬予定）</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ■ 千代田区エリアマネジメント推進ガイドライン検討会 	<p>第4回（令和5年、詳細未定）</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ パブリックコメントの結果を踏まえ、エリアマネジメント推進のためのガイドラインについて検討
<p>千代田区エリアマネジメント活動推進ガイドラインの策定（令和5年3月予定）</p>	

4 委員名簿

千代田区エリアマネジメント推進ガイドライン検討会 委員名簿

	氏名	現職
有識者	○中島 伸	東京都市大学都市生活学部 准教授
	泉山 壘威	日本大学理工学部建築学科 助教
	小嶋 文	埼玉大学理工学研究科 准教授
町会	高岡宏光	神保町地区町会連合会
	岩澤勝子	千代田区婦人団体協議会
区民	細木 博己	公募区民
	小野寺 瑞穂	公募区民
民間事業者	土方 さやか	秋葉原タウンマネジメント株式会社 事業マネージャー
	重松 眞理子	一般社団法人大手町・丸の内・有楽町地区まちづくり協議会 都市政策部会長
千代田区	印出井 一美	千代田区 環境まちづくり部長
	加島 津世志	千代田区 まちづくり担当部長

※○印は委員長を示す。

オブザーバー

交通管理者	警視庁 交通部 交通規制課
	警視庁 麹町警察署 交通課
	警視庁 丸の内警察署 交通課
	警視庁 神田警察署 交通課
	警視庁 万世橋警察署 交通課
道路管理者等	国土交通省 関東地方整備局 東京国道事務所 管理第一課
	東京都 建設局 道路管理部 監察指導課
	東京都 都市整備局 都市基盤部 交通企画課